

第3編 地震編

第1章 地域防災計画・地震編の概要

本編に規定があるものを除いては、一般災害編による。

大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画については、本編別紙の東海地震に関する事前対策計画をもって充て、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」、及び首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第21条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本項目が本編に含まれるため、本編はこれら2つの計画を兼ねる。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 県

次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

1 地震災害予防対策

- (1) 地震防災に関する組織の整備
- (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (3) 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- (4) 大規模な地震防災訓練の実施
- (5) 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (6) 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- (7) 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- (8) 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進
- (9) 危険物等災害予防対策の推進
- (10) 地震防災応急計画の作成指導
- (11) 自主防災組織の育成、指導、その他県民が実施する地震対策の推進
- (12) 大震火災対策の推進
- (13) 前各号のほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

2 地震防災応急対策

- (1) 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- (2) 警戒宣言又は南海トラフ地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- (3) 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- (4) 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- (5) 避難指示
- (6) 被災者の救助その他の保護
- (7) 市町村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出

- (8) 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- (9) 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- (10) 犯罪の予防、交通規則その他の社会秩序維持の措置
- (11) 緊急輸送の確保
- (12) 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施
- (13) 県の施設等の安全措置及び応急復旧
- (14) 広域一時滞在に関する協定の締結
- (15) 他機関への応援要請
- (16) 前各号のほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置

3 災害復旧対策

- (1) 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- (2) 激甚災害に関する調査及び指定の促進

第2 市町村

市町村は、県に準じた地震災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立して災害に対処するものとする。

ただし、災害救助法が適用され、救助を迅速に行う必要がある場合は、知事はその権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととした事務を除くほか、市町村長は、知事が行う救助を補助する。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

第3 指定地方行政機関

1 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整
- (2) 管区内各県警察の相互援助の調整
- (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携
- (4) 警察通信の確保及び警察通信統制

2 関東管区行政評価局（山梨行政監視行政相談センター）

- (1) 被災者への生活支援情報の提供
- (2) 専用電話を備えた相談窓口の開設
- (3) 特別行政相談所の開設

3 関東総合通信局

- (1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
- (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援
- (3) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸出し
- (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

4 関東財務局（甲府財務事務所）

- (1) 東海地震臨時金融対策連絡協議会等による金融業務の円滑な措置の指示
- (2) 日本銀行甲府支店との協議等に基づく金融上の措置
 - ア 預貯金等の払戻し等の特例措置
 - イ 手形交換の特例措置
 - ウ 休日営業の特例措置

- エ 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
- オ 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
- カ 保険料支払いの迅速化措置

(3) 地方公共団体が応急対策の実施の用に供する場合における普通財産の無償貸付

5 関東信越厚生局

- (1) 管内の情報収集及び伝達に関すること
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること

6 山梨労働局

- (1) 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導
- (2) 事業場内労働者の二次災害の防止

7 関東農政局（山梨県拠点）

- (1) 災害時における食糧の供給の実施準備について関係機関に協力を求める措置
- (2) 自ら管理又は運営する施設、設備の保守
- (3) 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導
- (4) 地震防災上設備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備
- (5) 地震防災に関する情報の収集及び報告
- (6) 主要食糧等の在庫状況把握

8 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持造成
- (2) 民有林直轄治山事業の実施
- (3) 災害復旧用材（国有林材）の供給

9 関東経済産業局

生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保

10 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなどの危険物等の保安の確保
- (2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時における応急措置

11 国土地理院関東地方測量部

- (1) 災害時における地理空間情報の整備・提供
- (2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
- (3) 地殻変動の監視
- (4) 災害教訓の伝承

12 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所）、中部地方整備局（富士砂防事務所）

一般災害編の記載事項のほか、震災対策として下記の事項を行う。

- (1) 防災上必要な教育及び訓練
- (2) 通信施設等の整備
- (3) 災害危険区域等の関係機関への通知
- (4) 官庁施設の災害予防措置
- (5) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等
- (6) 水防活動、土砂災害防止活動
- (7) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握
- (8) 災害時における復旧資材の確保
- (9) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等
- (10) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄
- (11) 東海地震の地震防災強化地域に係る地震防災強化計画

- ア 地震防災応急対策に係る措置
 - イ 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
 - ウ 中央防災会議主事会議の申合せ
 - エ 大規模な地震に係る防災訓練
 - オ 地震防災上必要な教育及び広報
- (12) 南海トラフ地震防災対策推進計画
- ア 初動体制の立ち上げ
 - イ 避難支援（住民等の安全確保）
 - ウ 被災状況等の把握
 - エ 被災者の救命・救助
 - オ 被害の拡大防止・軽減
 - カ 被災した地方公共団体支援
 - キ 被災者・避難者の生活支援
 - ク 施設等の復旧、被災地域の復興
 - ケ 強い揺れへの備え
 - コ 巨大な津波への備え
- (13) 首都直下地震対策計画
- ア 首都中枢機能の継続
 - イ 避難支援（住民等の安全確保）
 - ウ 所管施設・事業者における利用者の安全確保
 - エ 被災状況等の把握
 - オ 被災者の救命・救助
 - カ 被害の拡大防止・軽減
 - キ 被災した地方公共団体支援
 - ク 被災者・避難者の生活支援
 - ケ 施設等の復旧、首都圏の復興
 - コ 強い揺れへの備え
 - サ 巨大な津波への備え
- (14) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

13 関東運輸局(山梨運輸支局)

- (1) 緊急輸送の要請に速やかに対処するため関係運送事業団体、輸送業者との連絡体制の確立
- (2) 緊急輸送に使用しうる連絡体制の確立

14 東京航空局(東京空港事務所)

- (1) 航空の安全確保のための航空情報の発出
- (2) 必要に応じ一般航空機の運航規制措置

15 東京管区气象台(甲府地方气象台)

- (1) 南海トラフ地震に関連する情報等の通報
- (2) 地震の観測並びにその成果の収集及び発表
- (3) 地震情報の発表と伝達
- (4) 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報、地震防災知識の普及
- (5) 異常現象発見の通報に対する適切な措置

16 第三管区海上保安本部

- (1) 災害予防
 - ア 防災訓練への参画
 - イ 調査研究
- (2) 災害応急対策
 - ア 警報等の伝達

- イ 情報の収集
 - ウ 活動体制の確立
 - エ 傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送
 - オ 物資の無償貸与又は譲与
 - カ 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
- (3) 災害復旧・復興対策に係る協力

17 関東地方環境事務所

- (1) 有害物資等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- (3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

18 南関東防衛局

- (1) 所管財産の使用に関する連絡調整
- (2) 災害時における防衛本省及び自衛隊との連絡調整
- (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

第4 自衛隊(東部方面特科連隊)

災害派遣の準備において「地震災害警戒本部員会議への参加」及び「警戒宣言、地震予知に関する情報の伝達」を実施するほか、本編第2編第1章第1節2～第4「自衛隊」に同じ。

第5 指定公共機関

1 東日本旅客鉄道株式会社(山梨統括センター)、東海旅客鉄道株式会社(静岡支社)

- (1) 南海トラフ地震に関する情報の伝達
- (2) 列車運転規制措置
- (3) 旅客の避難、救護体制の確立
- (4) 列車の運行状況等の広報
- (5) 発災後に備えた資機材、人員等の配備体制
- (6) 災害発生のおそれのある河川の水位観測
- (7) 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保

2 NTT東日本株式会社(山梨支店)、株式会社NTTドコモ(山梨支店)

- (1) 主要通信の確保
- (2) 通信疎通状況等の広報
- (3) 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配

3 日本赤十字社(山梨県支部)

- (1) 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
- (2) 応援救護班の体制確立とその準備
- (3) 血液製剤の確保及び供給のための措置
- (4) 赤十字奉仕団(日赤防災ボランティア)による救護活動の連絡調整
- (5) 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
- (6) 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
- (7) 義援金の募集及び配分

4 日本放送協会(甲府放送局)

- (1) 警戒宣言の伝達及び状況報告(部内)
- (2) 非常組織の整備
- (3) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動

- (4) 地震予知に関する情報等の発信、ニュースの可及的速やかな報道

5 中日本高速道路株式会社(東京支社)

所轄する高速道路等について、次の事項を行う。

- (1) 南海トラフ地震に関連する情報及びその他地震に関する情報の伝達
- (2) 利用者への広報
- (3) 災害時における復旧資機材と人員の配備
- (4) 緊急輸送を確保するための措置

6 日本通運株式会社(山梨支店)

- (1) 安全輸送の確保
- (2) 災害対策用物資等の輸送のための車両の確保
- (3) 知事及び各機関からの車両借上要請に対処しうる体制の確立

7 東京電力パワーグリッド株式会社(山梨総支社)

- (1) 電力供給施設の災害予防措置
- (2) 災害発生に備える人員等の確保、配備手配
- (3) 災害発生時及びその前後における電力供給の確保

8 日本銀行(甲府支店)

- (1) 警戒宣言発令時以降の通貨の円滑な供給に必要な事前の諸措置
- (2) 警戒宣言発令時以降における金融上の応急措置についての要請及び助言
- (3) 警戒宣言発令時における預貯金引出の集中等店頭混乱の未然防止のために必要な広報に対する協力要請

9 日本郵便株式会社(甲府中央郵便局)

- (1) 地方公共団体又は郵便事業株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
- (2) 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
- (3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (4) 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (5) 郵便局窓口業務の維持
- (6) 緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。)
- (7) 郵便局ネットワークを活用した広報活用
- (8) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

第6 指定地方公共機関

1 放送機関(株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士)

- (1) 地域住民に対する各種情報等の報道
- (2) 地域住民に対する情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道のための体制の確立
- (3) 日本放送協会に準ずる措置

2 輸送機関(山梨交通株式会社、富士山麓電気鉄道株式会社、富士急バス株式会社、社団法人山梨県トラック協会)

- (1) 安全輸送の確保
- (2) 災害対策用物資等の輸送体制の確立手配
- (3) 知事及び各機関からの車両借上げ要請に可及的速やかに即応しうる体制の整備

3 ガス供給機関(東京ガス山梨株式会社、吉田ガス株式会社、(一社)日本コミュニティガス協会関東支部山梨県部会、社団法人山梨県エルピーガス協会)

- (1) ガス供給施設の保安整備
- (2) 災害発生後の点検のための人員確保、配備手配

(3) 被災地に対するガス供給体制の確立

4 医師会(山梨県医師会、各地区医師会)

- (1) 被災者に対する救護活動の実施
- (2) 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

5 山梨県道路公社

- (1) 警戒宣言、地震予知に関する情報等の伝達
- (2) 有料道路の利用者への広報
- (3) 有料道路の復旧資材と人員等の配備手配
- (4) 緊急輸送を確保するための有料道路の整備

第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 農業協同組合、森林組合等農林業関係団体

- (1) 市町村が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
- (2) 農林産物等の災害応急対策に対する指導
- (3) 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋
- (4) 農林業生産資材等の確保、斡旋

2 商工会議所、商工会等中小企業関係団体

- (1) 市町村が行う商工業関係被害調査、融資の斡旋の協力体制の確立
- (2) 災害時における物価安定についての協力体制の確立
- (3) 救助用物資、復旧資材の確保、斡旋についての協力体制の確立

3 病院等医療施設の管理者

- (1) 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検
- (2) 災害時における病人等の収容、保護体制の準備
- (3) 必要に応じた入院患者の避難体制の確立と来院者への伝達

4 社会福祉施設及び学校施設の管理者

- (1) 児童生徒に対する地震予知に関する情報及び南海トラフ地震に関連する情報等の伝達
- (2) 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励
- (3) 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保
- (4) 災害時における収容者の保護受け入れの準備
- (5) 火気使用及び実験学習の中止
- (6) 応急医薬品の整備

5 公共施設等の施設管理者

- (1) 避難訓練の実施
- (2) 災害時における応急対策

6 不動産関係団体(公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会)

- (1) 民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼
- (2) 民間賃貸住宅の情報の提供
- (3) 民間賃貸住宅の円滑な提供

7 (公財)山梨県下水道公社

- (1) 災害発生時の情報収集及び報告、緊急点検、緊急調査、応急措置、緊急対策の策定
- (2) 緊急対応用資機材の整備、配置計画
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) 業務継続体制の確保
- (5) 施設見学者の安全確保

第8 その他の公共的団体

1 社会福祉協議会(山梨県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会)

- (1) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
- (2) ボランティアの登録・受付等とその受け入れ体制の確保

2 山梨県ボランティア協会

- (1) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
- (2) ボランティアの登録・受付等とその受け入れ体制の確保

第2節 山梨県の地盤の特質と過去の地震災害

1 地形の特徴

山梨県の総面積4,465.27k㎡でその約78%が山地である。

海拔250～300mの甲府盆地を中心に、その外周を300～700mの曾根丘陵等の丘陵地がとり囲み、更にその外側を1,500～2,000mの巨摩山地、御坂山地、関東山地、天子山地、丹沢山地等が囲み、最外周には、秩父山地や3,000m以上の赤石山地の高峰が連なる。

このように、本県の地形は、甲府盆地を中心に周辺に進むに従って標高の高まる摺鉢状地形を示し、盆地から丘陵地、山地、高山へと地形が段階的に変化している。

2 地盤の区分

本県の地盤は地形と関連性が大きく、

ア 盆地地盤は河川成～沼沢成堆積物

イ 丘陵地盤は曾根層群

ウ 山地地盤は、海拔1,500～2,000mは新第三紀の富士川層群・御坂層群
3,000m以上の高山は古第三紀～白亜紀の四万十層群で構成されている。

各地盤は断層によって境され、新第三紀と古第三紀～白亜紀との境界は、糸魚川・静岡構造線、藤の木・愛川構造線で境される。これ以外にも、きわめて複雑で幾条もの活断層と断層群が交錯している。

地震災害は断層群と関係が深く、とくに活断層は震源と考えられ、この活動が地震と災害の発生につながる。地震発生数は山梨県東部・富士五湖地域でもっとも多い。

3 地すべり地帯の特徴

地すべりは、表土が主として移動する表層性地すべりと、地質構造線の活動に伴って深部から広範囲に移動する構造的な地すべりとがある。

本県の地すべり地帯は、ある方向をもった線上に配列し、局部的な地形地質に支配されている。

これらの地すべり地帯で現在その活動が見られるのは、岩間、十谷、富士川及び南部の地すべり地帯である。

富士川に沿って身延町及び南部町には地すべりの発生があり、これらの地すべりは、富士川層群および巨摩層群にみられる第三紀層地すべりである。

4 本県の災害の歴史

歴史資料等に残されている本県の主な地震被害は次のとおりである。

(M=マグニチュード)

これらのうち、東海地域が震源と考えられる明応地震、宝永地震、安政東海地震等は、本県に多大な被害をもたらした。

(1) 明治以前

1433 (永享5. 9. 16) 夜大震動、六地藏転ぶ(王代記)

1454 (享徳3. 11. 23) 地震。夜半天地震動して奥州に津波(王代記)

1498 (明応7. 6. 11) 甲斐国大地震(高白斎記)

(明応7. 8. 25) 大地震が起き大きな被害(明応地震)(妙法寺記、王代記、塩山向

嶽禅庵小年代記)

- 1499 (明応 8. 1. 2) 大地震(妙法寺記)
1500 (明応 9) この年まで地震続く。6月4日、明応7年の地震よりも大きな地震(妙法寺記)
1511 (永正 8. 8. 7) 大地震(高白斎記)
1516 (永正 13. 7. 12~13) 地震(妙法寺記)
1549 (天文 18. 4. 14) 地震、52年前ほどの地震。10日ばかり揺れる(妙法寺記)
1703 (元禄 16. 11. 23) 大地震諸国破損(元禄地震)(塩山向嶽禅庵小年代記、甲斐国歴代譜)
1707 (宝永 4. 10. 4) **(宝永地震)**未刻、五畿七道、わが国最大級の地震の一つ。
潰家は東海、近畿中部南部、四国のほか信濃・甲斐でも多く、富士川は山崩れのために塞がった(M8.6)(日本被害地震総覧: 2003)
(〃 10. 5) 卯刻、甲斐を中心に大余震あり、甲斐などで本震より強く感じ、大きな被害(潰家 7,397、同寺 254、死 24)となった(新編日本被害地震総覧: 1989)
1710 (宝永 7. 11) 大地震があり、津波・地割れが所々に起きる(甲斐国歴代譜)
1782 (天明 2. 7. 14) 夜より15日夜大地震(甲斐古今記)
1854 (安政 1. 11. 4) 駿河湾から遠州灘、紀伊半島南東沖一帯を震源とするM8.4という巨大地震が発生(**安政東海地震**)

(2) 明治以降

- 1891(明治 24. 12. 24) 山梨・静岡県境を震央とする地震(M6.5)、北都留郡で地割れ数ヶ所、家・土蔵の壁落ち、落石あり
1898(明治 31. 4. 3) 山梨県中部を震央とする地震(M5.9)、南巨摩郡睦合村(現南部町)で山岳(安部岳)の崩壊、地面の亀裂、石碑・石塔の転倒、家屋にも多少の被害
1902(明治 35. 5. 25) 山梨県東部を震央とする地震(M5.4)、南都留郡より神奈川県にわたって地面に小亀裂、土蔵等に多少の破損、日影村(現大和村)に小亀裂等
1915(大正 4. 6. 20) 山梨県東部を震央とする地震(M5.9)、甲府市水道管亀裂4~5ヶ所
1918(大正 7. 6. 26) 神奈川県西部を震央とする地震(M6.3)、谷村(現都留市)で石垣崩壊、石塔転倒、土蔵壁亀裂・剥離等多く、鯉沢町でも墓石転倒、土蔵壁脱落等あり、甲府市付近で水道管破裂7~8ヶ所
1923(大正 12. 9. 1) **(関東大地震)**(M7.9 甲府震度6)、県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1,761棟、半壊4,992棟、地盤の液状化現象3ヶ所
1924(大正 13. 1. 15) 丹沢地震(M7.3 甲府震度6)、県東部で負傷者30人、家屋全壊10棟、半壊87棟、破損439棟、水道破損60ヶ所
1944(昭和 19. 12. 7) **(東南海地震)**(M7.9)、甲府市付近で負傷者2人、家屋全壊26棟、半壊8棟、屋根瓦落下29ヶ所等(山梨日日新聞)
1976(昭和 51. 6. 16) **山梨県東部**を震央とする地震(M5.5)、県東部で住家等一部破損77棟、道路22ヶ所、田畑31ヶ所、農業用施設79ヶ所等
1983(昭和 58. 8. 8) **山梨県東部**を震央とする地震(M6.0)、県東部を中心に19市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者5人、住家半壊1棟、一部破損278棟、田147ヶ所、農林業用施設55ヶ所、道路21ヶ所、商工被害78件、停電全世帯の66%等、被害総額3億5千万円
1996(平成 8. 3. 6) **山梨県東部**を震央とする地震(M5.5)、県東部を中心に14市町村で被害、負傷者3人、住家一部破損86棟、水道被害3,901戸等、被害総額1億5千万円

- 2001(平成13. 12. 8) 神奈川県西部を震央とする地震 (M4. 6) 県内最大震度は5弱 (上野原市) を観測。
- 2011(平成23. 3. 11) **東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)** (M9. 0) 県内最大震度は5強 (中央市成島、忍野村忍草) を観測。軽傷2名、住家の一部損壊4棟、断水4, 780戸、停電14万5千戸
- 2011(平成23. 3. 15) 静岡県東部を震央とする地震 (M6. 4) 県内最大震度は5強 (忍野村、山中湖村、富士河口湖町) を観測。
- 2012(平成24. 1. 28) **山梨県東部**を震央とする地震 (M5. 4) 県内最大震度は5弱 (忍野村、富士河口湖町) を観測。
- 2021 (令和3. 12. 3) 山梨県東部を震央とする地震 (M4. 8) 県内最大震度は5弱 (大月市) を観測。

第3節 地震被害の想定 (令和5年5月「山梨県地震被害想定調査報告書」)

1 基本的考え方

本県に大規模な被害を及ぼす可能性がある地震を想定し、その地震が発生した場合の被害を予測することにより、本編の災害予防、災害応急対策、災害復旧対策の目安とする。

2 想定する地震

(1) 南海トラフの巨大地震 (東側ケース)

南海トラフで発生する「最大クラス」の海溝型地震のうち山梨県での震度が最も大きくなる「東側ケース」の地震

(2) 首都直下地震 M7 (立川市直下)

相模トラフ沿いの首都直下プレート境界で発生する海溝型地震のうち山梨県域にかかる震源断層域を含む地震

(3) 糸魚川—静岡構造線断層帯中南部区間

山梨県の西部に位置する日本を代表する活断層のうち長野県側で発生する地震

(4) 糸魚川—静岡構造線断層帯南部区間

山梨県の西部に位置する日本を代表する活断層のうち山梨県側で発生する地震

(5) 曾根丘陵断層帯

甲府市の南側に位置する活断層で発生する地震

(6) 扇山断層

山梨県の東部に位置する活断層で発生する地震

(7) 身延断層

山梨県の南部に位置する活断層で発生する地震

(8) 塩沢断層帯

山梨県の東部、静岡県との県境に位置する活断層で発生する地震

(9) 富士川河口断層帯

山梨県南部から太平洋にかけて位置する活断層で発生する地震

(10) 【参考】首都直下地震 (M8クラス相模トラフ)

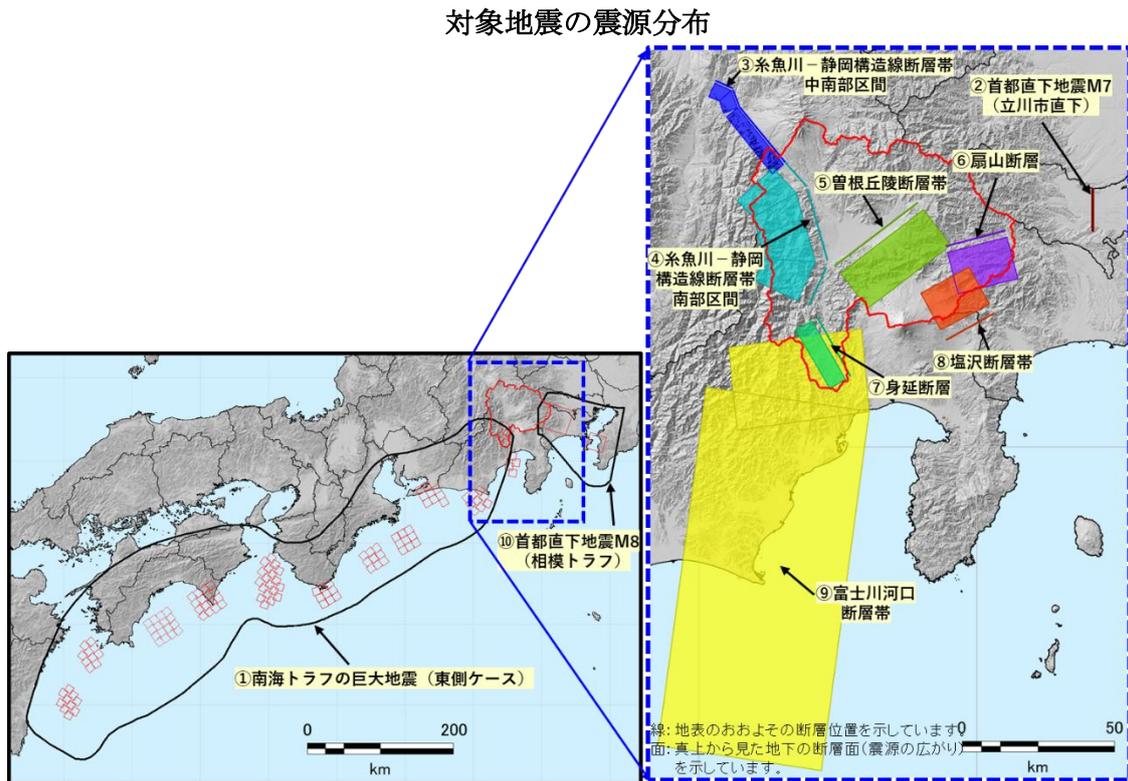
相模トラフで発生する「最大クラス」の海溝型地震

関東大震災と同じ震源域であり、関東大震災によりエネルギーが解放されているため発生確率が低いとされているが山梨県を含め広範囲に影響があるため参考としている。

今回調査対象とした断層により発生した場合、本県に及ぼす被害が大きいと予測されるものであり、地震発生の可能性が高いことを示すものではない。

3 想定条件等

- (1) 本県を 250mメッシュを基本とし、甲府盆地周辺は 50mメッシュに区切り想定
- (2) 項目毎に別条件で想定
 - ①建物被害：火災が多く発生し被害が最大となる 冬 18 時
 - ②人的被害：宅内にいるため被害が最大となる 冬 5 時
 - ③避難者：建物被害が増加することにより最大となる 冬 18 時
 そのほかの項目でも被害が最大となる場合を条件としている。
- (3) 想定項目
 - ①地震動、液状化、崖崩等被害 ②建築物・人的等被害 ③社会基盤施設等の被害



4 想定結果

(1) 地震動

① 南海トラフの巨大地震（東側ケース）

震源は遠いものの、県中心部～南部にかけて揺れが大きく、一部の地域で最大震度 7 の揺れが想定される。

② 首都直下地震M7（立川市直下）

震源に近い、県東部及び富士五湖地域の一部で最大震度 6 強の揺れが想定される。

③ 糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間

震源が位置する県北西部で震度 6 強から震度 7、甲府盆地の一部地域で最大震度 6 弱が想定される。

④ 糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間

震源が位置する県西部で広範囲に震度 6 弱以上となり、一部地域で震度 7 が想定される。

⑤ 曾根丘陵断層帯

震源が位置する県中心部において震度 7 の揺れが広く発生することが想定される。

- ⑥ 扇山断層
震源が位置する県東部を中心に揺れが大きく、一部の地域で最大震度7の揺れが想定される。
- ⑦ 身延断層
震源の真上にあたる県南西部の揺れが大きく、一部の地域で最大震度6強の揺れが想定される。
- ⑧ 塩沢断層帯
震源付近で揺れが大きく富士五湖地域では最大震度7の揺れが想定される。
- ⑨ 富士川河口断層帯
震源の近い県南部において最大震度7の揺れが想定される。
- ⑩ 【参考】首都直下地震（M8クラス相模トラフ）
震源に近い県東部で揺れが大きく、揺れやすい地盤においては最大震度7の揺れが想定される。

(2) 液状化

液状化の発生は、地盤の性質と地震動の大きさに関係している。

① 南海トラフの巨大地震（東側ケース）、⑤ 曾根丘陵断層帯、⑩ 首都直下地震（M8クラス相模トラフ）では液状化危険度の高いメッシュが広く分布する。なお、富士五湖周辺地域では多くのケースで液状化危険度が高いメッシュが分布する。

(3) 崖崩等

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、地滑り、土石流）について、急傾斜地危険箇所4,361箇所、地すべり危険箇所448箇所、土石流2,449箇所について危険度の判定を行った。

土砂災害危険度の箇所数一覧

想定地震	急傾斜地の崩壊				地滑り				土石流			
	大	中	小	なし	大	中	小	なし	大	中	小	なし
南海トラフの巨大地震 （東側ケース）	815	696	1,932	918	15	26	181	226	474	542	1,117	316
首都直下地震M7 （立川市直下）	96	296	1,933	2,036	0	0	0	448	27	104	1,149	1,169
糸魚川—静岡構造線断層帯 中南部区間	17	47	1,647	2,650	0	0	5	443	19	45	950	1,435
糸魚川—静岡構造線断層帯 南部区間	284	427	1,864	1,786	3	4	69	372	166	316	1,123	844
曾根丘陵断層帯	460	603	1,955	1,343	5	1	18	424	331	377	1,171	570
身延断層	107	155	1,583	2,516	0	2	37	409	79	77	940	1,353
塩沢断層帯	42	165	1,724	2,430	0	0	0	448	26	103	1,045	1,275
扇山断層	271	495	1,569	2,026	0	0	0	448	80	228	1,002	1,139
富士川河口断層帯	377	342	1,700	1,942	13	30	76	329	221	212	1,057	959
【参考】 首都直下地震M8 （相模トラフ）	1,279	733	1,213	1,136	0	0	5	443	519	430	835	665

(4) 建物被害

建築物 580,650 棟の建築年度及び構造の分類をしたうえで、液状化及び揺れ、崖崩等、火災による被害を予測した。

<建物被害予測結果>

ケース	対象地震	液状化による建物被害		揺れによる建物被害		急傾斜地崩壊による建物被害		火災による焼失棟数	合計	
		全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数		全壊棟数	半壊棟数
冬18時 8m	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	1,351	8,216	52,542	49,514	122	221	6,002	60,017	57,951
	首都直下地震M7(立川市直下)	770	4,968	3,235	6,980	65	143	229	4,299	12,091
	糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	455	3,009	18,490	24,180	16	35	580	19,542	27,224
	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	1,051	6,421	66,746	47,892	67	130	4,897	72,761	54,443
	曾根丘陵断層帯	1,198	7,500	79,643	46,859	93	195	13,169	94,102	54,554
	身延断層帯	282	1,736	176	620	30	69	-	488	2,425
	塩沢断層帯	285	1,846	2,100	3,417	32	70	163	2,580	5,333
	扇山断層帯	336	2,168	1,808	3,719	61	134	22	2,227	6,021
	富士川河口断層帯	901	5,410	21,263	29,177	75	150	2,235	24,474	34,737
	(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	1,132	7,181	13,659	14,152	134	261	12,160	27,085	21,594

(5) 屋外転倒物・落下物

ブロック塀の倒壊、屋外落下物で発生する被害を予測した。

<屋外転倒物・落下物予測結果>

対象地震	ブロック塀等被害数(件)	自動販売機の転倒数(台)	屋外落下物が生じる建物数(棟)
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	20,629	136	7,457
首都直下地震M7(立川市直下)	2,410	5	253
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	3,417	9	831
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	12,952	83	7,752
曾根丘陵断層帯	25,440	115	25,756
身延断層帯	491	1	0
塩沢断層帯	2,854	12	989
扇山断層帯	3,133	9	260
富士川河口断層帯	5,563	32	1,056
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	9,771	31	4,810

(6) 人的被害

建物倒壊時における圧迫、火災等による死者や負傷者、人的被害者数を予測した。

<人的被害予測結果>

ケース	対象地震	死者(人)						負傷者(人)						うち重傷者(人)						要救助者数	
		揺れ	うち屋内転倒物	火災	急傾斜地	ブロック塀・自動販売機の転倒	屋外転倒物・落下物	合計	揺れ	うち屋内転倒物	火災	急傾斜地	ブロック塀・自動販売機の転倒	屋外転倒物・落下物	合計	揺れ	うち屋内転倒物	火災	急傾斜地		ブロック塀・自動販売機の転倒
冬18時 8m	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	2,897	76	121	11	0	3,019	16,172	1,229	89	13	0	16,294	4,577	261	27	7	0	0	4,611	9,226
	首都直下地震M7(立川市直下)	197	4	0	0	0	202	1,608	104	0	0	1,612	288	17	0	0	0	0	290	426	
	糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	1,094	11	2	1	0	1,098	6,843	195	3	2	0	6,847	1,684	34	1	1	0	1,699	2,945	
	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	3,377	76	140	6	0	3,499	18,767	1,776	79	7	0	18,255	8,325	259	31	3	0	8,364	12,115	
	曾根丘陵断層帯	3,586	125	237	8	0	3,843	19,876	2,101	122	9	1	20,006	6,822	450	49	5	0	6,936	16,024	
	身延断層帯	12	1	0	2	0	14	133	23	0	3	0	136	17	4	0	1	0	19	19	
	塩沢断層帯	1,011	4	0	2	0	1,014	822	84	0	3	0	829	175	18	0	2	0	177	340	
	扇山断層帯	1,086	4	0	3	0	1,094	873	90	0	0	0	881	164	17	0	3	0	187	252	
	富士川河口断層帯	1,193	17	19	6	0	1,219	7,877	312	14	7	0	7,999	1,849	59	5	4	0	1,859	3,905	
	(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	782	21	290	11	0	1,044	4,431	251	167	14	0	4,613	1,230	73	66	7	0	1,304	1,388	

(7) ライフライン被害

ア 上水道

上水道の施設被害等によって断水するなど、供給能力が低下することで日常生活等に支障が生じる断水人口を予測した。

<上水道被害予測結果>

対象地震	断水人口(人) 夏12時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	393,422	374,644	260,013	46,566
首都直下地震M7(立川市直下)	41,967	36,904	17,501	754
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	53,305	48,042	25,824	2,359
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	256,696	243,503	166,326	28,715
曾根丘陵断層帯	419,187	405,862	319,927	103,872
身延断層	9,221	8,001	3,817	244
塩沢断層帯	47,939	44,763	29,347	5,736
扇山断層	49,342	45,593	27,839	3,736
富士川河口断層帯	96,907	88,155	49,235	5,338
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	118,815	114,368	86,069	22,393

イ 下水道

下水道の施設被害等によって処理機能が低下することでトイレの使用等の日常生活に支障が生じる機能支障人口を予測した。

<下水道被害予測結果>

対象地震	機能支障人口(人) 冬5時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	58,314	46,847	18,635	2,659
首都直下地震M7(立川市直下)	20,472	13,515	2,510	926
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	14,672	11,096	3,767	667
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	28,013	20,936	6,747	1,241
曾根丘陵断層帯	48,696	39,207	16,592	2,643
身延断層	4,612	3,156	687	195
塩沢断層帯	27,614	22,193	9,489	1,620
扇山断層	25,810	19,746	6,771	1,108
富士川河口断層帯	24,583	17,984	6,273	1,481
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	77,238	66,725	35,844	5,806

ウ ガス（都市ガス・L Pガス）

都市ガス・L Pガスの供給停止により日常生活等に支障が生じる供給停止件数及び漏洩被害件数を予測した。

<都市ガス被害予測結果>

対象地震	供給停止件数(件)
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	24,023
首都直下地震M7(立川市直下)	—
糸魚川—静岡構造線断層帯 中南部区間	—
糸魚川—静岡構造線断層帯 南部区間	15,184
曾根丘陵断層帯	24,023
身延断層	—
塩沢断層帯	—
扇山断層	—
富士川河口断層帯	—
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	15,184

<L Pガス被害予測結果>

対象地震	漏洩被害件数(件)
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	920
首都直下地震M7(立川市直下)	131
糸魚川—静岡構造線断層帯 中南部区間	187
糸魚川—静岡構造線断層帯 南部区間	438
曾根丘陵断層帯	723
身延断層	31
塩沢断層帯	307
扇山断層	294
富士川河口断層帯	143
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	889

エ 電力

電力の機能支障等による停電人口を予測した。

<電力被害予測結果>

対象地震	停電人口(人) 冬18時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	623,786	233,639	4,323	—
首都直下地震M7(立川市直下)	198,684	19,451	67	—
糸魚川—静岡構造線断層帯 中南部区間	189,454	25,956	235	—
糸魚川—静岡構造線断層帯 南部区間	442,793	149,527	2,592	—
曾根丘陵断層帯	593,101	297,750	15,077	—
身延断層	53,483	4,464	19	—
塩沢断層帯	119,136	27,947	700	—
扇山断層	134,150	26,997	332	—
富士川河口断層帯	298,449	48,981	665	—
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	183,818	81,653	3,032	—

オ 通信（固定電話・携帯電話）

① 固定電話

主として停電被害による通信支障回線数を予測した。

<固定電話被害予測結果>

対象地震	通信支障回線数(回線) 冬5時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	599,068	221,590	4,133	-
首都直下地震M7(立川市直下)	192,889	19,470	71	-
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	187,869	28,925	300	-
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	422,302	141,284	2,417	-
曾根丘陵断層帯	555,669	274,903	13,775	-
身延断層	53,509	4,866	23	-
塩沢断層帯	118,281	29,947	881	-
扇山断層	131,599	27,433	352	-
富士川河口断層帯	286,515	49,062	726	-
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	193,297	84,369	3,228	-

② 携帯電話

停電率及び回線不通率による携帯電話の不通をランク分けし予測した。

停電率、不通回線率の少なくとも一方が50%以上となる地域をランクAとする。

<携帯電話被害予測結果>

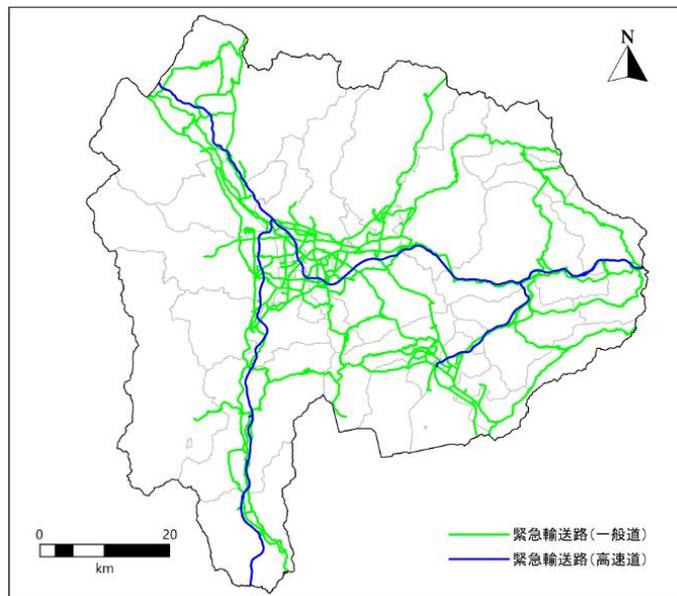
対象地震	ランクA(市町村) 冬5時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	22	4	-	-
首都直下地震M7(立川市直下)	2	-	-	-
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	1	-	-	-
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	11	-	-	-
曾根丘陵断層帯	17	5	-	-
身延断層	1	-	-	-
塩沢断層帯	5	2	-	-
扇山断層	6	-	-	-
富士川河口断層帯	8	1	-	-
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	11	4	-	-

(8) 交通施設被害

ア 道路

県内の緊急輸送道路を対象に被害箇所数を想定した。

緊急輸送路分布図



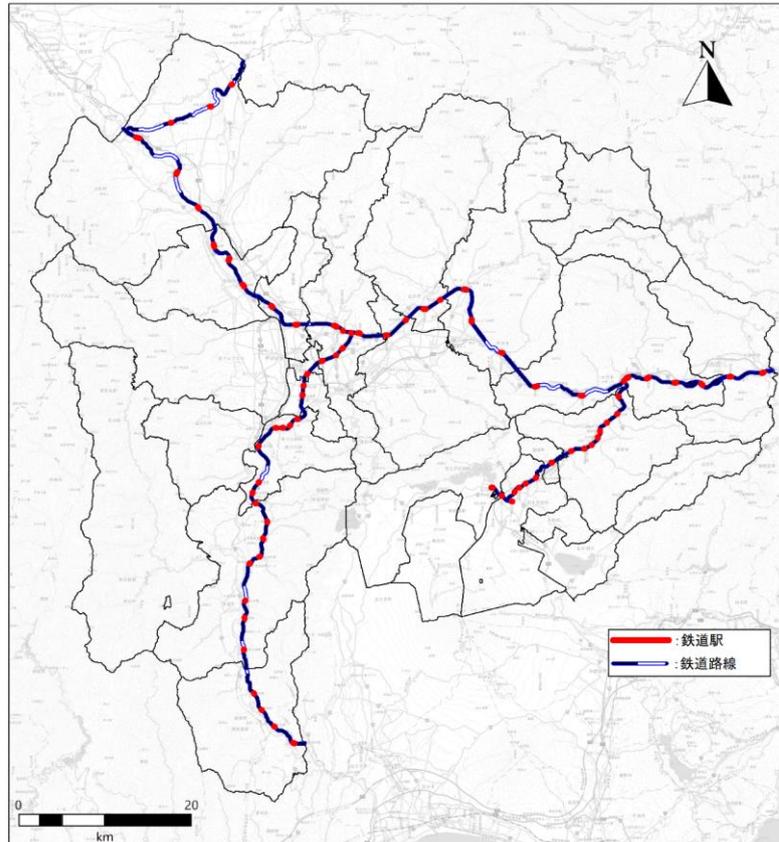
〈緊急用道路の被害予測結果〉

対象地震	県内の緊急輸送道路 延長(km)	被害箇所数	被害率(箇所/km)
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	1,387.0	20	0.01
首都直下地震M7(立川市直下)		8	0.01
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間		5	0.00
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間		12	0.01
曾根丘陵断層帯		19	0.01
身延断層		4	0.00
塩沢断層帯		5	0.00
扇山断層		6	0.00
富士川河口断層帯		11	0.01
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)		19	0.01

イ 鉄道

県内の鉄道を対象に被害箇所数を想定した。

鉄道分布図



〈鉄道の被害予測結果〉

対象地震	鉄道延長(km)	被害箇所数	被害率(箇所/km)
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	238.5	379	1.59
首都直下地震M7(立川市直下)		120	0.50
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間		132	0.56
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間		245	1.03
曾根丘陵断層帯		299	1.25
身延断層		59	0.25
塩沢断層帯		65	0.27
扇山断層		116	0.49
富士川河口断層帯		182	0.76
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)		283	1.19

(9) 生活への影響

ア 避難者

地震発生から1日後、1週間後、1ヶ月後の各時点での避難所避難者数及び避難所外避難者数を予測した。

〈避難者数予測結果〉

ケース	対象地震	1日後			1週間後			1か月後		
		避難者数	うち		避難者数	うち		避難者数	うち	
			避難所内	避難所外		避難所内	避難所外		避難所内	避難所外
冬18時8m	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	100,988	60,593	40,395	140,329	70,164	70,164	101,211	30,363	70,848
	首都直下地震M7(立川市直下)	7,140	4,284	2,856	9,738	4,869	4,869	7,140	2,142	4,998
	糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	31,401	18,841	12,560	32,373	16,187	16,187	31,401	9,420	21,981
	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	130,904	78,543	52,362	140,635	70,317	70,317	130,904	39,271	91,633
	曾根丘陵断層帯	171,356	102,814	68,542	207,242	103,621	103,621	173,725	52,117	121,607
	身延断層	895	537	358	1,673	836	836	951	285	666
	塩沢断層帯	4,615	2,769	1,846	10,814	5,407	5,407	6,919	2,076	4,843
	扇山断層	3,846	2,307	1,538	9,960	4,980	4,980	4,872	1,462	3,411
	富士川河口断層帯	45,454	27,273	18,182	48,839	24,419	24,419	45,454	13,636	31,818
	(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	37,362	22,417	14,945	53,443	26,721	26,721	39,165	11,750	27,416

イ 物資備蓄の応急対応能力

避難者数が最大となる季節・時間帯における、地震発生から1日後、1週間後の各時点での備蓄物資の需要量を予測した。

〈備蓄物資需要量予測結果(飲料水、食料、育児用粉ミルク)〉

対象地震	想定ケース	飲料水(リットル)			食料(食)			育児用粉ミルク(グラム)		
		1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	冬18時8m	1,119,000	775,000	139,000	303,000	421,000	304,000	90,000	127,000	90,000
首都直下地震M7(立川市直下)	冬18時8m	110,000	52,000	2,300	21,000	29,000	21,000	5,700	7,900	5,700
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	夏12時8m	144,000	77,000	7,100	96,000	99,000	96,000	27,000	27,000	27,000
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	冬18時8m	723,000	493,000	85,000	392,000	421,000	392,000	122,000	130,000	122,000
曾根丘陵断層帯	冬18時8m	1,205,000	945,000	302,000	514,000	622,000	521,000	160,000	193,000	162,000
身延断層	冬5時8m	25,000	12,000	830	2,700	5,100	2,900	690	1,100	710
塩沢断層帯	夏12時8m	134,000	88,000	17,000	14,000	33,000	21,000	4,700	11,000	7,100
扇山断層	冬18時8m	138,000	85,000	12,000	12,000	30,000	15,000	2,800	7,300	3,600
富士川河口断層帯	冬18時8m	261,000	147,000	16,000	136,000	147,000	136,000	40,000	42,000	40,000
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	冬18時8m	350,000	264,000	69,000	112,000	160,000	117,000	30,000	42,000	31,000

〈備蓄物資需要量予測結果(毛布、携帯・簡易トイレ、乳児・小児用おむつ)〉

対象地震	想定ケース	毛布(枚)			携帯トイレ・簡易トイレ(回)			乳児・小児用おむつ(枚)		
		1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	冬18時8m	121,000	140,000	61,000	304,000	295,000	44,000	16,000	22,000	16,000
首都直下地震M7(立川市直下)	冬18時8m	8,600	9,700	4,300	3,300	2,300	120	1,000	1,400	1,000
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	夏12時8m	38,000	33,000	19,000	25,000	17,000	2,000	4,700	4,900	4,700
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	冬18時8m	157,000	140,000	78,000	311,000	236,000	40,000	21,000	23,000	21,000
曾根丘陵断層帯	冬18時8m	206,000	207,000	104,000	609,000	597,000	193,000	28,000	34,000	28,000
身延断層	冬5時8m	1,100	1,700	570	400	770	40	130	210	130
塩沢断層帯	夏12時8m	5,700	11,000	4,200	9,300	18,000	3,400	840	1,900	1,300
扇山断層	冬18時8m	4,600	10,000	2,900	4,800	9,100	690	490	1,300	630
富士川河口断層帯	冬18時8m	55,000	49,000	27,000	42,000	31,000	4,900	7,100	7,500	7,100
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	冬18時8m	45,000	53,000	23,000	81,000	106,000	21,000	5,100	7,400	5,400

〈備蓄物資需要量予測結果(大人用おむつ、生理用品)〉

対象地震	想定ケース	大人用おむつ(枚)			生理用品(枚)		
		1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	冬18時8m	4,000	5,600	4,000	22,000	31,000	22,000
首都直下地震M7(立川市直下)	冬18時8m	290	390	290	1,500	2,100	1,500
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	夏12時8m	1,300	1,300	1,300	6,700	6,900	6,700
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	冬18時8m	5,200	5,600	5,200	29,000	31,000	29,000
曾根丘陵断層帯	冬18時8m	6,900	8,300	6,900	38,000	46,000	39,000
身延断層	冬5時8m	40	70	40	180	320	190
塩沢断層帯	夏12時8m	190	440	280	1,000	2,400	1,500
扇山断層	冬18時8m	150	400	190	780	2,100	1,000
富士川河口断層帯	冬18時8m	1,800	2,000	1,800	9,900	11,000	9,900
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	冬18時8m	1,500	2,100	1,600	7,900	11,000	8,300

ウ 医療機能支障

死者数が最大となる冬5時のケースを対象として医療対応力不足数を予測した。

〈医療機能支障予測結果〉

対象地震	転院患者数	医療対応力不足数 (入院)	医療対応力不足数 (外来)
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	490	3,700	20,000
首都直下地震M7(立川市直下)	40	3,000	160
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	100	3,100	6,200
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	670	4,000	26,000
曾根丘陵断層帯	1,100	4,800	31,000
身延断層	0	2,900	－
塩沢断層帯	20	2,900	20
扇山断層	50	2,900	－
富士川河口断層帯	160	3,200	8,000
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	180	3,200	150

エ 応急住宅需要量

建物被害が最大となる冬18時のケースを対象として全壊棟数及び半壊棟数から応急住宅の需要量を予測した。

〈応急住宅需要量予測結果〉

対象地震	応急住宅 必要戸数 (戸)	供給可能 戸数(戸)	応急住宅 不足戸数 (戸)
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	13,000	32,000	1,000
首都直下地震M7(立川市直下)	930		－
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	4,300		330
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	17,000		2,000
曾根丘陵断層帯	23,000		5,900
身延断層	120		－
塩沢断層帯	890		－
扇山断層	640		－
富士川河口断層帯	6,000		10
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	5,100		210

※利用可能な民営賃貸住宅の空き家を応急借り上げ住宅の供給可能戸数とし、みなし仮設等の需要数量を算出した。そのため建設型応急住宅や公的住宅は考慮していない。

オ 空き家・別荘

建物被害に空き家率、別荘率を用いて建物被害、人的被害の予測を行った。

〈空き家被害予測結果〉

ケース	対象地震	風速8m		
		全壊棟数	焼失棟数	半壊棟数
冬18時	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	10,197	1,135	11,078
	首都直下地震M7(立川市直下)	801	47	2,358
	糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	5,890	125	6,975
	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	13,289	960	11,106
	曾根丘陵断層帯	15,617	2,623	10,286
	身延断層	90	-	447
	塩沢断層帯	442	25	1,001
	扇山断層	426	3	1,166
	富士川河口断層帯	4,192	470	6,472
	(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	2,850	2,390	4,023

〈別荘被害予測結果〉

ケース	対象地震	風速8m		
		全壊棟数	焼失棟数	半壊棟数
冬18時	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	627	40	1,048
	首都直下地震M7(立川市直下)	90	8	191
	糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	2,950	7	2,457
	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	1,563	29	1,867
	曾根丘陵断層帯	584	91	653
	身延断層	7	-	31
	塩沢断層帯	32	1	68
	扇山断層	44	0	108
	富士川河口断層帯	246	16	370
	(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	349	164	372

※空き家・別荘被害は全建物被害の内数(空き家率、別荘率により算出)

〈別荘の人的被害予測結果〉

ケース	対象地震	風速8m		
		死者(人)	負傷者(人)	重傷者(人)
冬5時	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	80	595	121
	首都直下地震M7(立川市直下)	12	81	18
	糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	464	2,459	764
	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	227	1,443	367
	曾根丘陵断層帯	45	337	76
	身延断層	0	5	1
	塩沢断層帯	3	19	5
	扇山断層	5	39	8
	富士川河口断層帯	22	151	35
	(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	55	244	76

※別荘の人的被害は別荘被害から算出しているため人的被害とは別数

カ 災害関連死

建物全壊棟数と関連死の比率、直接死者数との関連死の比率、及び避難者数との関連死の比率の 3 つの比率に対して比率が複数あるため、最小値と最大値を用いて予測を行った。

〈災害関連死被害予測結果（建物全壊棟数と関連死の比率）〉

ケース	対象地震	災害関連死者数(人)	
		風速8m	
		災害関連死者比率 0.9%	災害関連死者比率 2.3%
冬18時	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	540	1,380
	首都直下地震M7(立川市直下)	39	99
	糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	176	449
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	655	1,674
	曾根丘陵断層帯	847	2,164
	身延断層	4	11
	塩沢断層帯	23	59
	扇山断層	20	51
	富士川河口断層帯	220	563
	(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	244	623

〈災害関連死被害予測結果（直接死者数と関連死の比率）〉

ケース	対象地震	災害関連死者数(人)	
		風速8m	
		災害関連死者比率 15.76%	災害関連死者比率 16.76%
冬5時	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	476	506
	首都直下地震M7(立川市直下)	32	34
	糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	171	182
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	550	585
	曾根丘陵断層帯	606	644
	身延断層	2	2
	塩沢断層帯	16	17
	扇山断層	18	19
	富士川河口断層帯	192	204
	(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	165	175

〈災害関連死被害予測結果（避難者数の比率）〉

ケース	対象地震	災害関連死者数(人)	
		風速8m	
		災害関連死者比率 0.07%	災害関連死者比率 0.98%
冬18時	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	95	1,373
	首都直下地震M7(立川市直下)	7	95
	糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	22	317
	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	95	1,376
	曾根丘陵断層帯	141	2,028
	身延断層	1	16
	塩沢断層帯	7	106
	扇山断層	7	97
	富士川河口断層帯	33	478
	(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	36	523

(10) 災害廃棄物

「山梨県地震被害想定調査」及び「災害廃棄物対策指針第3編資料編技術資料14-2」を基に、次のとおり地震別の災害廃棄物発生量（予測値）を示す。なお、冬の18時・風速8m/sの条件が最も地震被害棟数が多いため、当該条件下において、災害廃棄物量は、地震（揺れ）及び火災による推計式を用いて算出した。

災害廃棄物発生量（予測値）

ケース	市町村	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	首都直下地震M7(立川市直下)	糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間(Case1)	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間(Case2)	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間(Case3)	曾根丘陵断層帯 (Case1)	曾根丘陵断層帯 (Case4)
冬18時 8m/s	甲府市	2,424,098	118,063	838,244	696,502	3,295,353	1,367,675	5,289,192	3,865,796
	富士吉田市	140,826	22,918	11,715	22,123	10,828	5,257	28,554	79,883
	都留市	65,063	21,847	1,519	2,279	1,197	282	32,437	38,717
	山梨市	34,021	11,888	13,433	3,358	10,998	8,804	69,148	410,057
	大月市	15,154	26,304	674	173	454	60	27,635	20,169
	韭崎市	19,343	670	21,494	79,584	171,076	60,441	17,169	9,740
	南アルプス市	935,425	11,150	156,756	534,288	1,709,774	785,238	1,196,039	446,205
	北杜市	94,384	223	1,104,437	460,889	503,765	495,744	45,046	47,746
	甲斐市	156,066	823	25,051	59,964	451,540	93,357	434,881	64,313
	笛吹市	430,655	38,326	86,694	136,047	304,482	110,264	1,362,561	1,374,665
	上野原市	33,014	240,502	2,436	138	855	0	1,536	693
	甲州市	45,147	37,285	11,417	592	3,243	2,597	104,470	381,757
	中央市	425,114	10,652	102,113	331,402	682,670	286,210	645,302	615,386
	市川三郷町	581,784	11,892	44,409	285,625	449,777	199,936	399,966	202,643
	早川町	98,539	7	188	34,351	33,202	22,978	702	1,088
	身延町	589,565	1,949	454	81,034	111,190	68,348	33,699	27,366
	南部町	173,255	154	0	1,942	3,263	1,040	223	521
	富士川町	371,136	4,614	39,857	233,017	463,186	251,489	449,544	203,703
	昭和町	136,520	528	18,626	57,874	211,449	52,081	225,285	164,912
	道志村	551	1,358	4	40	27	13	212	188
	西桂町	10,834	907	185	489	218	158	2,027	7,517
	忍野村	31,580	14,977	1,339	3,641	3,938	3,110	6,494	8,988
	山中湖村	64,990	45,121	7,222	17,359	14,298	15,331	21,547	21,930
	鳴沢村	38,280	1,133	240	729	517	160	11,112	10,432
	富士河口湖町	248,513	26,560	9,012	23,954	17,925	13,077	147,772	144,385
	小菅村	23	330	0	0	0	0	0	0
	丹波山村	100	1,464	0	0	0	0	0	0
	合計	7,163,979	651,644	2,497,519	3,067,395	8,455,225	3,843,652	10,552,554	8,148,801

ケース	市町村	身延断層 (Case1)	身延断層 (Case2)	塩沢断層帯 (Case1)	塩沢断層帯 (Case独自)	扇山断層	富士河口湖 断層帯	首都直下地震M8 (相模トラフ)
冬18時 8m/s	甲府市	7,750	12,254	5,972	66,761	45,686	1,165,614	605,035
	富士吉田市	102	149	28,589	44,832	7,279	243,254	247,235
	都留市	26	76	17,354	14,063	36,139	159,248	272,294
	山梨市	88	148	214	620	1,173	5,369	10,309
	大月市	3	3	440	782	90,959	48,052	279,534
	韮崎市	0	119	0	0	0	958	1,875
	南アルプス市	2,590	7,394	0	411	0	142,371	48,996
	北杜市	0	0	0	0	4	653	870
	甲斐市	0	219	0	5	0	18,987	5,433
	笛吹市	54	515	408	4,659	4,569	196,968	60,836
	上野原市	0	0	328	429	89,871	42,013	1,049,131
	甲州市	1	1	60	283	663	12,647	22,715
	中央市	601	1,212	110	10,738	870	157,491	49,549
	市川三郷町	3,397	5,893	194	780	38	81,889	53,925
	早川町	2,314	3,462	0	0	0	16,335	1,089
	身延町	9,361	13,896	0	0	2	98,452	5,964
	南部町	18,548	18,694	0	0	0	264,568	2,664
	富士川町	925	4,182	0	22	0	57,876	12,996
	昭和町	36	44	0	561	48	26,243	13,408
	道志村	8	8	1,212	1,398	2,947	1,317	18,932
	西桂町	13	13	1,080	1,119	1,196	23,782	16,707
	忍野村	2,796	3,082	68,590	50,839	10,386	34,684	38,167
	山中湖村	14,494	14,388	155,220	140,993	26,128	83,085	106,960
	鳴沢村	7	7	192	214	175	46,379	3,614
	富士河口湖町	6,177	6,609	13,769	18,352	16,881	185,587	70,078
	小菅村	0	0	0	0	0	33	606
	丹波山村	0	0	0	0	0	109	834
	合計	69,293	92,370	293,731	357,861	335,012	3,113,965	2,999,755

(11) その他の被害

ア 危険物施設

危険物施設における被害施設数の予測を行った。

〈危険物施設被害予測結果〉

対象地震	火災	流出	破損等
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	0.04	3.90	47.36
首都直下地震M7(立川市直下)	0.00	0.12	1.64
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	0.00	0.51	6.80
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	0.01	2.90	34.81
曾根丘陵断層帯	0.04	3.83	47.45
身延断層	0.00	0.03	0.55
塩沢断層帯	0.02	0.50	5.35
扇山断層	0.01	0.30	3.69
富士川河口断層帯	0.00	0.67	9.70
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	0.02	2.10	24.20

※危険物施設被害は発生確率がわずかなため小数点以下第二までで結果を算出している

イ 防災上重要施設

地震発生時に建物被害が生じる可能性のある防災上重要施設数の予測を行った。

〈防災上重要施設被害予測結果〉

対象地震	地震動					液状化	火災		
							風速8m		
	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7		冬5時	夏12時	冬18時
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	36	254	369	254	44	165	3	4	15
首都直下地震M7(立川市直下)	444	340	15	-	32	33	-	-	-
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	254	298	88	31	32	40	-	-	1
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	253	156	331	107	37	101	2	13	8
曾根丘陵断層帯	154	152	294	169	137	112	1	12	12
身延断層	206	54	42	1	32	57	-	-	-
塩沢断層帯	193	47	62	3	35	7	-	-	2
扇山断層	262	80	46	9	32	12	-	-	-
富士川河口断層帯	368	267	174	32	52	100	1	1	2
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	274	296	286	54	43	103	18	14	30

ウ 文化財

地震発生時に建物被害が生じる可能性のある文化財数の予測を行った。

〈文化財被害予測結果〉

対象地震	地震動					液状化	風速8m		
	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7		冬5時	夏12時	冬18時
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	-	-	232	171	-	-	2	2	15
首都直下地震M7(立川市直下)	305	113	21	-	28	26	-	-	-
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	171	130	102	24	29	15	-	-	-
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	100	171	233	80	28	71	1	9	6
曾根丘陵断層帯	186	124	148	105	55	71	8	2	13
身延断層	120	63	9	-	28	11	-	-	-
塩沢断層帯	67	31	18	18	28	19	-	-	-
扇山断層	99	18	35	4	28	20	-	-	-
富士川河口断層帯	276	159	99	8	31	52	-	-	1
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	318	166	91	41	31	64	6	15	11

エ 直接経済被害

建物、ライフライン・インフラ施設の復旧費用等資産等の被害を直接経済被害として予測を行った。

〈直接経済被害予測結果〉

対象地震	建物			ライフライン					交通施設		その他	合計 (億円)	
	建物躯体	家財 (住宅)	その他の 償却資産 (非住家)	在庫資産 (非住家)	上水道	下水道	電力	通信	都市 ガス	道路	鉄道		廃棄物
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	22,000	5,600	720	350	60	180	7,600	2,500	50	20	90	2,100	41,000
首都直下地震M7(立川市直下)	2,100	550	70	40	10	60	2,400	800	-	10	30	200	6,300
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	7,700	1,900	270	130	10	50	2,300	780	-	10	30	670	14,000
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	26,000	6,900	750	360	40	90	5,400	1,800	30	10	60	2,600	44,000
曾根丘陵断層帯	33,000	8,700	870	420	70	150	7,200	2,300	50	20	70	3,600	57,000
身延断層	310	80	10	10	0	10	650	220	-	0	10	40	1,300
塩沢断層帯	1,200	300	30	10	10	90	1,400	490	-	0	10	160	3,800
扇山断層	1,100	280	40	20	10	80	1,600	550	-	10	30	110	3,800
富士川河口断層帯	9,900	2,700	320	150	20	80	3,600	1,200	-	10	40	890	19,000
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	8,400	2,100	270	130	20	240	2,200	800	30	20	70	720	16,000

オ 間接経済被害

生産・サービス低下による経済被害として間接経済被害の予測を行った。

間接経済被害予測は広域の影響を評価することから、震源の近い個々の地震では大きな差が出ないことから以下の対象地震に対して予測を行っている。

〈間接経済被害予測結果〉

対象地震	被災前		被災後		GRP低減額 (億円/年)
	就業人口 (人)	資本ストック (億円)	就業人口 (人)	資本ストック (億円)	
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	400,625	85,970	397,999	76,457	4,879
首都直下地震M7(立川市直下)	400,625	85,970	400,441	84,927	535
曾根丘陵断層帯	400,625	85,970	396,653	74,468	5,933

カ 孤立集落

地震発生時にアクセス経路の寸断によって孤立する可能性のある集落を抽出した。

〈孤立集落予測結果〉

対象地震	孤立する恐れのある集落数
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	74
首都直下地震M7(立川市直下)	1
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	0
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	13
曾根丘陵断層帯	33
身延断層	1
塩沢断層帯	3
扇山断層	27
富士川河口断層帯	52
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	128

(12) 帰宅困難者

帰宅困難者として地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者を除いた帰宅断念者と遠距離徒歩者の数を予測した。

〈帰宅困難者予測結果〉

市町村	帰宅困難者					
	県内市町村間の通勤・通学者			県外からの通勤・通学者		
	就業者	通学者	計	就業者	通学者	計
甲府市	4,673	301	4,974	2,310	941	3,251
富士吉田市	1,443	193	1,636	383	197	580
都留市	1,318	172	1,490	347	302	649
山梨市	1,703	235	1,937	145	32	177
大月市	1,125	198	1,323	381	54	435
韮崎市	1,600	211	1,811	262	7	269
南アルプス市	3,501	498	3,999	369	14	383
北杜市	1,351	272	1,623	968	217	1,186
甲斐市	3,487	374	3,861	207	64	271
笛吹市	2,849	396	3,245	343	5	348
上野原市	379	178	556	851	895	1,747
甲州市	1,599	297	1,896	115	31	146
中央市	1,548	208	1,756	206	94	300
市川三郷町	850	130	979	98	-	98
早川町	36	12	47	15	-	15
身延町	723	98	821	278	18	296
南部町	350	86	436	224	-	224
富士川町	940	129	1,068	45	-	45
昭和町	798	83	880	263	4	267
道志村	95	19	114	12	-	12
西桂町	276	30	306	9	-	9
忍野村	234	44	278	234	-	234
山中湖村	181	36	217	129	-	129
鳴沢村	140	27	167	45	-	45
富士河口湖町	885	132	1,018	254	52	306
小菅村	8	3	11	29	-	29
丹波山村	6	3	8	13	-	13
合計	32,096	4,363	36,459	8,537	2,929	11,465

5 災害シナリオの想定

実施した被害想定のうち、南海トラフの巨大地震の被害想定結果に基づき、地震発生後の全体像を把握するため、各種被害や対応・対策の実施、復旧状況等について、時系列的にまとめた災害シナリオを作成した。

(1) シナリオ構成

シナリオの縦軸を対応項目別に分け、横軸は時間経過に分け、復旧期として1年までを想定範囲とした。

(2) 自然現象（災害）

地震や地震による地盤災害の状況以外に自然現象についても定性的に記載した。

(3) 物的被害

建物や人的被害、ライフラインなどの被害状況と、地震発生後の各種機能支障について被害の様相を記載した。

(4) 災害対応

災害応急体制、医療等の対応と避難所、物資等の避難生活や生活支障に関する様相を記載した。

(5) 共働き世帯・単身高齢者向けシナリオ

上記(1)～(4)は行政向けのシナリオであるが、これとは別に県民の視点でのシナリオの例を作成した。

災害シナリオは災害発生時の“想像力”と“気付き”および実践行動力の向上と今後の地震防災対策の検討に資することも目的として作成している。

6 本計画における目標

地震被害想定調査により被害予測が具体的な数値として示された。
これらの数値を今後の地震防災対策の目安として、これに対応できる計画とする。

7 地震防災対策の課題と提言

今後の対策として、普及啓発、防災備蓄、耐震化などの予防対策、消防運用、避難、応急住宅などの応急対策、そして復旧復興対策などこれらの対策の前提又は基礎資料としての想定結果をもとに、地震発生時における「減災」の観点から、県民の防災意識の啓発と防災関係機関に対して訴えていくべき防災対策推進上の重点としての課題と今後の地震防災対策への提言について整理した。

(1) 全体

- ① 優先順位を付けた普及啓発活動
- ② 県民防災意識調査による対策現状の把握と、目標設定・進捗管理を意識した対策の実践
- ③ 需給ギャップ対策等の具体化
- ④ 大規模地震災害時のシナリオの具体化と対策の検討

(2) 地震動・液状化・斜面崩壊

- ① 余震に対する配慮
- ② 液状化対策の促進
- ③ 急傾斜地等対策の促進

(3) 建物

- ① 耐震改修、建て替えの促進
- ② 公共建築物の耐震化
- ③ 落下物の飛散防止

(4) 地震火災

- ① 電気火災への対策
- ② 水利の設置促進

(5) 交通施設（道路・鉄道施設）

- ① 橋梁等の耐震化及び液状化対策の促進（道路・鉄道）
- ② 道路啓開体制の整備
- ③ 斜面崩壊危険箇所の地震対策の推進（道路・鉄道）
- ④ 隣接都県との連携（道路）

(6) ライフライン

- ① 上水道施設の耐震化等
- ② 都市ガス施設の耐震化等
- ③ LPガス設備の耐震化等
- ④ 電力施設の耐震化等
- ⑤ 電話等通信施設の耐震化等
- ⑥ 下水道施設の耐震化等

(7) 人的被害及び生活支障

- ① 人的被害軽減、救出救助・医療救護対応
 - ア 防災意識の高揚
 - イ 建物の耐震化の促進
 - ウ 家具転倒防止対策等家庭内対策の強化
 - エ ガラス落下飛散防止対策の促進

- オ ブロック塀の転倒防止対策及び外壁等の落下防止対策の促進
- カ 高齢者等要配慮者への対応
- キ 死傷・生き埋めを軽減させるための安全空間の確保
- ク 救助活動に係る重機の整備、連携体制の整備
- ケ 医療機関における医療機能の確保
- コ 避難所等での医療ケア体制の充実
- サ 後方搬送等応援体制の整備
- シ 自宅や地域等での応急手当に関する普及啓発
- ス メンタルケアの体制検討
- ② 滞留者・帰宅困難者対策
 - ア 普及啓発の推進
 - イ 情報提供体制の推進
 - ウ 観光客等のための避難所や食料等の確保
- ③ 避難所対策
 - ア 耐震化された避難所の指定と最適配置
 - イ 移り変わる避難者のニーズへの対応
 - ウ 情報対策
 - エ 医療対策
 - オ トイレ問題
 - カ プライバシー対策
 - キ 要配慮者対策
 - ク 避難所間の格差
 - ケ ペット問題
- ④ 住宅対策
 - ア 応急危険度判定等の迅速な実施
 - イ 応急住宅等の確保
 - ウ 地域コミュニティの維持に関する住宅対策の検討
 - エ 高齢者の住宅の自立再建支援策の検討
- ⑤ 緊急物資等確保対策
 - ア 公的備蓄・調達の実施
 - イ 家庭内備蓄の促進
 - ウ 給水車、給水タンク等の整備
 - エ 調達物資の輸送に関する協定
- ⑥ 清掃・衛生対策
 - ア 各処理施設等の耐震化
 - イ 適切なし尿処理対応の方法に関する県民への広報
 - ウ 仮設トイレの備蓄・調達
 - エ 適切なごみ処理対応方法の県民への広報
 - オ 瓦礫解体撤去方法等の明確化

第4節 南海トラフ地震及び首都直下地震対策

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び首都直下地震対策特別措置法により、本県の市町村がそれぞれの地震の対策地域に指定された。

県ではこれまでの地震対策と合わせ、法の主旨に基づく地震防災対策を平素から進める。

(1) 南海トラフ地震防災対策推進地域（東海地震防災対策強化地域も同様の市町村）

小菅村、丹波山村を除く 25 市町村

(2) 首都直下地震緊急対策区域

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、上野原市、甲州市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村 14 市町村

第2章 災害予防計画(平常時の対策)

第1節 地震に強い県土づくりの推進

1 事業計画

- 県及び市町村は、地域の特性に考慮し、地震に強い県土づくりに努める。
- 地震に強い県土づくりを進めるにあたっては、建築、土木、通信、ライフライン、防災関連等の構造物、施設等の機能を確保する必要がある。このため、令和5年度の山梨県地震災害想定調査結果を踏まえ、

- ・地震対策緊急整備事業計画
- ・地震防災緊急事業5箇年計画
- ・緊急防災基盤整備事業計画を策定し、それに基づく事業を推進する。

(1) 地震対策緊急整備事業

- ・大規模地震対策特別措置法を受けて成立した、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業計画に係る国の財政上の特別措置に関する法律(以下「地震財特法」という。)は、補助率のかさ上げ等の財政上の特別措置を定めるとともに、強化地域においては、緊急整備事業計画を策定して計画的に地震防災対策を推進することを義務づけている。
- ・地震財特法は、昭和55年に5箇年の時限立法として成立したが、その後延長を繰返し、令和元年度から更に5箇年、令和6年度まで延長された。
- ・本県では、地震に強い県土づくりのため、昭和55年度から35箇年で地震対策緊急整備事業を実施してきたが地震財特法の延長をふまえ、つぎのとおり整備を図る。

(1)地震対策緊急整備事業

事業名		実施主体	35箇年(S55-H26)整備計画	40箇年(S55-H31)整備計画	45箇年(S55-R6)整備計画
避難地		県	7箇所 241.2ha	7箇所 280.8ha	7箇所 241.2ha
避難路	街路	県・市	13箇所 5.5km	13箇所 5.5km	22箇所 15.9km
消防用施設		市町村	5,139施設	5,212施設	5,276施設
輸送緊急道路	改築	県・市町村	20路線 58箇所	20路線 58箇所	20路線 70箇所
	橋梁	県	19路線 88箇所	39路線 195箇所	39路線 197箇所
	災害防除	県	14路線 213箇所	15路線 243箇所	16路線 273箇所
福祉社会施設	木造改築	県・市町村・法人	41箇所 定員3,325人	41箇所 定員3,325人	41箇所 定員3,325人
	非木造改築	法人	2箇所 定員220人	2箇所 定員220人	2箇所 定員220人
	非木造補強	県・市町村・法人	25箇所 定員2,395人	25箇所 定員2,395人	25箇所 定員2,395人
小公立中学校	木造改築	市町村	122校	122校	122校
	非木造改築	市町村	54校	58校	61校
	非木造補強	市町村	101校	100校	99校
砂防設備		県	108箇所	185箇所	207箇所
施設保安	予防治山	県	340箇所	380箇所	380箇所
	復旧治山	県	658箇所	843箇所	843箇所
防地すべり	農林水産省分	県	7箇所	7箇所	7箇所
	林野庁分	県	45箇所	70箇所	70箇所
	国土交通省分	県	24箇所	27箇所	28箇所
急傾斜地崩壊防止施設		県	170箇所	184箇所	189箇所
ため池		県・市町村	37箇所	42箇所	57箇所

(2) 地震防災緊急事業五箇年計画

中央防災会議が指摘した南関東直下型地震、糸魚川・静岡構造線をはじめとした、活断層に起因した地震が発生した場合、本県は全域にわたって著しい被害の発生が懸念されていることから、地震防災上緊急に整備すべき施設に関し、地震防災緊急事業5箇年計画により計画的に整備を進める。

事業名	実施主体	5箇年(R3-7)整備計画
消防用施設	市町村・組合	94箇所
緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設	山梨県	50箇所
備蓄倉庫	市町村	4箇所

(3) 防災対策事業

これまでに発生した大規模地震災害の教訓を踏まえ、緊急の課題となっている防災基盤等の整備の円滑な推進を図るため、地方単独事業による「災害に強い安全なまちづくり」を強力に進めるため、公共施設等の耐震化や重点的に実施されるべき防災基盤の整備のため、防災対策事業による整備をすすめる。

2 道路施設等の対策

道路管理者は、交通機関確保を重点に、橋梁の耐震性の強化などの対策を講じているが、今後、更に道路施設等の安全強化を推進する。

(1) 道路の整備

道路管理者は、地震発生時における道路機能を確保するため、管理道路について危険箇所を把握し、早急に対策が必要な箇所を優先して、計画的に工事等を実施する。

(2) 橋梁の整備

道路管理者は、大規模地震発生時において物資輸送等の中軸となる緊急輸送道路や容易に更新ができない15m以上の橋梁等を優先的に耐震補強や補修を実施する。

また、今後新設する橋梁については、過去の大規模地震を踏まえた国の設計基準に基づいて整備を行なう。

(3) トンネルの整備

道路管理者は、地震発生時におけるトンネルの安全確保のために、管理トンネルについて点検を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

(4) 横断歩道橋の整備

横断歩道橋は、国土交通省通達「立体横断施設技術基準」に基づいて建設されているので、地震発生時の落橋等の可能性は小さいと考えられるが、建設後の経過により構造細部に変化を生じることもあるので、本体と階段の取付部等の安全点検調査を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

3 河川・砂防の対策

河川・砂防等施設は、「国土交通省河川砂防技術基準」に基づき施工しており、地震発生時の決壊等の可能性は極めて小さいものとなっている。今後整備する施設についても同基準に適合した施設整備を行う。

(1) 河川・砂防管理施設の整備

定期的な巡視により施設の点検調査を実施し、震度5弱以上の地震発生後直ちに管理施設の点検調査を「河川砂防管理施設点検要領(案)」に基づき行い、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

(2) 多目的ダム管理

安全点検調査等は常に実施し、また、ダム地点周辺の気象台で発表された気象庁震度計が4以上又はダム堤体底部の地震計加速度が25gal以上の地震発生後は、国土交通

省「地震発生後のダム管理施設等点管検実施要領」に基づき、臨時点検を行う。
なお、点検により補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

4 ため池等の対策

農業用ため池のうち、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、関係市町村等と連携し、地域の合意形成を図りつつ、計画的な耐震化・豪雨対策に取り組む。

また、ため池管理者等への保全管理に対する指導や技術的支援を行う。

5 土砂災害警戒区域対策

県は、地震を誘因としたがけ崩れ等に備えるため、土砂災害警戒区域について、引き続き実態調査に努める。また、市町村は、県調査箇所以外についても危険箇所の把握に努めるものとする。

(1) 土砂災害警戒区域における警戒・避難対策

県は、大規模地震対策特別措置法による警戒宣言発令時及び地震発生時の災害予防対策として、土砂災害警戒区域については次の事項を考慮した警戒・避難対策計画を策定するよう、市町村等を指導する。

ア 事前避難対象地区の指定

避難が必要となる危険区域等を予め避難対象地区として指定する。

イ 避難収容施設の指定

- ① 事前避難対象地区を指定するときは、当該避難対象地区の住民及び滞留者等(以下「避難者」という。)を収容する施設を併せて指定する。
- ② 収容施設の指定にあたっては、次の事項に留意して安全適切な場所とする。
 - a 地域の実状を踏まえ：耐震・耐火の建築物とすること。
なお、設備(電気、給排水)についても十分配慮すること。
 - b 事前避難対象地区との経路が比較的近距离でかつ安全なこと
 - c 当該施設の所有者若しくは管理者の承諾が得られること。

ウ 避難路の設定

- ① 避難者が安全かつ迅速に避難できるよう、事前避難対象地区と収容施設とを結ぶ避難経路を設定する。
- ② 避難経路の設定にあたっては、次の事項に留意する。
 - a 避難路について、がけ崩れ等の危険が予想されないこと。
 - b 崩壊、倒壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀等、避難路周辺の危険要因の把握に努め、極力これを避けること。
 - c その他、避難の障害となる事由の存しないこと。

(2) 地域住民への周知

県及び市町村は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、地震による危険性を周知徹底するとともに、警戒宣言発令時、或いは地震発生時に速やかに避難体制がとれるよう、円滑な警戒避難態勢を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなど、印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

6 液状化災害対策

(1) 公共・公益施設の液状化対策の推進

地盤の液状化による公共・公益施設の機能障害を最小限にするため、各施設の管理者等は、施設の設置にあたって、当該地盤の特性を考慮して地盤改良、基礎抗の打設等により被害を防止する対策を適切に実施する。

(2) 小規模建築物の液状化対策

県は、液状化の危険度を示すマップを作成し、県のホームページなどに掲載して、情報提供を行う。

7 市街地の対策

(1) 危険市街地区の解消

区画整理、再開発等の事業を推進し老朽家屋、狭隘道路の解消を図る。

(2) 公園の整備

発災後の避難地としても利用できる公園の整備を図る。

第2節 大震火災対策の推進

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触などにより、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

県及び市町村は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図る。

1 出火予防対策の推進

(1) 建築同意制度の効果的活用

市町村は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に、消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い「地震災害に強いまちづくり」を推進するものとする。

(2) 家庭に対する指導

市町村は、自主防災組織等を通して家庭に対して消火器具・消火用水及び防火思想の普及徹底を図るものとする。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震発生時における災害予防の徹底を図るものとする。

ア 地震防災に関する知識の修得

イ 家庭における防火防災計画の策定及び住宅用火災警報器の設置の推進

ウ 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具、及び耐震自動ガス遮断装置付きガスメータ、並びに安全装置付きガス燃焼器具、感震ブレーカー、及び電気用品等の火災予防措置

エ 防災訓練等への積極的参加の促進

(3) 防火対象物の防火体制の推進

ア 不特定多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生したとき、危険が大きい。

このため市町村は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選定させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

イ 防火管理者は消防計画に基づく消火、避難等訓練の実施、消防設備等の点検整備、火気の使用又は取扱に関する指導を行うものとする。

ウ 防火対象物について、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置に対する指導の徹底を図る。

(4) 予防査察の強化指導

市町村は、消防法に規定する予防査察を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災発生不排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

(5) 危険物等の保安確保の指導

市町村は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について、必要の都度消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、市町村は、火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(6) 危険物取扱者に対する保安教育の推進

県は、消防法の規制を受ける危険物施設等において、同法に基づく危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質向上に努める。

(7) 消防設備士教育の推進

県は、消防設備士に対し、常に新しい知識、技術を修得させるとともに、消防用設備等の工事又は設備に関する技術向上を図るため、定期に講習を実施し消防設備士の資質向上に努める。

(8) 防火防災思想、知識の普及強化

県及び市町村は、防災関係機関、関係団体及び報道機関等の協力を得て、各種防災訓練や防災週間をはじめ、各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに知識の普及に努める。

2 延焼予防対策の推進

(1) 初期消火体制の確立

ア 市町村は、地震直後の初期消火に対応するため、自主防災組織に防火用水、可搬式小型動力ポンプ等を整備するものとする。

また、消防本部、消防団及び自主防災組織の有機的な連携による初期消火体制の確立を図るものとする。

イ 市町村は、耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽についても耐震化されていないものについては耐震化し、地震発生時の水利の確保を図るものとする。

ウ 市町村は、耐震性貯水槽の適正配置を積極的に推進するとともに、河川、湖沼等の自然水利をはじめ、プール、井戸等も消防水利として利用できるよう年次計画に基づき施設整備を進めるものとする。

また、消防水利の表示等を行い、水利の位置を明確にするものとする。

(2) 消防力等の充実整備

ア 自治体消防力の充実整備

市町村は警戒宣言発令時、又は地震発生時速やかに部隊を編成し、消火活動が行えるよう、消防組織と消防力の充実整備を図るものとする。

また、同時多発火災、交通障害、水利の破損等の特徴をもつ地震災害に対応して、施設整備事業（起債事業）等により、計画的に消防施設等の整備を推進するものとする。

イ 広域消防応援体制の確立

① 災害発生時には、災害関係機関相互の連携体制が必要である。

県、市町村は、関東各都県間、関東県庁所在都市間、県内市間等で締結している相互応援協定の内容充実を図る。

② 県は、消防の応援について、近隣市町村及び消防本部間等による協定の締結促進を図るなど、消防相互応援体制の整備に努める。また、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第3節 生活関連施設安全対策の推進

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、代替性の確保を進めるものとする。

1 水道施設安全対策の推進

水道事業者は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

(1) 水道水の確保

ア 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。

イ 緊急時用貯水槽や大口径配水管の整備により、貯水機能の強化に努める。

(2) 送・配水管の新設、改良

送・配水管の敷設にあたっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は布設替えを行い、送・配水管の耐震性の強化に努める。

(3) 配水系統の相互連絡

2以上の配水系統を有する水道施設にあつては、幹線で各系統相互の連絡を図るよう努める。

また、隣接の水道事業者間で協定を締結し、緊急連絡管を整備して相互援助給水を行い得るよう努める。

(4) 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備(自家用発電機を含む)の整備に努める。

(5) 復旧工事中資機材の整備

復旧工事を速やかに施工するために、予め必要な復旧工事中資機材を備蓄するとともに、工事中資機材について製造業者と優先的に調達できるよう調整に努める。

(6) 応急給水用機材の備蓄

応急給水義務者である市町村の応急給水活動を支援するため、給水タンク等の整備に努める。

2 下水道施設安全対策の推進

下水道事業者は、下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保するとともに、下水道の有する施設、資源を活用し地域の防災機能の向上を図るため次の対策を実施するものとする。

(1) 重要幹線管渠については、周辺地盤の液状化判定を行うとともに、可とう性継手の使用により耐震性の向上を図る。

また、その他の管渠については、被災時にも下水の流下機能を確保できるよう工夫を施す。

(2) 下水処理場、ポンプ場は下水道の最も根幹的施設であり、液状化対策等の基礎地盤対策、躯体、配管の継手等の耐震対策を行い、十分な耐震性を確保する。

(3) 下水処理場、ポンプ場においては、施設が被災したときにも必要最小限の処理が行えるよう応急対策を加味した整備を図る。

また、水道、電気等が被災したときでも下水道としての機能を確保するための対策に努める。

(4) 下水道施設が損傷したとき、その機能を代替できるよう重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化を図るとともに、管渠、下水処理場、ポンプ場のネットワーク化を図る。

(5) 施設の維持管理においては、点検等による危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、

施設の機能保持を図る。また震災時の情報収集及び非常態勢を早期に確立するため、遠隔監視・操作機能の有効活用を図る。

- (6) 下水処理場、ポンプ場等のまとまった空間を利用し、防災避難所、避難路、防火帯として活用を図る。
- (7) 電力供給の停止に備え、マンホールポンプ用の可搬式発電機を整備する。
- (8) 緊急輸送道路の通行確保のため道路上にある下水道マンホールの液状化による浮き上がり防止対策に努める。

3 電気施設安全対策の推進

東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生したときの各施設の機能を維持するため次の予防対策を実施するものとする。

(1) 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

(2) 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

(3) 要員の確保

- ア 緊急連絡体制の整備
- イ 交通途絶時等の出勤体制の確立

4 都市ガス安全対策の推進

都市ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

(1) 施設・設備の安全確保

ア 供給施設

- a 主要導管の耐震化
- b 導管網のブロック化
- c マイコンメーターの普及拡大
- d 移動式ガス発生設備の整備

イ 製造施設

- a 原料貯蔵槽及びガス発生装置の耐震化、緊急遮断弁の設置
- b 防火、消火施設の充実
- c 保安電力の確保

(2) 防災資機材及び緊急用資材の整備

- ア 応急復旧用資機材、食糧、医療品等の確認、点検及び整備を図る。
- イ 通信施設の整備を図る。

(3) 要員の確保

- ア 緊急時の社内及び日本ガス協会間の連絡体制の整備
- イ 交通途絶時等の出勤体制の確立

(4) ガス使用者に対する周知

- ア ガス使用者への注意事項の周知
- イ 広報体制の確立

5 ガス小売事業（旧簡易ガス）安全対策の推進

ガス小売事業者（旧簡易ガス）は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

(1) 施設・設備の安全確保

- ア 保安規程（旧簡易ガス）に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。
- イ 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。
- ウ 特定製造所の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を促進する。

(2) 災害発生時の留意事項の広報の徹底

ガス小売事業（旧簡易ガス）の場合、個別の利用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス利用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

(3) 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

6 液化石油ガス安全対策の推進

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

(1) 施設・設備の安全確保

- ア 地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施
- イ 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備
- ウ 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進
- エ 保安要員の確保

(2) 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備

- ア 緊急時の社内及び関係団体との連絡体制の整備
- イ 応急用資機材、工具類の整備

(3) 消費先の安全確保

- ア 容器転倒防止措置の強化
- イ 地震防災機器の設置促進と消費者啓発の強化
- ウ 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発
- エ 消費者との通報連絡体制を整える。

7 通信施設安全対策の推進

N T T 東日本(株)山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施するものとする。

(1) 施設・設備の安全確保

- ア 電気通信施設の耐震化
- イ 主要伝送路の多ルート・分散化

(2) 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。

- ア 災害時優先電話の確保
- イ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

(3) 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能のマヒ状態を防止するため、地震等災害発生時の通話規制措置実施における利用案内等の周知に努める。

(4) 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

- ア 車載型衛星通信地球局
- イ 非常用移動電話局装置

- ウ 移動電源車及び可搬型電源装置
- エ 応急復旧ケーブル
- オ 特殊車両

(5) 要員の確保

- ア 緊急連絡体制の整備
- イ 交通途絶時の出動体制の確立
- ウ 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

8 鉄道施設安全対策の推進

鉄道事業者は、地震発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を推進するものとする。

(1) 施設・設備の安全確保

- ア 耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震発生時における要注意構造物の点検を実施する。
 - a 橋梁の維持、補修
 - b のり面、土留の維持及び改良強化
 - c トンネルの維持、補修及び改良強化
 - d 建設設備の維持、補修
 - e 通信設備の維持
- イ 地震計の設置
地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。
- ウ 耐震列車防護装置等の整備
一定以上の震度を感知したとき、列車を自動的に、又は信号を発することにより停止させる耐震列車防護装置を整備する。

(2) 防災資機材の整備

- ア クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。
- イ 重機械類、その他必要な資機材の確保を図る。

(3) 要員の確保

- ア 緊急連絡体制の整備
- イ 交通途絶時等の出動体制の確立

第4節 都市型災害の防止、軽減対策の推進

1 建築物の耐震計画

県及び市町村は、地震による建築物の倒壊等の被害を防止するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震改修促進計画を策定し、この計画に基づき耐震化を促進する。

(1) 一般建築物の耐震性向上

- ア 簡易耐震診断表による自宅の自己診断を推進する。
- イ 建築住宅課、各建設事務所及び（一社）山梨県建築士会に「地震相談窓口」を開設し、県民の相談に応じるとともに、パンフレットの配布、ホームページへの掲載など、各種媒体を利用した広報活動を推進する。
- ウ 無料耐震診断の実施（対象 昭和56年5月以前に建設された木造2階建て以下の個人住宅）
- エ 耐震改修工事等への補助（対象 ウによる耐震診断の結果に基づいて行う耐震改修工事等）

(2) 公共建築物の耐震性の向上

ア 県有建築物等

県は、建築基準法で規定されている現行の耐震基準（以下この章において「現行耐震基準」という。）以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修等を実施する。

（平成 27 年度末で特定建築物に該当する県有施設の耐震化率は 100%）

イ 市町村有建築物等

市町村は、「市町村耐震改修促進計画」に基づき、現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修等を実施する。

(3) 講習会等の開催

建物の耐震性の向上を図るため、関係者を対象とした講習会等を開催する。

2 落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、県、市町村は下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物件等	対策実施者	措 置 等
横断歩道橋	管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブロック塀	所有者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設にあたっては安全なものを設置する。
ガラス窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自動販売機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹木・煙突	所有者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

3 既存建築物防災対策

(1) 建築基準法第 12 条第 1 項に規定する定期報告制度を周知徹底することにより既存建築物防災対策の推進を図る。

(2) 対象建築物は、建築基準法第 12 条第 1 項に規定する定期報告制度の対象建築物とする。

(3) 報告の内容は、次の事項とする。

- ア 調査及び検査の状況
- イ 敷地及び地盤の状況
- ウ 建築物の外部の状況
- エ 屋上及び屋根の状況
- オ 建築物の内部の状況
- カ 避難施設等の状況
- キ 石綿を添加した建築材料の調査状況
- ク 耐震診断及び耐震改修の調査状況
- ケ 建築物等に係る不具合等の状況

(4) 定期報告制度の周知を図るため、関係団体の参加を含めた体制整備を図る。

4 地方税法に基づく課税標準の特例の活用

(1) 地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例

ア 地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例

対象地域	当該施設の所在地又は当該事業の営業区域が以下のいずれかのエリア内であること。 ①南海トラフ地震防災対策推進地域 ②日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域 ③首都直下地震緊急対策区域
対象者	青色申告を行う法人又は個人事業者で、不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等
特例の対象になる資産	①緊急地震速報装置（同時に設置する専用の報知装置を含む。） ②緊急遮断装置（①と同時に設置する場合。） ③感震装置（①②と同時に設置する場合。）

イ 特例の内容

対象資産	令和5年4月1日から令和8年3月31日までの期間内に取得した設備
課税標準の特例	課税されることとなった年度から3年度分の固定資産税について、課税標準を2/3に減額

5 公共施設等災害予防対策

(1) 老朽建築物の改築促進

ア 老朽度の著しい建物については、国又は県の整備計画に併せて改築の促進を図る。
改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の促進を図る。

イ 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

(2) 県有施設の耐震診断

県立学校については、非構造部材の落下防止対策を引き続き実施し、避難所機能の確保を図る。

※ 県有建物の内、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条第1号で規定する、昭和56年5月以前に着工した「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物」で一定規模以上のものについては、全ての建物で耐震性があることを確認した。

(3) 建物以外の施設の補強及び整備

ア 建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、危険なものには必ず補強工事を実施するとともに、移動しやすいものは格納するなどして災害の防止に努める。

イ 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく

(4) 市町村公共施設の災害予防対策の推進

市町村がそれぞれの地域における公共施設等の耐震性の強化並びに不燃化等の促進について県の公共施設防災計画に準じて実施するよう、助言、指導する。

また、学校施設の安全確保を図るとともに、避難所としての機能を確保するため、市町村に対し、公立小中学校の校舎や体育館の耐震化及び非構造部材の落下防止対策の推進について、普及・啓発をする。

(5) 私立学校の耐震化の促進

県は、私立学校に対して耐震化の必要性について、周知、啓発を図るなど、児童、生徒等の安全を確保するため、耐震化を促進する。

(6) 医療施設の耐震化の促進

山梨県医療機関耐震改修促進計画に基づき、医療活動の拠点となる病院の耐震改修等を促進する。

(7) その他の施設の耐震化の促進

社会福祉施設等の耐震化を促進する。

6 危険物施設等災害予防対策

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏洩等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

(1) 県及び市町村は、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を指導する。

ア 施設の耐震化の促進

イ 緊急措置作成に対する指導

ウ 関係行政機関、関係団体との密接な連携

エ 地震防災教育、訓練の充実

(2) 事業者は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

ア 自衛消防組織の充実強化

イ 防災資機材の整備充実

7 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅・生活再建にとって有効な手段の一つであることから、県、市町村等は、その制度の普及促進に努める。

第5節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充

1 県立防災安全センター及び各地方連絡本部等の拡充

(1) 広域救援活動拠点の整備

県立防災安全センターは、県民に対する防災意識の啓発と防災教育のための施設であるとともに、大規模災害時の防災対策資機材や生活必需品を備蓄し、広域的な救援活動の拠点としての機能を果たす。

県立防災安全センターが、大規模災害時の拠点として機能できるよう、備蓄資機材等の内容に常に検討を加え、必要な物資を備蓄するとともに、各種訓練等で積極的に利用し、非常時に適切な運用が図れるよう努める。

(2) 地方連絡本部（地域県民センター等）

地方連絡本部を設置する各合同庁舎等に、当該地域での大規模災害時に迅速に対応するため、防災機材等の備蓄に努める。

(3) 消防防災航空基地

消防防災ヘリコプターの安定的な運航体制の確保と航空部隊の広域的な受援体制の確立のため、消防防災航空基地の機能を強化する。

2 防災資機材の整備

防災資機材等を保管する各機関は、点検責任者を定め、点検整備計画を作成して点検整備を実施するものとする。

(1) 点検整備を要する主な防災資機材と保管機関等

「第1編 総則－第2章 災害予防計画－第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充－2 防災資機材の整備－(1)点検整備を要する主な防災資機材と保管機関」を準用する。

(2) 点検内容

ア 資機材等

・規格ごとの数量の確認 ・不良品の取替 ・薬剤等の効果測定 ・その他

イ 機械類

・不良箇所の有無及び故障の整備 ・不良部品の取替 ・機能試験の実施
・その他

(3) 市町村との連携強化

市町村の備蓄資機材等と県立防災安全センター及び各地方連絡本部の備蓄資機材等の調整を図りながら効果的な応急対策が実施できるよう、予め県、市町村、日赤等の備蓄資機材等を相互に明確にする。

3 緊急地震速報通信設備の整備

県及び市町村は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信設備の充実を図るよう努める。

第6節 広域応援体制の確立

1 県

- (1) 災害発生時には、広域的な関係機関の連携体制が必要であることから、現在、締結している相互応援協定の内容を見直し充実するとともに、全国の自治体との相互応援協定の締結に努めるなど、平常時からの連携強化を図る。
- (2) 食糧、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材等の相互利用に関する応援体制の充実を努める。
- (3) 県内市町村及び消防本部間で締結している消防応援協定について、地震等大規模災害に対応できるよう内容の見直しを指導する。
- (4) 様々な災害の発生を想定し、必要な応援協定の内容等について研究を進め、市町村に対し適切は情報提供を行う。
- (5) 災害時に効果的な応援体制ができるよう、必要に応じて訓練を実施する。

2 市町村

- (1) 関東県庁所在都市間、県内市町村間で締結している相互応援協定の内容充実、具体化に努めるものとする。
- (2) 市町村長は、近隣市町村及び県内市町村による応急活動及び復旧活動に関する相互応援協定の締結促進に努めるものとする。
- (3) 関東近県の都市及び友好関係にある都市等との震災時の相互応援協定の締結の促進など、広域的な連携強化を図る。

3 県と自衛隊との連携体制

- (1) 県と自衛隊は、平常時から連携体制の強化とを図るものとする。
- (2) 自衛隊への派遣要請は、「自衛隊出動要請マニュアル」により要請する。

4 その他

具体的な対策は本編第3章第3節広域応援体制参照

第7節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進

1 防災知識の普及・教育

地震防災応急対策及び災害応急対策の円滑な実施のため、防災に携わる職員の資質を高め、防災関係機関の職員に対する防災教育の徹底を図る。

特に県、市町村職員については、先進自治体等の研究、調査を実施するなど、防災知識の向上を図る。

また、自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは市町村等の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、県や市町村は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。

この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

さらに、初期消火、近隣負傷者の救出救護、避難等災害時に活躍する自主防災組織の育成強化に努める。

(1) 県職員に対する教育

県は、「職員災害対応ハンドブック」を作成し、職員が積極的に地震防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するために必要な知識や心構えなどの普及啓発を図る。

ア 地震に対する基礎知識

イ 東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報、警戒宣言の性格、及びこれに基づきとられる措置の内容

ウ 県が実施している地震対策

エ 地震予知情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的にとるべき行動に関する知識

オ 職員が果たすべき役割(職員の初動体制と任務分担等)

カ 年度当初に各所属等において実施する職場研修等で、上記エ・オ、又は所管事項に関する防災対策について周知徹底を図る。

キ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得

(2) 市町村及び防災関係機関の職員に対する教育

市町村及び防災関係機関は、職員に地震災害応急対策及び警戒宣言発令時対策に万全を期すため、次の事項について研修会等により防災に関する教育を行うものとする。

なお、県は、必要に応じて、研修会等への支援を行うものとする。

ア 地震に対する基礎知識

イ 東海地震と地震予知、警戒宣言、南海トラフ地震、南海トラフ地震に関連する情報とこれに基づく措置及び情報伝達

ウ 各機関が実施している地震対策と課題

エ 地震予知情報、南海トラフ地震に関連する情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的にとるべき行動に関する知識(職員の動員体制、任務分担等)については、年度当初に職員に周知徹底する。

オ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得

(3) 住民に対する防災知識の普及・教育

県及び市町村は、住民が、防災週間、防災訓練等を通じて、災害発生時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、次により地震予知情報が出された場合及び地震発生時の場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動などについて、より具体的な手法により、実践的な教育や防災知識の普及を図る。

ア 啓発の方法

- ① 広報紙の活用、ハザードマップなど、防災関係資料の作成・配布
- ② ハローページ（NTT電話帳）を活用した「レッド・ページ」の作成
- ③ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- ④ 県立防災安全センターの活用、防災資機材・防災映画等の貸し出し
- ⑤ 講演会等の開催、自主防災組織に対する指導
- ⑥ ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信

イ 啓発の内容

- ① 東海地震、南海トラフ地震及び地震に対する基礎知識
- ② 危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
- ③ 東海地震に関連する情報、警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報の性格及び、情報の正確な入手方法
- ④ 警戒宣言が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
- ⑤ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要
- ⑥ 住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、非常持出し品の準備等、平常時における準備
- ⑦ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- ⑧ 災害用伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- ⑨ 過去の災害に係る教訓

(4) 幼児、児童、生徒等に対する教育

県及び市町村は、幼児、児童、生徒に対し、災害に関する過去の教訓を生かした防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時、南海トラフ地震に関連する情報時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

(5) 在住外国人に対する教育

県及び市町村は、在住外国人に対し、防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時、南海トラフ地震に関連する情報時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

(6) 自動車運転者等に対する防災知識の普及

県警察は、自動車の運転手及び使用者に対し、地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時、南海トラフ地震に関連する情報における自動車の運行措置について、運転免許更新時等の機会に防災教育を実施する。

(7) 防災関係機関による防災知識の普及

鉄道、通信、高速道路、電力、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれの地震防災対策及び利用者にとるべき措置等について、防災知識の普及を図るものとする。

(8) 企業防災の促進

企業は、地震発生時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、地震発生時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等の実

施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

国〔内閣府、経済産業省等〕、地方公共団体及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、国〔内閣府、経済産業省等〕及び地方公共団体は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

(9) 災害教訓の伝承

県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

2 自主防災組織活動の推進

大規模地震の際には、

- ① 電話が不通になり、防災関係機関への通報が困難になる
- ② 道路が遮断され、消防活動等が困難になる
- ③ 各地で同時に火災が発生し、消防力が分散される
- ④ 水道管の破損や停電などにより、消防活動が困難になる

等の事情により、防災関係機関の活動が困難になることが予想される。

このような状況のなかで、被害の防止や軽減を図るには、住民の自主的な防災活動が必要となる。そこで県及び市町村は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」趣旨のもと結成された自主防災組織の充実強化を推進する。

(1) 自主防災組織の構成及び活動

ア 構成と災害時の活動

自治会、町内会、地区等を母体として組織し、地域の実状に応じて編成するか、概ね次のとおりとする。また、自主防災組織への女性の参画の促進に努める。

会	総務班	全体調整、他機関との連絡調整、被害・避難状況の全体把握
	情報班	正しい情報の収集、伝達 ボランティアに対する被災地のニーズの把握
	消火班	火気の使用禁止、出火状況に応じた迅速な消火
長	救出・救護班	資機材を活用し、被災者の救出
	避難誘導班	危険箇所を避けて避難地への迅速、安全な避難
	給食・給水班	飲料水、非常食品の確保、炊き出し

イ 平常時の活動

地域防災リーダーを中心に、防災知識の普及、防災訓練、地域の危険物の点検、災害危険箇所の調査、防災資機材の備蓄、防災倉庫の整備、防災マップの作成・配布等を行い、地域の防災力の向上を図る。

(2) 県及び市町村の指導

ア 県と市町村とは連携し、自主防災組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、資格取得講座の開催や研修会を開催することにより、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。

イ 衛生や育児・介護のニーズやプライバシーの問題等にきめ細やかに対応していく必要があるため、女性の積極的な参画を進める。特に平常時から女性の避難所運営リーダーを育成し、女性の視点から、避難所の運営に必要な設備等を事前に検討するとともに、災害時にも避難所運営において、指導力が発揮できるように努める。

ウ 市町村は、自主防災組織の未整備な地域における組織化の推進を図る。また、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。

エ 市町村は、それぞれの地区の実情に応じて居住者や事業者が共同して行う防災活動に関して規定した「地区防災計画」を、地区居住者等からの計画提案により作成が進められるように、地区を積極的に支援・助言する。

第8節 災害ボランティア活動環境の整備

阪神・淡路大震災において、災害ボランティアの活動が地震災害の軽減に大きな役割を果たすことが明らかにされた。

災害ボランティアは、効果的な地震対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待されている。

現在、山梨県社会福祉協議会及び日本赤十字社山梨県支部において、災害ボランティアの育成が行なわれているが、引き続き山梨県社会福祉協議会や山梨県ボランティア協会等との連携のもと育成強化に努めるとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、その活動環境の整備を図る。

また、県は、市町村と連携し、広域的なボランティアの活動拠点の整備に努めるとともに、平時の登録、研修、災害時におけるボランティアの受入・調整を行う体制、被災者ニーズの情報提供方策等について、市町村社会福祉協議会等との連携を強化するとともに、山梨県災害ボランティア・福祉支援本部の運営を支援する。

なお、災害ボランティア活動の推進を図るため、県、県社会福祉協議会、県共同募金会、県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部、及び山梨県障害者福祉協会それぞれの役割を次のとおりとする。

1 県

山梨県災害ボランティア・福祉支援本部運営に対する支援

2 山梨県社会福祉協議会

- (1) 平時における災害ボランティア・福祉支援センターの運営
 - ・市町村災害ボランティアセンター運営体制の強化のための研修会・訓練等の実施
 - ・災害ボランティアに関する組織・団体間のネットワークの構築
- (2) 災害時における山梨県災害ボランティア・福祉支援本部の設置運営
 - ・災害ボランティア活動に必要な被害状況等の確認・情報提供
 - ・市町村災害ボランティアセンター設置状況の確認・周知

- ・市町村災害ボランティアセンターの運営支援
- ・災害ボランティア活動に必要な資機材確保等の支援
- ・全国社会福祉協議会をはじめとする県内外の社協職員の受援・派遣の調整
- ・災害ボランティア等に関わる組織・団体との連携
- ・市町村社会福祉協議会が行う被災者相談・見守り活動への移行支援
- (3) 市町村社会福祉協議会との連絡調整
 - ・市町村災害ボランティアセンターの組織整備支援
- (4) ボランティアの総合受付、連絡調整
 - ・市町村社会福祉協議会支援を通じた県内のボランティア養成と登録
 - ・ボランティアに対する被災地ニーズの連絡調整
- (5) 被災地の災害状況等の情報提供
- (6) ボランティア活動に関する連絡調整
 - ・コーディネーターの養成と登録
 - ・災害救援ボランティアのネットワークづくり

3 山梨県共同募金会

- (1) 義援金の募集

4 日本赤十字社山梨県支部

- (1) 災害ボランティアの登録・研修
- (2) 災害ボランティアリーダー及び地区リーダーの養成
- (3) 義援金の募集

5 山梨県障害者福祉協会

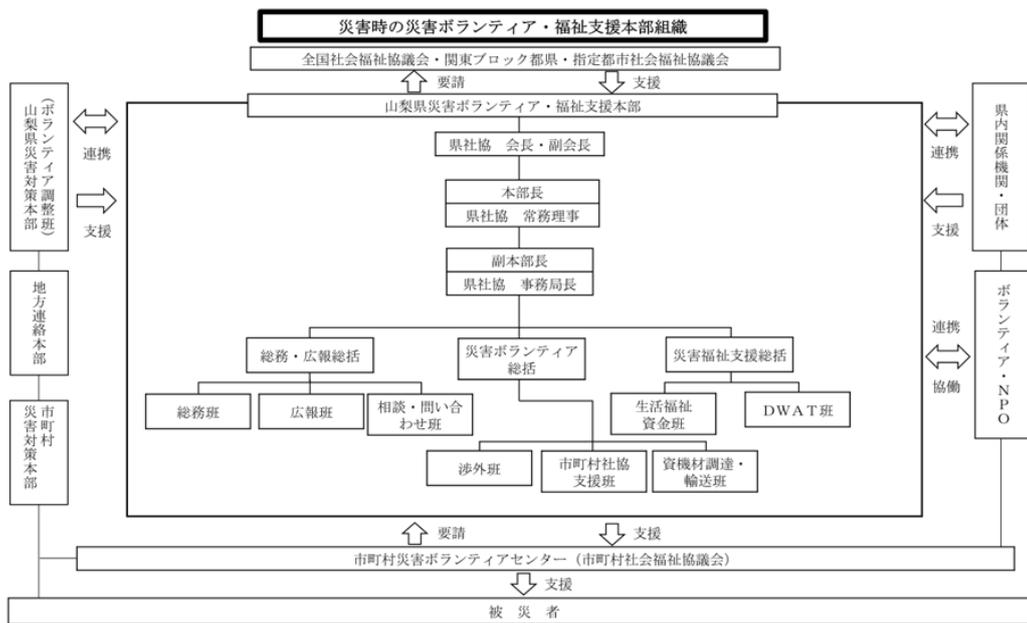
- (1) 障害者団体の連絡網の整備

6 山梨県ボランティア協会

- (1) 県内外のボランティア・NPOのネットワークづくり

<災害時には>

- (2) 県内外ボランティア・NPOへの情報提供、発信（全国民間ボランティア推進団体等）
- (3) ボランティア・NPOのコーディネートなどの支援
- (4) 山梨災害ボランティア連絡会議の連携及び県内外ボランティア・NPOとの連携



第9節 防災訓練の実施

県は、国、周辺都県、市町村、学校、自主防災組織及びその他防災関係機関等と連携して、次のような訓練を実施し、東海地震を含む南海トラフ地震、南関東地域直下型地震、活断層による地震等突発的に発生する地震などに対して万全を期す。

訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者に十分配慮し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

なお、訓練後には事後評価を行い課題等を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

さらに、随時図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資するものとする。

1 総合防災訓練(南海トラフ地震)の実施

中央防災会議の実施する総合防災訓練に併せて、南海トラフ地震に関連する情報の発表及び地震発生を想定した、迅速かつ的確な情報の収集伝達などを中心とした実践的な総合訓練を実施し、国、県、市町村、各防災関係機関、自主防災組織等がとるべき措置について習熟することにより、地震による被害を最小限に抑える。

(1) 実施日 9月1日を中心とする「防災週間」中、等

(2) 訓練項目

南海トラフ地震臨時情報から地震発生後の各機関の地震防災強化計画に基づく応急対策の実施。

- ・南海トラフ地震臨時情報などの関係部局、地域県民センター、市町村及び防災関係機関への伝達訓練
- ・地震防災応急対策の実施と、各機関における実施情報収集訓練
- ・県各部局、防災関係機関による地震防災応急対策の実施について協議する地震災害警戒本部の運営訓練
- ・周辺都県との広域応援訓練

2 山梨県地震防災訓練(南海トラフ地震、首都直下の地震、活断層地震)の実施

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)のように突発的に発生する直下型地震等を想定し、初動体制の速やかな確立と広域応援要請の実施、また防災関係機関による実動訓練等を中心とした地震防災訓練の実施。

- (1) 実施機関等 県、市町村、防災関係機関、自主防災組織
- (2) 実施時期 10月下旬～11月
- (3) 訓練項目

突発的に発生する地震等に対する初動体制の確立、被害状況等各種情報の収集伝達、各種災害応急対策の実施、発災時に県各部署、出先機関、市町村及び防災関係機関等がとるべき応急対策の実施

- ・初動体制職員の非常参集、情報の受伝達訓練
- ・ヘリコプターによる上空偵察、幹部職員の緊急移動訓練
- ・防災行政無線を活用した市町村、県各出先機関との被害状況等の情報収集、伝達訓練
- ・県各部署による被害状況の報告と、災害応急対策の実施運営訓練
- ・通信衛星などを活用した広域的な応援要請実施訓練
- ・被災地の状況に迅速に対応するための現地災害対策本部の設置運営訓練
- ・防災関係機関等による応急復旧などの実動訓練
- ・周辺都県との広域応援訓練

3 山静神合同防災訓練

山梨県、静岡県、神奈川県が協力し広域応援活動を円滑に実施するとともに、相互の情報受伝達体制の確立、関係防災機関と連携した災害応急対策に習熟するための地震防災訓練を実施する。

- (1) 実施機関等 山梨県、静岡県、神奈川県、市町村、防災関係機関
- (2) 実施時期 1月中旬
- (3) 訓練項目

初動体制の確立、被害状況の把握と情報受伝達、広域応援体制の確立、関係機関の災害応急対策の調整の実施等

- ・通信衛星を利用した三県の情報受伝達訓練
- ・通信衛星を利用した三県の広域応援要請訓練
- ・各県による三県の被災地への道路啓開訓練
- ・陸上と航空による三県の物資等輸送訓練
- ・連携した災害応急対策を実施するための合同調整所の設置運営訓練

4 個別防災訓練

県は市町村及び防災関係機関、自主防災組織等と連携し、重点的に実施する必要のある項目について、個別防災訓練を実施する。

(1) 職員の動員、本部運営訓練

- ・勤務時間外における突発地震の発生を想定し、予め指名されている初動体制職員による非常参集及び、情報の収集伝達、本部体制の確立訓練
- ・勤務時間外に東海地震に関連する情報が発表されたことを想定し、職員の非常参集、防災関係機関等への情報等の伝達訓練

(2) 情報の収集伝達訓練

- ・防災行政無線を活用した
 - a 市町村→県出先機関→各部局幹事課→県本部
 - b 市町村→地方連絡本部→県本部等の様々な伝達ルートによる情報の収集伝達訓練
- ・初動体制職員による情報の収集伝達訓練

(3) 警備及び交通規制訓練

- ・緊急輸送道路確保のため、県警と連携をとりつつ実施

(4) 地方連絡本部単位の地震防災応急訓練

- ・特定の地域県民センター管内において、市町村と地方連絡本部間の情報の収集伝達、避難指示の実施、また消防団等による消防相互応援等を含む訓練

5 非常通信訓練

県は、市町村及び関東地方非常通信協議会と協議し、有線途絶の事態に備えて非常通信訓練を実施する。

第10節 要配慮者対策の推進

1 社会福祉施設対策の推進

県及び市町村は、社会福祉施設の利用者が寝たきり老人や心身障害者等いわゆる要配慮者であることから、予防査察等の機会を利用して次の対策を指導する。

(1) 防災設備等の整備

施設の災害に対する安全性を高めるとともに、電気、水道等の供給停止に備え、非常食糧等の備蓄を3日分程度行う。また、施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行う。

(2) 防災体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、地震発生時の迅速かつ的確な対応のため、予め地震防災応急計画に基づき、地震防災対策委員会及び地震防災活動隊を組織し、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、保護者への連絡方法及び障害者の引渡方法等を明確にする。

特に夜間は悪条件が重なることから、予め消防機関への通報体制や避難誘導體制等を十分検討する。

また、市町村との連携のもと、近隣住民やボランティア組織との日常の連携を図り、入所者の実態に応じた協力が得られるよう、平常時の体制づくりに努める。

(3) 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、地震災害等に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を、年2回以上実施する。

2 高齢者・障害者等の要配慮者対策

本編第2編第2章第12節1「高齢者・障害者等の要配慮者対策」参照。

3 外国人及び観光客対策

本編第2編第2章第12節2「在住外国人及び外国人観光客（以下「外国人」という。）対策」参照。

4 乳幼児、児童、生徒保護対策

学校等（保育所、幼保連携型認定こども園を含む）の管理者は地震の発生に備え、平時から通学路等の安全性の検証を行うとともに、対策本部の設置基準、応急対策に関する実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制を予め明確にし、幼児、児童、生徒に対して、実践的な防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 応急、活動体制

学校等の地震災害対策を次により推進する。

- ① 地震災害発生時の行動マニュアル
発生時間別に教職員及び児童生徒のとるべき行動をマニュアル化し、教職員及び幼児児童生徒の生命と身体の安全を確保する。
- ② 学校の地震災害対策組織
多様な地震災害に適切に対処できるよう防災体制及び組織の整備に努める。
勤務時間外の地震災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう予め災害対策応急要員を指名する。
電話回線の途絶等を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との多様な連絡方法を整備する。
- ③ 幼児児童生徒の安全対策
在校時、通学時など発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策を予め明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。
- ④ 教育活動の再開に向けて
学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、幼児児童生徒及び教職員の安否確認を行い早期に教育活動が再開できるよう努める。
- ⑤ 避難所としての学校の対応の在り方
学校を避難所として開設する場合は、教職員が重要な役割を担うとともに、その運営についても支援する必要があることから、市町村の防災関係機関等と連携して避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所運営組織の運営及び管理活動が円滑に機能するよう体制づくりに努める。

(2) 地震に関する防災教育

幼児、児童、生徒等への地震に関する防災教育を次により推進する。

- ① 児童生徒に対する地震に関する防災教育の基本的な考え方
状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。
- ② 地震防災に関する教職員の研修のあり方
災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び機能の向上を図るため地震防災に関する研修を校内研修として位置づける。
- ③ 地震に関する防災教育の指導内容の概要

- ・各教科、領域等との相互に関連を図った防災教育
- ・防災ボランティア活動の進め方
- ・応急救護、看護の実践的学習
- ・防災訓練のあり方
- ・地域への理解、家庭や地域との連携

第 1 1 節 調査研究の推進

1 被害想定等調査結果

本県では、地盤地質調査等を実施するとともに、関東地震、東海地震等が発生したときの被害想定調査を実施してきたが、その経過は次のとおりである。

昭和 49 年	「山梨県地震災害予想(市分)」	関東地震を想定した調査
昭和 50 年	「山梨県地震災害予想(町村分)」	関東地震を想定した調査
昭和 52 年	「山梨県地盤液状化予想調査」	盆地部中心の調査
昭和 55 年	「山梨県における東海地震による震害予想調査」	東海地震を想定した調査
昭和 55 年	「山梨県地盤地質調査」	昭和 52 年の調査に地質住伏図、卓越周期分布等を加えたもの
平成 3 年	「山梨県地震防災対策基礎調査」	東海地震、関東地震、県東部地震を想定した調査
平成 6 年	「山梨県地震防災対策基礎調査」	南関東直下型地震を想定した調査
平成 7 年	「山梨県地震被害想定調査」	東海地震、南関東直下型地震、活断層に起因する地震を想定した調査
平成 13～15 年	「甲府盆地地下構造調査」	甲府盆地の堆積状況と地震波の伝播特性を調査
平成 17 年	「山梨県東海地震被害想定調査」	東海地震を想定した調査
令和 3～5 年	「山梨県地震被害想定調査」	南海トラフ地震、首都直下地震、活断層に起因する地震を想定した調査

2 今後の課題

(1) 被害想定調査の実施

地震防災対策を推進するうえで、被害想定は対策の課題等を明確にするうえで非常に有効である。

(2) 分りやすい資料の作成

過去の調査結果等を分りやすく、また利用しやすい資料として編集し、各部局等での各種防災対策の推進にあたっての参考資料として活用できるようにする。

また、過去の地震被害等について、児童生徒等に利用できる教材化など、様々な利用方法について検討を進める。

第3章 地震災害応急対策

地震災害応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第1義的には市町村があたり、県は、広域にわたり総合的な処理を必要とするものにあたる。

また、県の対応能力を越えるような大規模災害のときには、国に対し応急対策の支援要請をする。

県が実施する応急対策は、本章による。

なお、災害広報、水防計画、消防対策、交通対策、医療対策、災害援助法による救助・救援対策、公安警備計画、民生安定事業については、一般災害編による。

第1節 応急、活動体制

1 県本部

(1) 設置基準

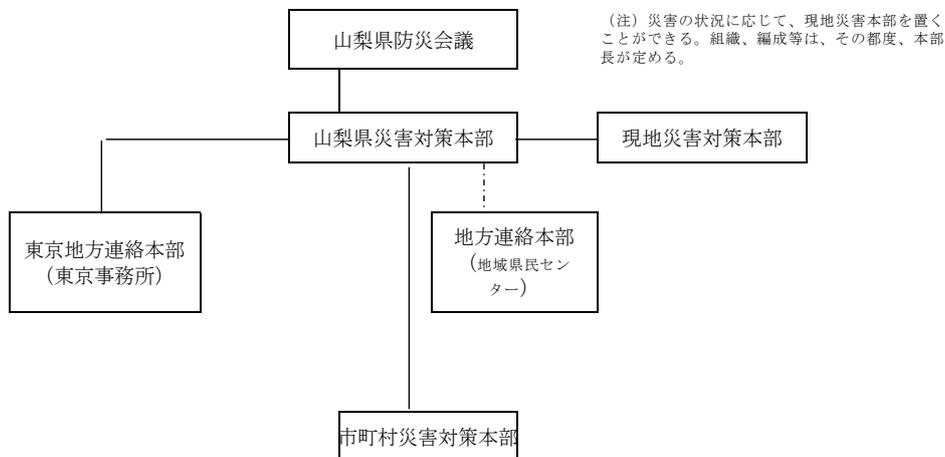
災害対策基本法第23条第1項に基づき、地震発生時等において知事が県本部を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。

- ア 震度5弱・5強の地震で、相当規模の災害が発生し、又は発生している恐れがあるとき
- イ 震度6弱以上の地震が県内に発生したとき
- ウ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。

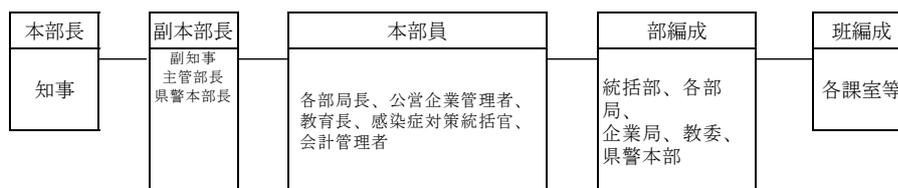
エ その他、本部長が必要と認めたとき

(2) 県災害対策本部の概要

ア 組織系統



イ 県本部の編成



ウ 地方連絡本部の編成



地方連絡本部の活動は、県本部の活動の開始と同時に開始する。

エ 東京地方連絡本部

東京地方連絡本部は、国会及び関係省庁又は他都道府県との連絡、その他関係事項の円滑な処理にあたる。本部長は、東京事務所長があたる。

オ 県本部の設置場所

県本部は、特別のとき(例えば庁舎被災時)を除き、県庁防災新館4階に設置する。なお、防災新館被災時には、被災状況の軽微な最寄りの地方連絡本部に設置する。

カ 地震発生時の応急活動体制は別に定めることとする。

キ 動員の伝達及び配備

職員は「職員災害対応ハンドブック」に従い、迅速に行動するものとする。

① 勤務時間内における動員

知事は、庁内放送により、職員に動員の伝達を行う。

各部局長は、所管する出先機関へ伝達する。

庁内放送が使用できないときは、直接、各部局長へ動員の伝達を行う。

② 勤務時間外における動員

各所属長は、予め勤務時間外における職員の連絡方法等を定める。

なお、通信手段等の途絶も予想し、職員は、配備基準に該当する災害情報を覚知したときは、自己の所属、又は予め指定された場所に自主的に参集する。

参集に3時間以上を要する場合は、自己所属に安否について連絡し、所属長の指示に従うこととする。

③ 初動体制職員

勤務時間外に発生する大規模地震に対処し、迅速かつ円滑な災害対策本部及び地方連絡本部の運営を行うため、統括部長（防災局長）は初動体制職員に指名し、初動体制の整備を図ることとする。

初動体制職員は、地震にかかる次の場合において、直ちに予め指定した災害対策本部等に登庁し、指定された業務を行う。

a 震度6弱以上の大規模地震が発生したとき

b その他、交通網の途絶により、本庁舎や合同庁舎に多くの職員が速やかに参集できないとき

初動体制職員の分掌業務等については、別途定めることとする。

(3) 現地県本部の設置

ア 県本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは現地県本部を設置する。

イ 現地県本部に現地県本部長及び現地県本部員その他の職員を置き、県本部副本部長、県本部員その他の職員のうちから県本部長が指名する者を持って充てる。

ウ 現地県本部は、県本部長の特命事項を処理し、地方連絡本部と連携して、現地における防災機関及び応援機関との連絡調整にあたる。

エ 現地県本部は、必要に応じ、被災地に近いところに設置し、県の庁舎、市町村の庁舎、学校、公民館等公共施設を利用するものとする。この場合できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

(4) 職員の応援

災害応急対策の実施にあたり、職員が不足するときは、次の方法により部、班等相互に応援を行う。

ア 県本部内における応援は、当該部内の班相互の応援は部長に、他の部の応援を必要とするときは県本部長に要請する。

イ 地方連絡本部内における応援は、地方連絡本部長から県本部長に要請する。

ウ 県本部と地方連絡本部相互で応援を必要とするときは、県本部長に要請する。

(5) 市町村庁舎被災時等の情報収集

災害発生後、市町村の庁舎等が被災したことにより、市町村による被災状況及びこれに対して執られた措置の概要の報告をできなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第53条第6項により、県は被災市町村に替わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努める。

ア 被災市町村等への職員派遣

災害対策本部において職員等を市町村に派遣し、情報の収集に努める。

イ 消防防災ヘリコプター

本節2に規定する基準のもと、情報の収集に努める。

ウ その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し情報収集の協力を要請するものとする。

(6) 県災害警戒本部

防災局長は、災害対策本部が設置されない場合で、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要と認められる場合は、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。

ア 設置基準

県災害対策本部活動要領により、地震発生時等において、防災局長が警戒本部を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。

- ①震度5弱・5強の地震が県内に発生したとき
- ②南海トラフ沿いでM7の地震が発生した場合で、県内震度4以下の地震の観測
- ③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
- ④その他、防災局長が必要と認めたとき

2 消防防災ヘリコプター

災害の状況に応じてヘリコプターを出動させ被害情報の収集、救出、救助活動を行うとともに、市町村等からの要請に対応できる体制を整える。また、長野県・新潟県・群馬県、及び静岡県、並びに埼玉県との「消防防災ヘリコプターの運行不能期間等における相互応援協定」の締結により、運航不能期間の体制整備を図った。

(1) 防災ヘリコプター緊急運航基準

ア 基本要件

消防防災ヘリコプター緊急運航は、原則として次の基本要件を満たす場合に運航することができるものとする。

- ① 公共性 災害等から県民の生命財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること
- ② 緊急性 差し迫った必要性があること（緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）
- ③ 非代替性 消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと（既存の資器材人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

イ 緊急運航基準

消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりとする。

① 災害応急対策活動

- a 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合
- b 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合
- c 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- d その他、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

② 火災防ぎょ活動

- ア 同時多発火災時等において、地上における消火活動では消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合
- イ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- ウ その他、防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

③ 救助活動

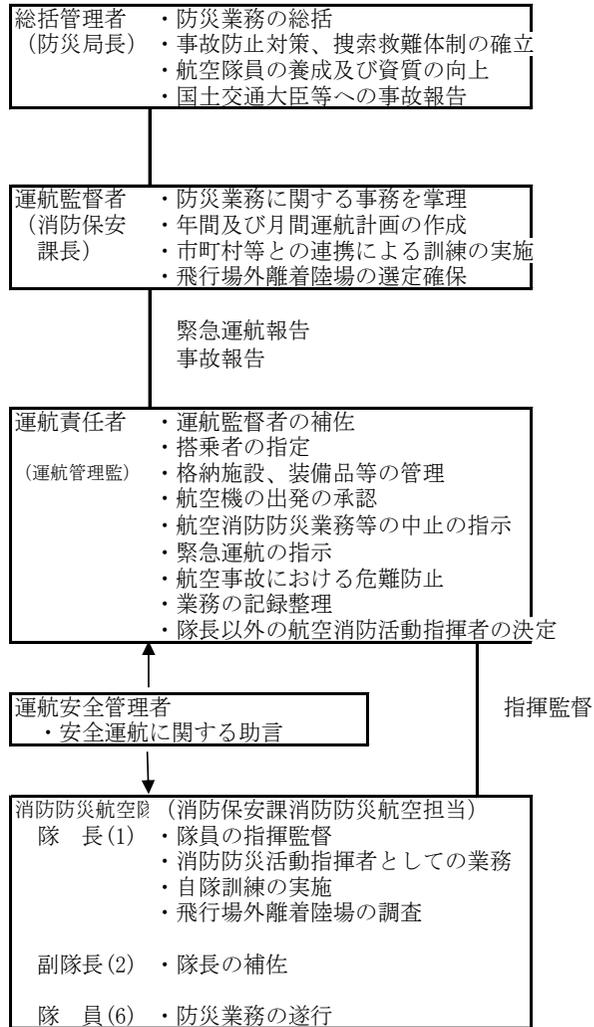
- ア 水難事故及び山岳遭難等における人命救助
- イ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助
- ウ その他、防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

④ 救急、活動

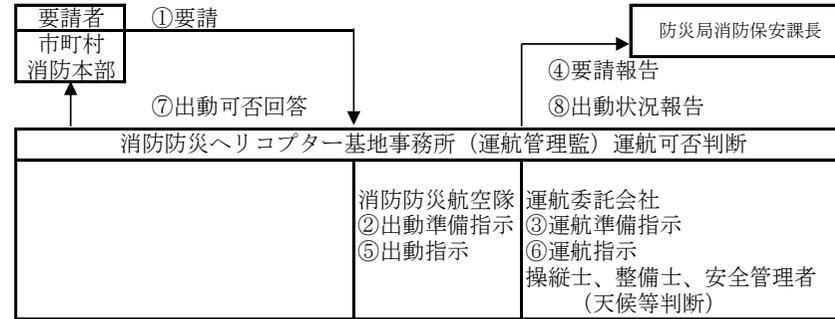
- ア 交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められ、かつ原則として医師が搭乗できる場合
- イ 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

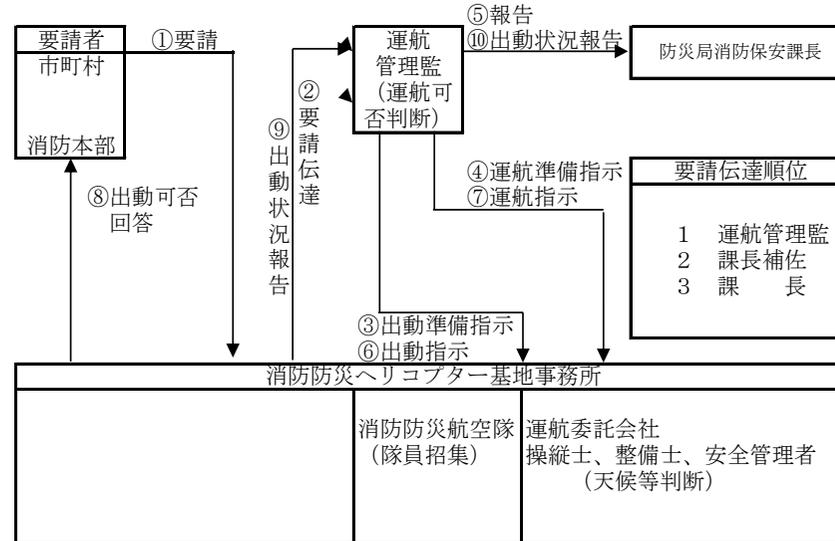
山梨県消防防災ヘリコプター運航管理フロー



1 緊急運航連絡系統図



2 土・日・祝祭日緊急運航連絡系統図



(夜間の場合) 災害等が発生し、翌朝日の出とともに運航を希望するときは、災害等の状況を室長に報告し、室長は関係者に連絡する。

第2節 地震災害情報の収集伝達

地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施する上で地震情報(震度、震源、長周期地震動階級、規模、余震の状況等)や被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。このため地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・伝達を迅速に行うこととするが、このとき、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段、機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

1 異常現象発見時の通報、伝達

- ・災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市町村長又は警察官に通報するものとする。通報を受けた市長村長又は警察官はできるだけその現象を確認し実状把握に努めるとともに関係機関に伝達するものとする。
- ・地震等により火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等へ通報が殺到したとき、市町村長は、その状況を直ちに県及び消防庁に報告するものとする。

2 地震に関する情報等の伝達

(1) 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に關係する地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。

ア 甲府地方気象台が発表する地震情報の種類、発表基準、内容について

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報警報を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)

遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 30 分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</p> <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表</p>
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>

イ 地震及び津波に関する情報



ウ 南海トラフ地震に関する情報

(1) 「南海トラフ地震に関する情報」の種類及び発表条件

南海トラフ地震に関する情報は「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の2種類の情報名で発表する。

「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名の後に付記する。

「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表する。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表する。

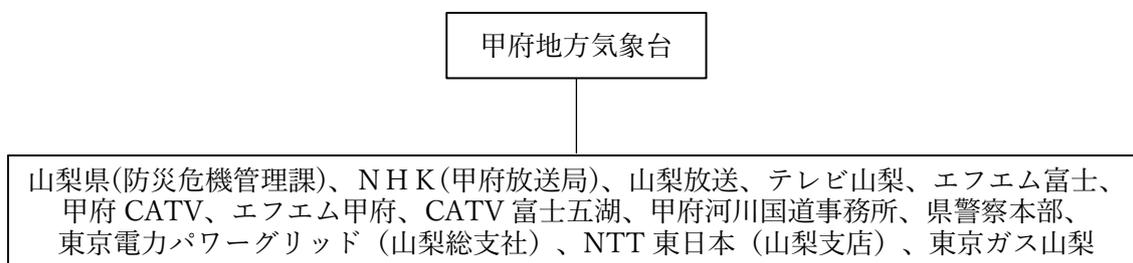
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

(2) 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上（注2）の地震（注3）が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化（注4）と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化（注4）が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり（注5）が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（注6）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（注3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- (注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。
- (注2) モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M 6.8 以上の地震から調査を開始する。
- (注3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- (注4) 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを 1～3 として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度 (24 時間など、一定時間でのひずみ変化量) についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎 (体積ひずみ計)、成分毎 (多成分ひずみ計) に設定されている。具体的には、
 レベル 1 : 平常時のデータのゆらぎの中の 1 年に 1～2 回現れる程度の値に設定。
 レベル 2 : レベル 1 の 1.5～1.8 倍に設定。レベル 3 : レベル 1 の 2 倍に設定。
 「有意な変化」とは上記、レベル 3 の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル 1 以上の変化を意味する。
- (注5) ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部 (30～40km) では数ヶ月から 1 年程度の間隔で、数日～1 週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じよう場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり (長期的ゆっくりすべり) の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。
- (注6) 断層のずれの規模 (ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ) をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

エ 伝 達 先



(注) 甲府地方気象台及び県(防災危機管理課)から関係機関への伝達手段は、一般災害編「第3章、第2節、1 予報及び特別警報・警報・注意報等の受理、伝達(1) 甲府地方気象台が発表する予報・警報 カ、ク」と同様とする。

(2) 地震解説資料

山梨県内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

(3) 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4以上の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

甲府地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

(注) 緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

(4) 放送機関による放送

ア 放送機関は取材した事項及び防災関係機関から依頼のあった事項を放送する。

イ 放送する事項は次のとおり

- ・災害発生状況
- ・道路通行状況
- ・公共交通機関運行状況
- ・ライフライン状況
- ・生活必需品、医療品等供給状況
- ・公共施設運営状況
- ・社会秩序保持のための必要事項

(5) 県として直ちに実施する伝達事項

県は、防災行政無線により次の事項を伝達する。

ア 地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）

イ 地震防災応急対策の指示

(例) 「市町村、防災関係機関は、同報無線、有線放送、広報車等で次の事項を徹底して下さい。

- ① 自主防災組織を直ちに稼働させること
- ② 火災の発生、ガス爆発等に注意すること
- ③ 電話の使用を制限すること
- ④ テレビ、ラジオ等を通じて報道される地震情報に注意すること
- ⑤ 被害の発生は、区長等を通じて市町村に報告すること」等

(6) 市町村による住民への伝達

市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

3 被害情報の収集伝達

(1) 被害情報の収集伝達

- ・総合防災情報システムにより被害情報を収集伝達するとともに地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）、S I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management）及び新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の活用に努める。
- ・被害情報の収集伝達は、状況に応じて防災行政無線、電話、FAX、インターネット等の通信手段を活用する。
- ・各通信手段の利用方法については、平常時より利用方法について習得しておく

(2) 被害規模の早期把握のための活動

ア 県が行う情報収集

- ・県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関に収容された負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

イ 消防防災ヘリコプターによる情報収集

震度 5 弱以上の地震が発生したとき、県は直に消防防災ヘリコプターを出動させ、テレビ電送による映像により被害情報を収集する。

(3) 地震発生直後の被害の第 1 次情報等の収集・連絡

- ・市町村は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂被害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報を直ちに県に報告するものとする。
ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なときは、市町村は消防庁に直接報告するものとする。
- ・市町村等は、早期に被害規模を把握するため、必要に応じて、ドローン等を活用した被災住家等の特定や、住民基本台帳等を活用した安否不明者に係る名簿の作成等を、県と密接に連携しながら適切に行うものとする。
- ・県は、救助活動を迅速かつ円滑に行うために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報の収集・精査を行うことにより、迅速な要救助者の特定に努めるものとする。
- ・市町村は消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するものとする。
- ・県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。
また、県警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

(4) 応急対策活動情報の連絡

本編第 2 編第 3 章第 2 節 3 (4) 被害情報の収集・連絡と同じ。

(5) 報告の種類・様式

ア 県・市町村

本編第 2 編第 3 章第 2 節 3 (6) 報告の種類・様式と同じ。

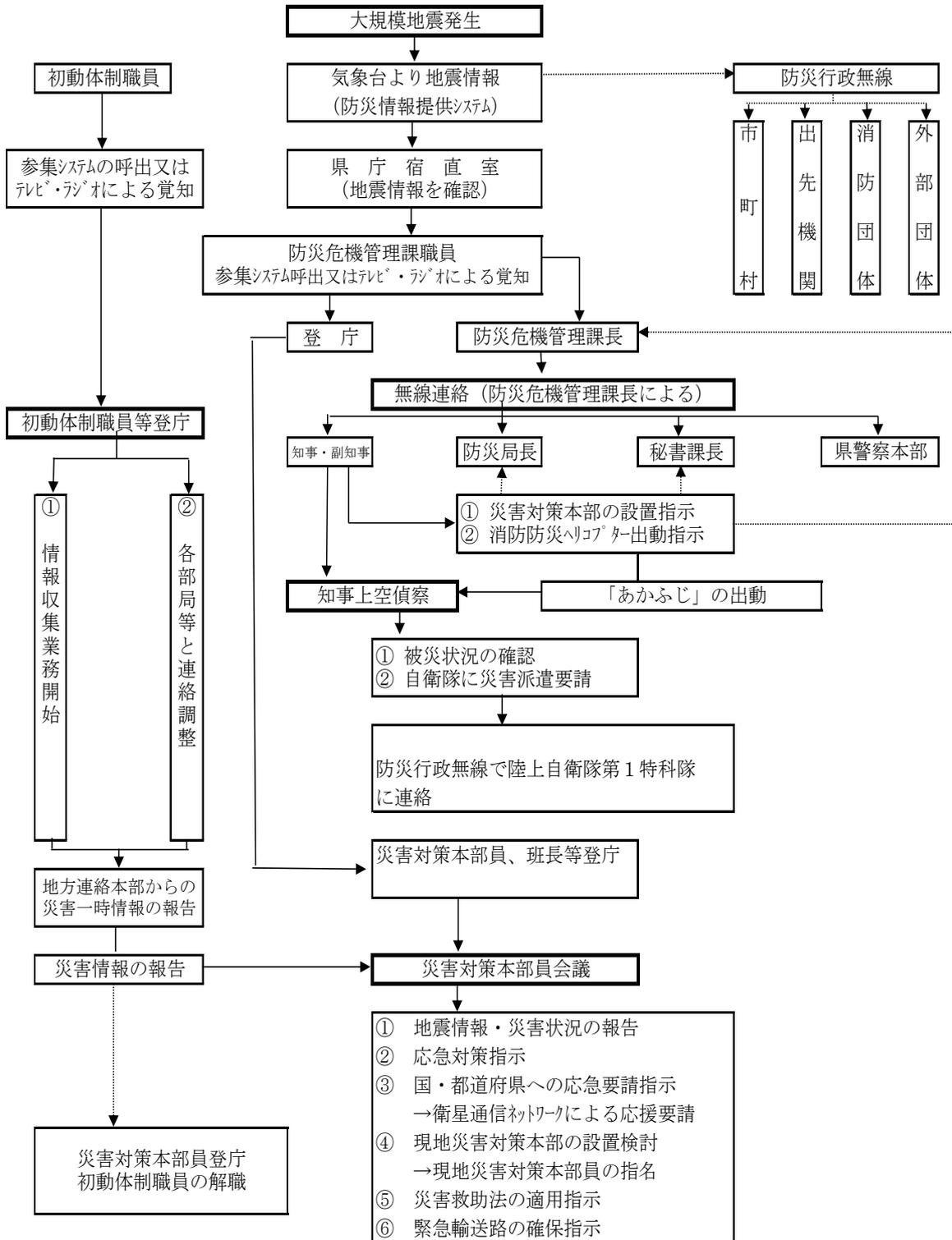
イ 他の法令に基づく被害報告

- ① 消防組織法に基づく火災報告(防災危機管理班)
- ② 厚生労働省通達に基づく精神科病院等の被害報告(健康増進班、医務班)
- ③ 国土交通省通達に基づく水道の被害報告(衛生薬務班、下水道班)
- ④ 災害防疫実施要綱に基づく被害報告(健康増進班)
- ⑤ 農林水産業被害報告要領に基づく災害報告(農業技術班・森林環境総務班)
- ⑥ 農地農業用施設災害復旧事業取扱要綱に基づく災害報告(耕地班)
- ⑦ 中小企業関係被害状況報告要領に基づく被害報告(産業政策班)
- ⑧ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令に基づく災害報告(治水班)
- ⑨ 国土交通省通達に基づく都市災害の被害報告(都市計画班)
- ⑩ 公営住宅法に基づく被害報告(建築住宅班)
- ⑪ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法に基づく災害報告(学校施設班)
- ⑫ 文化財保護法に基づく被害報告(学術文化財班)

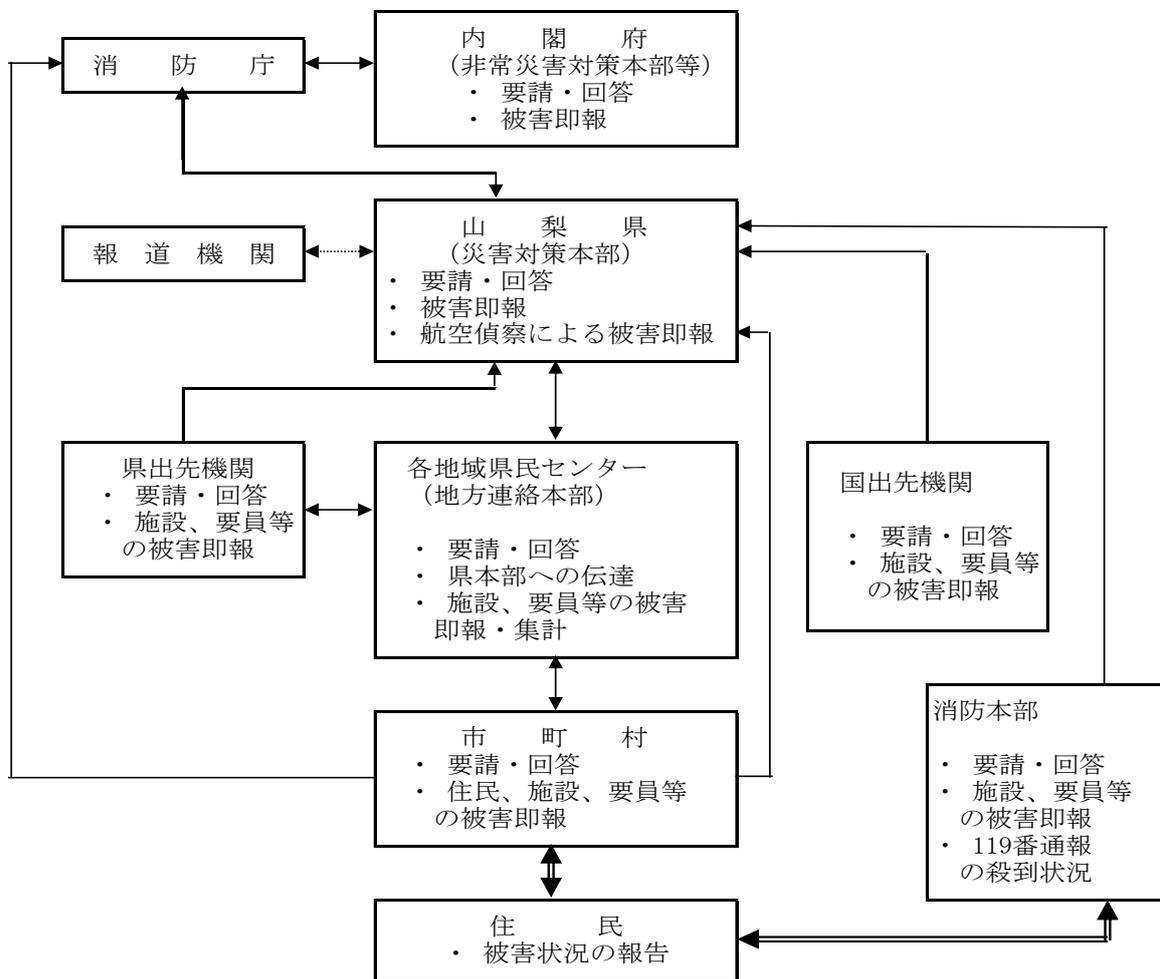
4 勤務時間外の大規模地震発生時の初動体制

(1) 予知不可能な地震（首都直下地震、活断層に起因する地震）

※ 震度6弱以上の大規模地震が山梨県内で発生したとき



発災直後の情報の収集・伝達フローシート



第3節 広域応援体制

1 知事の応援要請

(1) 指定行政機関等に対する応援要請

知事は、県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは指定行政機関等の長に対し応急措置の実施を要請する。

(災害対策基本法第70条第3項)

(2) 他の都道府県に対する広域応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは関東地方知事会を構成する山梨県、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県及び長野県で締結している「災害時等における相互応援に関する協定」等に基づき、他の都道府県に対し必要な応援を要請する。

(災害対策基本法第74条)

(3) 市町村に対する応援

ア 知事は、市町村長等から災害応急対策を実施するための応援を求められたときは、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、応援又は災害応急対応を実施する。この場合、知事は正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まないものとする。

(災害対策基本法第 68 条)

イ 知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は市町村相互間の応援について必要な指示又は調整・要求を行う。

(災害対策基本法第 72 条)

ウ 知事は、市町村長が災害状況及びこれに対して執られた措置の概要を報告出来ない場合は、県職員を派遣して、必要な情報の収集を行う。

(災害対策基本法第 53 条第 6 項)

(4) 内閣総理大臣に対する広域応援要請

知事は、(2)の規定による他の都道府県知事への広域応援要請、及び(3)イの規定による市町村相互間の応援の要求等のみによっては、災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、これらを補完するために内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対して知事又は当該災害発生市町村長の応援を要請するよう求めるものとする。

(災害対策基本法第74条の2第1項)

(5) 内閣総理大臣からの要請に伴う他の都道府県等に対する応援

知事は、内閣総理大臣より災害発生都道府県知事や災害発生市町村長の応援を求められた場合、必要と認める事項について支援協力を努める。また、知事は、特に必要があると認められた場合、市町村長に対し、当該災害発生市町村長の応援について求めるものとする。

(災害対策基本法第74条の2第2項及び4項)

2 市町村長の応援要請

(1) 知事に対する応援要請

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは知事に対し応援を求め又は応急対策の実施を要請するものとする。

(災害対策基本法第 68 条)

(2) 他の市町村長に対する応援要請

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは県市長会を構成する市で締結している「大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書」や、関東町村会を構成する各都県町村会で締結した「災害時における相互応援に関する協定」、市町村間で締結している、各種相互応援協定に基づき、他の市町村等に対し応援を要請する。

(3) 知事からの要請に伴う他の都道府県の市町村に対する応援

市町村長は、知事が内閣総理大臣より他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について支援協力を努める。

(災害対策基本法第74条の2第4項)

3 消防の応援要請

(1) 大規模災害時における緊急広域消防応援協定

大規模災害時における消防活動については、消防組織法(昭和 22 年 12 月 23 日法律第 226 号)第 39 条の規定に基づき締結された「山梨県常備消防相互応援協定」や市町村の消防相互応援協定等により相互応援を行う。

県内の消防力や既存の消防相互応援協定では対処できないと判断したときは、知事は消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動や広域航空応援等の消防の広域応援を要請する。

広域航空応援を要請する場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(昭和 61 年 5 月 30 日付け消防救第 61 号消防庁次長通知)により行うものとする。

4 自衛隊に対する災害派遣要請

本編第2編第3章第1節7「自衛隊災害派遣要請の概要」に同じ。

5 応援要請の方法等

本編第2編第3章第1節4「広域応援体制」による。

6 広域一時滞在

本編第2編第3章第1節5「広域一時滞在」による。

第4節 通信の確保

1 通信手段の確保

防災関係機関は、災害時には公衆電気通信設備を優先的に使用できるほか、他の機関の通信設備も利用できるが、平常時から災害時における多ルートでの通信の確保に努めるものとする。

(1) 県と国及び他都道府県との通信手段

県庁と消防庁とは消防防災無線、国土交通省とは国土交通省無線、内閣府とは中央防災無線により通信手段を確保している。

災害時には、これらの回線を利用して、消防庁、国土交通省及び内閣府との情報交換を行う。

なお、回線の利用方法は、「山梨県防災行政無線利用の手引き」（以下「手引き」という。）による。

また、自治体衛星通信機構の通信衛星「スーパーバード」を使用した衛星回線でも消防庁及び他都道府県との通信が可能である。

(2) 県と県内防災関係機関との通信手段

県庁と合同庁舎及び単独事務所とは、地上回線、衛星回線により通信手段を確保している。

県庁と各市町村は、地上回線、衛星回線により通信手段を確保している。

また、防災関連機関(山梨県防災行政無線回線構成図に示す機関)へも260MHZデジタル無線を使用し通信を確保している

災害時には、これらの回線を利用して災害情報等を交換する。

さらに、県本部と災害現地との情報通信手段として、可搬型衛星地球局を搭載した移動無線車を配備し回線の確保を図る。

(3) NTTの措置

ア 非常・緊急通話

災害発生時の非常事態又は緊急事態に、防災関係機関等が、救援、交通、通信、電力の確保、復旧や秩序維持のために必要な事項を内容とする通話を、災害時優先電話からダイヤルすることにより、優先的に通信を利用することができる。

イ 電話利用制限と重要通信の確保

災害時の緊急通信を確保するため、一般の問い合わせ、見舞等の通話を制限し、県本部、警察、消防、病院等の通信を優先する措置をとる。

ウ 移動無線機の配置

各事業所に可搬式移動無線機を設置し、緊急電話に備える。

エ 電源の確保

長時間停電に備え、各事業所に予備発動機をはじめ、移動用電源車、携帯用発電機等を配備し、通信の中断のないよう措置する。

(4) 他の機関の通信施設の利用

加入電話、防災行政無線等が使用不能となったときは、警察、水防、消防、鉄道事業、電力事業等の通信施設を利用する。

(5) 非常通信協議会の利用

加入電話、防災行政無線及び他の機関の通信施設等が使用不能になったときは、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その通信施設を利用するものとする。

ア 非常通信の依頼方法

一通の通信文の字数は200字以内とし、発信人及び受信人の住所、氏名、電話番号を記入し、余白に「非常」と記入する。

イ 非常通信等の内容

人命の救助に関するもの、緊急を要する情報、県本部活動上の必要なもの等

(6) 放送の要請

知事又は市町村長は、利用できる全ての通信の機能がマヒしたとき又は普通の通信方法では間に合わないときは「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続きにより、放送局に放送を要請できる。放送要請は、原則として県を窓口にして行う。

放送局名	協定締結年月日	電話番号及び防災行政無線番号		申込窓口
NHK（甲府放送局）	S58. 7. 1	(055) 255-2113	9-220-1-058	放送部
山梨放送	S58. 7. 1	昼(055) 231-3232 夜(055) 231-3250 (090-1555-8222)	9-220-1-066	放送本部
テレビ山梨	S58. 7. 1	昼(055) 232-1114 夜080-3126-4455	9-220-1-067	放送部
エフエム富士	H2. 2. 28	(055) 228-6969	9-220-1-068	

2 防災行政無線移動系システムの運用

災害発生時においては、移動系システムを利用して各地の被害情報の収集を行う。

3 通信の運用と統制

山梨県防災行政無線の管理・運用は、「山梨県防災行政無線網関係規程集」に基づき行う。

統制管理者は、災害時において緊急通信を行うとき、その他特に必要と認めるときは通信の統制を行う。通信管理者は、統制管理者の命に基づき各無線局の無線従事者に指令を発する。無線従事者は、その命により通信統制を行う。

4 気象情報の配信について

気象情報は、甲府地方気象台から配信される各種気象情報を受信し、防災行政無線回線等により、市町村、消防本部、消防防災機関等に配信する。

5 アマチュア無線の活用

大規模地震等による大災害時において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、アマチュア無線連盟との協定によりアマチュア無線の活用を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱いや運用について検討に努めるものとする。

- ・平成 10 年 8 月 25 日、社団法人日本アマチュア無線連盟山梨県支部と「アマチュア無線による災害時応援協定」を締結

6 インターネットシステムの運用

山梨県ホームページ等インターネットによる情報提供を行なう。

インターネットによる災害情報の URL は、<http://www.pref.yamanashi.jp/>である。

第 5 節 避難活動

1 避難の指示

地震の発生により危険が切迫し、緊急に安全な場所に避難させる必要があると認められるときは、市町村等は予め定めた計画に基づき、地域住民等に対して避難の指示を行うものとする。

(1) 市町村長

市町村長は、住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、危険地域の住民に対して速やかに避難の指示を行う。

(2) 知事

知事は、市町村長が避難の指示の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、代行して避難の指示を行う。(災害対策基本法第 60 条第 6 条)

(3) 警察官

市町村長が避難を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要請があったとき、若しくは住民等の生命、身体に危険が切迫していると認められるときには、直ちに職権に基づき、危険地域の住民等に避難のための立ち退きを指示する。

2 警戒区域の設定

市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この場合、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第 63 条第 2 項、第 3 項の規定により、市町村長の職権を代行することができる。

知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第 73 条第 1 項の規定により市長村長に代わって警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを実施しなければならない。

3 避難の指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を除いた避難の指示を行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の指示の理由

オ その他必要な事項

4 避難措置の周知

(1) 住民への周知

避難の指示を指示した者又は機関は、同報無線、有線電話、広報車等で当該地域の住

民に速やかにその内容の周知徹底を図る。

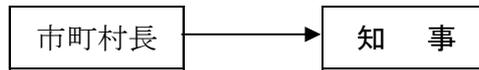
また、報告を受けた県等の機関は、報道機関への放送要請等も含め、住民への周知を徹底する。

なお、避難の必要がなくなっても同様とする。

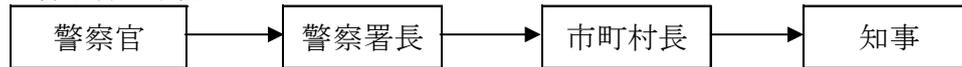
(2) 関係機関への通知

避難の指示を行った者は、次のルートで必要な事項を報告又は通知する。

ア 市町村長の措置



イ 警察官の措置



5 避難誘導の実施

発災時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

避難誘導にあたって、市町村は、避難所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

6 避難所

(1) 避難所の整備

本編第2編第3章第11節1(3)ウ「避難所の整備」参照。

(2) 避難所の開設

本編第2編第3章第11節1(3)オ「避難所の開設」参照。

(3) 避難所の運営管理

本編第2編第3章第11節1(3)カ「避難所の運営管理」参照。

7 要配慮者への配慮

市町村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等ができるように努める。

また、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅の提供にあたっては、要配慮者に充分配慮し、特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置に努める。さらに、要配慮者に向けた情報の提供についても十分に配慮する。

8 帰宅困難者等の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときには、交通機関の管理者等は、市町村、警察等と密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

また、県、市町村及び関係機関は、平時から帰宅困難者等の滞在場所の確保に努めるとともに、滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは関係各機関が連携して、最寄りの指定避難所等安全な場所に誘導し保護する。

県本部は、各機関を通じて滞留者の状況を把握し、適切な情報を提供するとともに必要な措置をとる。

9 孤立集落への対応

県、市町村は、孤立のおそれのある集落に対し、事前調査を行い、地域の実情に応じ、衛星携帯電話やヘリコプターによる救援活動体制の整備などに努めるものとする。

また、住民同士の自助、共助の能力を高めるため食糧や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当や高齢者の介護などのための対策を推進するものとする。

なお、孤立集落については、支援を行う孤立集落について明確にし、速やかに孤立の状況を把握する。

10 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

県は、市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れについて、県営住宅又は県職員宿舍等を活用し避難者の受け入れに努めるとともに、第2編第3章第1節5「広域一時滞在」により、関係市町村等との調整を図るものとする。

市町村は、市町村・県の区域を越えた避難者について、市町村営住宅等を活用し受け入れに努めるものとする。

第6節 緊急輸送対策

1 緊急輸送の対象

地震防災応急要員、地震防災対策に必要な食糧、医薬品及び防災資機材等とする。

2 緊急輸送の方針

緊急輸送機関相互で調整し、必要最小の範囲で実施する。

3 輸送（物資等の運送）の要請等

本編第2編第3章第8節1(2)「輸送（物資等の運送）の要請等」による。

4 緊急輸送道路

別図のとおり

5 緊急輸送の確保

(1) 国

ア 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所は、パトロールカーによる巡視、道路モニターからの報告等により情報収集に努める。

イ 道路情報を基に、必要に応じて迂回路の選定、誘導等の措置を行い、緊急輸送道路の確保に努める。

ウ 被害箇所については、速やかに応急、復旧工事を行い、緊急輸送道路としての機能確保に努める。

エ 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国〔国土交通省〕は物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施するものとする。

オ 緊急輸送道路沿いの道の駅については、応急復旧の活動拠点や放置車両等の移動先として活用できるよう、道の駅管理者と調整を図り、迅速に受入体制を整備する。

(2) 中日本高速道路株式会社、山梨県道路公社

ア 県・市町村等と密接な情報交換を行い、連携して緊急輸送道路の確保を図る。

イ 県公安委員会の行う緊急輸送道路の確保に係る交通規制に協力する。

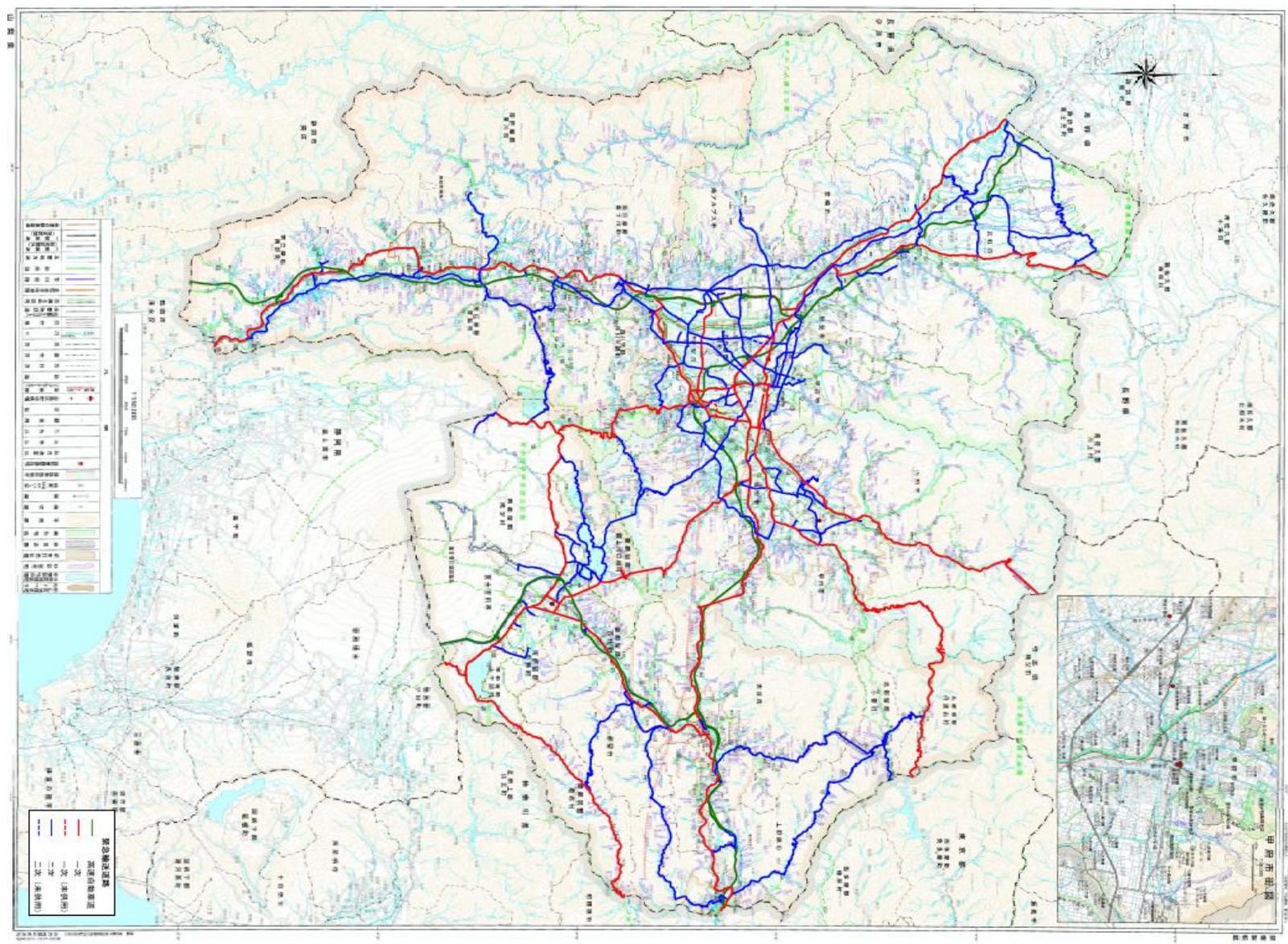
ウ 被害箇所については速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送道路としての機能確保に努める。

(3) 社団法人山梨県トラック協会・赤帽山梨県軽自動車運送協同組合

地震等による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、県の要請により物資等の緊急輸送について協力する。

- 平成 11 年 3 月 15 日「災害時の物資等の緊急輸送に関する協定」（山梨県トラック協会）
- 平成 14 年 3 月 20 日「災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定」（赤帽山梨県軽自動車運送協同組合）

山梨県緊急輸送道路ネットワーク計画図



(4) 県

- ア 県は、緊急輸送道路のうち県管理道路の機能確保に努める。
- イ 被害箇所については、山梨県建設業協会との「災害時における応急対応業務に関する協定」などにより速やかに応急復旧工事を行い緊急道路としての機能確保に努める。
- ウ 陸上輸送に加え、ヘリコプターとの連携による効率的な緊急輸送対策を実施するため、輸送拠点及びヘリポートの確保に努める。
- エ 緊急輸送道路沿いの道の駅については、応急復旧の活動拠点や放置車両等の移動先として活用できるよう、道の駅管理者と調整を図り、迅速に受入体制を整備する。

(5) 県警察

緊急輸送にあたる自動車、航空機等が円滑に運行できるように、避難者の誘導、交通整理、ヘリコプターの誘導等を行う。

6 緊急輸送車両等の確保

(1) 県

- ア 各部局の車両は、必要に応じて知事が集中管理して運用する。
- イ 市町村から要請があり、必要と認めるときは、関係機関に協力を要請する。また、状況に応じて県警察及び自衛隊ヘリコプターの使用を要請する。

(2) 関東運輸局山梨運輸支局

県、市町村及び防災関係機関からの要請に対し、運送事業者等と連絡調整して輸送の幹旋を行う。

山梨県緊急輸送道路指定路線一覧表(計画延長含まず)

(第一次緊急輸送道路)

道路種別	路線番号	路線名	起終点	延長(km)
高速自動車国道	-	中央自動車道西宮線	県内全線	100.3
	-	中央自動車道富士吉田線	県内全線	44.6
	-	中部横断自動車道	県内全線	63.1
その他有料道路	-	東富士五湖道路	県内全線	13.8
	20	国道20号	東京都塚～長野県堺 大月BP現道部(駒橋交差点(大月市)～大月インター入口交差点(大月市))除く	100.3
一般国道 (指定区間)	52	国道52号	国道20号交点(甲斐市)～甲府南アルプス線交点(甲府市) 甲府南アルプス線(甲府市)～国道411号交点(甲府市) 上石田バイパス・貫川交番南交差点(甲府市)～真側橋西詰(甲府市)含む 静岡県境～国道52号(甲西道路)交点(富士川町)	54.0
	52	国道52号(甲西道路)	国道52号交点(富士川町)～国道20号交点(甲斐市)	18.2
	138	国道138号	県内全線	14.2
	139	国道139号	静岡県境～国道138号交点(富士吉田市) 国道139号分岐富士見BP北交差点(富士吉田市)～国道20号大月バイパス交点(大月市)	43.7
一般国道 (指定区間外)	137	国道137号	国道138号交点(富士吉田市)～国道20号交点(笹吹市)	25.8
	139	国道139号	国道138号交点(富士吉田市)～国道139号分岐富士見BP北交差点(富士吉田市) 国道137号交点(富士吉田市)～山中湖忍野富士吉田線交点(富士吉田市) 国道137号重用区間1.1km:国道138号交点(富士吉田市)～国道139号金鳥居交差点(富士吉田市)	6.0
	140	国道140号	埼玉県境～国道52号交点(富士川町) 西関東連絡道路:桜井ランプ(甲府市)～岩手ランプ(山梨市)含む 西下条ランプ(甲府市)～落合西IC(甲府市)[新山梨環状道路] 国道20号重用区間0.5km:国道20号向町二交差点(甲府市)～国道20号上阿原交差点(甲府市)	56.9
	141	国道141号	県内全線	33.4
	358	国道358号	全線	28.0
	411	国道411号	東京都境～国道52号交点(甲府市) 国道140号交点(甲府市)～甲府市道池添梅ヶ坪線交点(甲府市)[城東バイパス]	64.1
	413	国道413号	県内全線 国道138号重用区間11.4km:国道137号交点(富士吉田市)～国道138号旭日丘交差点(山中湖村)	32.8
主要地方道	6	甲府韭崎線	国道52号交点(甲府市)～甲府駅前(甲府市)	0.5
	12	韭崎南アルプス中央線	国道52号交点(南アルプス市)～甲府中央右左口線交点(中央市)[新山梨環状道路]	7.6
	29	甲府中央右左口線	韭崎南アルプス中央線交点(中央市)～国道358号交点(甲府市)[新山梨環状道路]	1.3
一般県道	717	山中湖忍野富士吉田線	国道139号交点(富士吉田市)～富士吉田市道中央通り線交点(富士吉田市)	1.1
市町村道	-	甲府市道 和戸竜王線	甲府市道 朝気通り交点(甲府市)～池添梅ヶ坪線交点(甲府市)[城東バイパス]	0.2
	-	富士吉田市道 新倉南線	国道137号交点(富士吉田市)～富士吉田市道中央通り線交点(富士吉田市)	0.9
	-	富士吉田市道 中央通り線	富士吉田市道 新倉南線交点(富士吉田市)～山中湖忍野富士吉田線交点(富士吉田市)	0.8
計	21路線			711.6

(第二次緊急輸送道路)

道路種別	路線番号	路線名	起終点	延長(km)
一般国道 (指定区間)	20	国道20号	大月橋西詰(大月市)～大月インター入口交差点(大月市)	1.1
	139	国道139号(都留BP)	都留市道天神通り線 交点(都留市)～四日市場上野原線交点(都留市)	6.1
	137	国道137号	国道139号交点(富士吉田市)～河口湖精進線交点(富士河口湖町)	7.3
	139	国道139号	小和田猿橋線交点(大月市)～東京都境	24.7
一般国道 (指定区間外)	140	国道140号	西関東連絡道路万カランプ(山梨市)～西関東連絡道路岩手ランブ交点(山梨市)	4.4
	300	国道300号	全線(中之倉BP 現道部除く) 国道139号重用区間22.6km: 国道138号交点(富士吉田市)～国道139号本栖交差点(富士河口湖町)	25.2
主要地方道	469	国道469号	富士川身延線交点(南部町)～国道52号交点(南部町)	0.5
	3	甲府市川三郷線	国道20号交点(甲府市)～斐崎南アルプス中央線交点(中央市)[昭和バイパス] 甲府笛吹線交点(甲府市)～市川大門四丁目1801(市川三郷町) 国道140号交点～市川大門四丁目1801(市川三郷町) 国道140号重用区間3.5km: 国道140号桃林橋南側交差点(中央市) ～国道140号大正交差点東側交差点(市川三郷町) 国道20号重用区間0.8km: 国道20号国母交差点(甲府市)～国道20号国母立体交差点(甲府市)	22.1
	4	市川三郷富士川線	国道140号交点(市川三郷町)～市川三郷富士川線分岐(市川三郷町)〔黒沢BP〕 市川三郷身延線交点(市川三郷町)～斐崎南アルプス富士川線交点(富士川町)	4.4
	5	甲府南アルプス線	甲府昇仙峡線交点(甲府市)～斐崎南アルプス富士川線交点(南アルプス市)	10.2
	6	甲府斐崎線	国道140号交点(甲府市)～茅野北社斐崎線交点(斐崎市)	16.7
	7	甲府昇仙峡線	平瀬浄水場(甲府市)～甲府南アルプス線交点(甲府市) 甲府斐崎線重用区間1.9km: 甲府斐崎線交点(甲府市)～甲府斐崎線総合グランド入口交差点(甲府市)	8.2
	9	市川三郷身延線	全線 市川三郷富士川線重用区間4.4km: 市川大門四丁目1801(市川三郷町) ～市川三郷富士川線分岐(市川三郷町) 国道300号重用区間6.6km: 国道300号交点(身延町) ～国道300号波高島トンネル西交差点(身延町)	22.9
	10	富士川身延線	市川三郷身延線交点(身延町)～国道52号交点(南部町)(身延山ICアクセス含む) 国道469号重用区間0.5km: 国道52号交点(南部町)～国道469号交点(南部町)	19.4
	11	北社富士見線	国道141号交点(北社市)～長野県境	24.5
	12	斐崎南アルプス中央線	国道20号交点(斐崎市)～甲府中央右左口線交点(中央市) 櫛形大橋東詰交差点(南アルプス市)～国道52号交点(南アルプス市)	28.2
	17	茅野北社斐崎線	北社富士見線交点(北社市)～甲府斐崎線交点(斐崎市)	24.2
	18	上野原丹波山線	全線 国道139号重用区間3.2km: 国道139号交点(小菅村)～大菩薩峠線交点(小菅村)	28.8
	20	甲斐早川線	国道20号交点(甲斐市)～南アルプス市役所 芦安支所 斐崎南アルプス中央線重用区間0.3km: 斐崎南アルプス中央線芦安入口交差点(南アルプス市) ～斐崎南アルプス中央線源交差点(南アルプス市)	12.8
	21	河口湖精進線	国道137号交点(富士河口湖町)～国道139号交点(富士河口湖町)	16.3
	22	甲府笛吹線	全線	7.6
	23	斐崎増富線	国道141号交点(斐崎市)～北社市役所 明野総合支所(北社市)	4.7
	24	都留道志線	全線	15.7
	25	甲斐中央線	国道20号交点(甲斐市)～甲府市川三郷線交点(昭和町)〔昭和バイパス〕 中下条交差点(甲斐市)～国道20号山県神社北交差点(甲斐市)	6.4
	26	富士川南アルプス線	国道140号交点(南アルプス市)～斐崎南アルプス中央線交点(南アルプス市)	3.0
	27	斐崎昇仙峡線	国道141号交点(斐崎市)～斐崎IC(斐崎市)	1.4
28	北社ハヶ岳公園線	長沢小淵沢線交点(北社市)～北社富士見線交点(北社市)	6.4	
29	甲府中央右左口線	国道358号交点(甲府市)～甲府精進湖線交点(甲府市)	11.6	
30	大月上野原線	談合坂サービスエリア線交点～野田尻四方津停車場線交点	1.3	
31	甲府山梨線	国道411号交点(甲府市)～甲府斐崎線交点(甲府市)	1.3	
32	長坂高根線	全線	7.5	
33	上野原あきる野線	国道20号交点(上野原市)～上野原丹波山線交点(上野原市)	5.7	
一般県道	104	天神平甲府線	甲府斐崎線交点(甲府市)～HANAZONEホスピタル(甲府市)	2.5
	106	中下条甲府線	甲府斐崎線交点(甲斐市)～甲府斐崎線交点(甲府市)	4.5
	113	甲府精進湖線	国道20号交点(甲府市)～甲府中央右左口線交点(甲府市) 国道358号重用区間2.8km: 国道358号考古博物館東交差点(甲府市) ～国道358号甲府市右左口町(甲府市)	8.0
	117	小瀬スポーツ公園線	全線	1.4
	202	山梨市停車場線	山梨市駅東山梨線交点(山梨市)～国道411号交点(山梨市)	3.1
	204	休山山梨線	国道411号交点(甲府市)～峠東 防災備蓄倉庫1(甲府市)	0.7
	208	下神内川石和温泉停車場線	山梨市停車場線交点(山梨市)～一宮山梨線交点(笛吹市)	2.4
	211	山梨笛吹線	国道411号交点(山梨市)～笛吹市道2-30号線交点(笛吹市)	2.5
	216	万力小屋敷線	山梨市駅東山梨線交点(山梨市)～白井甲州線交点(甲府市) 西関東道路入口交差点(山梨市)～山梨市駅前交差点(山梨市)	3.8

一般県道	219	柳平塩山線	国道140号交点(山梨市)～山梨市立牧丘病院(山梨市)	0.6	
	302	石和温泉停車場線	国道411号線交点(笛吹市)～国道20号交点(笛吹市)	1.1	
	308	鷺宿上曾根線	国道358号交点(笛吹市)～藤袋石和線交点(笛吹市)	3.4	
	313	藤袋石和線	鷺宿上曾根線交点(笛吹市)～白井甲州線交点(笛吹市) 甲府笛吹線交点(笛吹市)～笛吹SIC交点(笛吹市)	2.5	
	314	一宮山梨線	国道411号交点(笛吹市)～下神内川石和温泉停車場線交点(笛吹市)	1.8	
	405	割子切石線	中富IC～国道52号交点	0.7	
	413	平林青柳線	富士川町本庁舎～斐崎南アルプス富士川線交点(富士川町)	0.4	
	415	湯之奥上之平線	国道300号交点(身延町)～しもべ病院(身延町)	0.7	
	505	小和田猿橋線	国道139号交点(大月市)～大月市道猿橋東町線交点(大月市)	3.9	
	507	野田尻四方津停車場線	国道20号交点～大月上野原線交点	3.9	
	606	台ヶ原長坂線	国道20号交点(北杜市)～茅野北杜斐崎線交点(北杜市)	5.3	
	608	長沢小淵沢線	国道141号交点(北杜市)～小荒間長坂停車場線交点(北杜市)	6.8	
	609	小荒間長坂停車場線	長坂高根線交点(北杜市)～長沢小淵沢線交点(北杜市)	3.1	
	611	日野春停車場線	横手日野春停車場線交点(北杜市)～国道141号交点(北杜市)	3.2	
	612	横手日野春停車場線	北杜市 武川総合支所(北杜市)～日野春停車場線交点(北杜市)	1.5	
	621	須玉中田線	国道141号交点(斐崎市)～塩川病院(北杜市)	1.4	
	707	富士河口湖富士線	国道137号交点(富士河口湖町)～富士北麓公園線交点(富士河口湖町) 国道139号重用区間1.4km重用: 国道139号交点(富士河口湖町) ～国道139号スバル立体交差点(富士河口湖町)	7.4	
	710	青木ヶ原船津線	国道137号交点(富士河口湖町)～河口湖精進線交点(富士河口湖町) 河口湖精進湖線重用区間1.7km: 河口湖精進湖線交点(富士河口湖町) ～富士河口湖町西瀬三差路(富士河口湖町)	6.9	
	714	鳴沢富士河口湖線	国道139号交点(鳴沢村)～町道 小立勝山線交点(富士河口湖町) 勝山バイパス: 富士河口湖富士線交点～鳴沢富士河口湖線交点	5.2	
	716	富士北麓公園線	富士河口湖富士線交点(富士河口湖町)～富士北麓公園(富士吉田市)	0.5	
	717	山中湖忍野富士吉田線	国道138号交点(山中湖村)～忍野村本庁舎(忍野村)	4.4	
	718	富士吉田西桂線	富士吉田西桂スマートIC～市道 小見見上暮地線交点	0.2	
	719	富士河口湖芦川線	河口湖精進線交点(富士河口湖町)～笛吹市川三郷線交点(笛吹市)	5.8	
	803	内船停車場線	全線 富士川身延線重用区間0.7km: 富士川身延線内船駅前(南部町) ～富士川身延線南部橋東三差路(南部町)	1.5	
	809	釜の口塩沢線	国道52号交点(南部町)～峽南・身延管理課 防災備蓄倉庫(南部町)	1.4	
	市町村道	-	甲府市道 小瀬町1号線	小瀬スポーツ公園線交点(甲府市)～甲府精進湖線交点(甲府市)	0.8
		-	甲府市道 小瀬2号線	甲府精進湖線交点(甲府市)～国道358号交点(甲府市)	0.8
-		甲府市道 富士見中線	甲府山梨線交点(甲府市)～朝日荒川線交点(甲府市)	0.3	
-		甲府市道 朝日荒川線	富士見中線交点(甲府市)～三味道村上線交点(市界)	2.9	
-		富士吉田市道 小見見上暮地線	国道139号交点(富士吉田市)～富士吉田西桂線交点(富士吉田市)	0.3	
-		富士吉田市道 農場線	富士吉田忍野SIC交点(富士吉田市)～小倉山中サス線交点(富士吉田市)	0.3	
-		富士吉田市道 小倉山中サス線	農場線交点(富士吉田市)～道の駅線交点(富士吉田市)	0.4	
-		富士吉田市道 道の駅線	全線(小倉山中サス線交点～国道138号交点)	0.3	
-		富士吉田市道 明見東通り線	国道138号交点(富士吉田市)～鎌山スポーツセンター前交差点(富士吉田市)	1.1	
-		都留市道 天神通り線	国道139号交点(都留市)～国道139号交点(都留PB)(都留市)	0.6	
-		山梨市道 山梨市役所前通り線	国道140号交点(山梨市)～山梨市駅東山梨線交点(山梨市)	0.5	
-		山梨市道 山梨市駅東山梨線	全線	2.5	
-		山梨市道 富士塚通り線(農道DC02)	国道140号交点(山梨市)～フルーツライン(農道DC01)交点(山梨市)	1.8	
-		山梨市道 フルーツライン(農道DC01)	富士塚通り線(農道DC02)交点(山梨市)～笛吹川フルーツ公園(山梨市)	0.8	
-		大月市道 公園通り線	国道20号交点(大月市)～桂川ウエルネスパーク園路交点(大月市)	1.0	
-		大月市道 猿橋東町線	国道20号交点(大月市)～県道小和田猿橋線交点(大月市)	0.2	
-		南アルプス市道 若草1級1号	斐崎南アルプス中央線交点(南アルプス市)～南アルプス市役所 若草支所(南アルプス市)	0.5	
-		南アルプス市道 櫛形7号線	甲府南アルプス線交点(南アルプス市)～南アルプス警察署南交差点(南アルプス市)	0.2	
-		南アルプス市道 十五所7号線	南アルプス警察署南交差点(南アルプス市)～南アルプス市消防本部	0.6	
-		甲斐市道 赤坂公園本線	国道20号交点(甲斐市)～赤坂台病院(甲斐市)	0.8	
-		甲斐市道 三味道村上線	朝日荒川線交点(市界)～開発1号線交点(甲斐市)	1.0	
-		甲斐市道 開発1号線	三味道村上線交点(市界)～滝坂希望ヶ丘線交点(甲斐市)	0.5	
-		甲斐市道 滝坂希望ヶ丘線	開発1号線交点(甲斐市)～登美団地大屋敷線交点(甲斐市)	0.4	
-		甲斐市道 登美団地大屋敷線	滝坂希望ヶ丘線交点(甲斐市)～大屋敷横町線交点(甲斐市)	0.9	
-		甲斐市道 大屋敷横町線	登美団地大屋敷線交点(甲斐市)～甲府斐崎線交点(甲斐市)	0.3	
-		甲斐市道 県道希望ヶ丘線	登美団地大屋敷線交点(甲斐市)～双葉SIC	0.3	
-		笛吹市道 4015線	甲府笛吹線交点(笛吹市)～笛吹SIC交点(笛吹市)	0.2	
-		笛吹市道 2-30号線	山梨笛吹線交点(笛吹市)～国道137号交点(笛吹市)	0.3	
-		上野原市道 田野入線	四日市場上野原線交点(上野原市)～四日市場上野原線交点(上野原市)	1.9	
-		上野原市道 談合坂サービスエリア線	談合坂SIC交点(上野原市)～大月上野原線交点(上野原市)	1.2	
-		甲州市道 上於曾81号線	(塩山バイパス)西広門田交差点(甲州市)～仲沢ガード南交差点(甲州市)	2.0	
-		中央市道 2017号線	甲府市川三郷線交点(中央市)～中央市道1028号線交点(中央市)	0.9	
-		市川三郷町道 大木法師倉線	甲府市川三郷線交点(富士川町)～大木川鳥線交点(市川三郷町)	1.3	
-	市川三郷町道 大木川鳥線	大木法師倉線交点(市川三郷町)～山梨県景観ヘリ常駐地(市川三郷町)	0.5		
-	南部町道 本郷柳島線	釜の口塩沢線交点(南部町)～南部町道谷津猿田橋線交点(南部町)	0.7		
-	富士川町道 青柳横通り線	斐崎南アルプス富士川線交点(富士川町)～国道52号交点(富士川町)	0.5		
-	昭和町道 281号	甲斐中央線交点(昭和町)～丸市倉庫(株)GDC22	0.8		
-	忍野村道 58号北富士新線	山中湖村道 山中52号線交点(忍野村)～陸上自衛隊 北富士駐屯地(忍野村)	0.6		
-	山中湖村道 山中52号線	国道138号交点(山中湖村)～忍野村道 58号北富士新線交点(忍野村)	0.1		
-	富士河口湖町道 小立勝山線	鳴沢富士河口湖線交点(富士河口湖町)～小海交差点(富士河口湖町)	0.6		
-	富士河口湖町道 0191富士ヶ嶺1号線	国道139号交点(富士河口湖町)～富士河口湖町 上九一色出張所(富士河口湖町)	3.3		
計	116	路線		614.1	

7 緊急輸送車両の確認

大規模地震対策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 385 号）第 12 条の規定に基づく、知事又は公安委員会の行う緊急輸送車両の確認は次の要領による。

(1) 緊急輸送車両の確認手続き

緊急輸送車両の確認手続きは、防災危機管理課又は警察本部交通規制課、警察署及び交通検問所等において実施する。

この場合、標章及び緊急輸送車両確認証明書を交付する。



- 参考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」「有効期限」「年」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(2) 緊急輸送車両等の事前届出済証の交付を受けている車両の確認

緊急輸送車両等の事前届出済証の交付を受けている車両について確認申請があったときは、他に優先して確認を行い、確認のため必要な審査は省略する。

別記様式第 8（第 6 条の 2 関係）

第		号	年	月	日
緊急輸送車両確認証明書					
			知	事	印
			公安委員会		印
番号標に表示されている番号					
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）					
活動地域					
車両の使用者	住所	() 局 番			
	氏名又は名称				
有効期限					
備考					

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする

第7節 生活関係施設の応急対策

1 建築物応急対策

大規模な地震により被災した建物は、その後に発生する余震などで倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼす恐れがあり、そのため、被災建築物の調査をし、その建築物の安全性の判定を応急的に行う。

応急危険度判定は市町村災害対策本部の派遣要請に基づき行う。

(1) 応急危険度判定

ア 建築士会等関係機関の協力を得て、県に登録されている被災建築物応急危険度判定士の出動を速やかに要請し、被災した建築物の危険度を調査する。

イ 危険度の判定は、応急危険度判定調査表に基づき行う。

ウ 被災建築物応急危険度判定士による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種類のステッカーで、建物の出入口等の見やすい場所に表示される。

エ 危険度判定を迅速かつ効果的に実施するため、近隣都県との相互支援体制の整備を図る。

(2) 応急危険度判定士の養成

ア 被災建築物応急危険度判定士養成のための講習会を計画的に開催し、講習会修了者を応急危険度判定士として登録する。

イ 被災建築物応急危険度判定士に対し、判定に必要な知識習熟のための教育及び訓練を実施する。

2 応急仮設住宅建設

大規模な地震が発生したとき、震災後、災害対策本部の要請を受け、市町村、建設業者の協力を得て早急に応急仮設住宅を建設する。

(1) 建設型応急住宅建設用地の確保

災害発生時に於いて迅速に建設型応急住宅を建設するためには、事前に建設用地を確保しておくことが必要である。

このため、県と市町村との連携により、建設型応急住宅の建設に適した用地を確保するための調査を実施する。

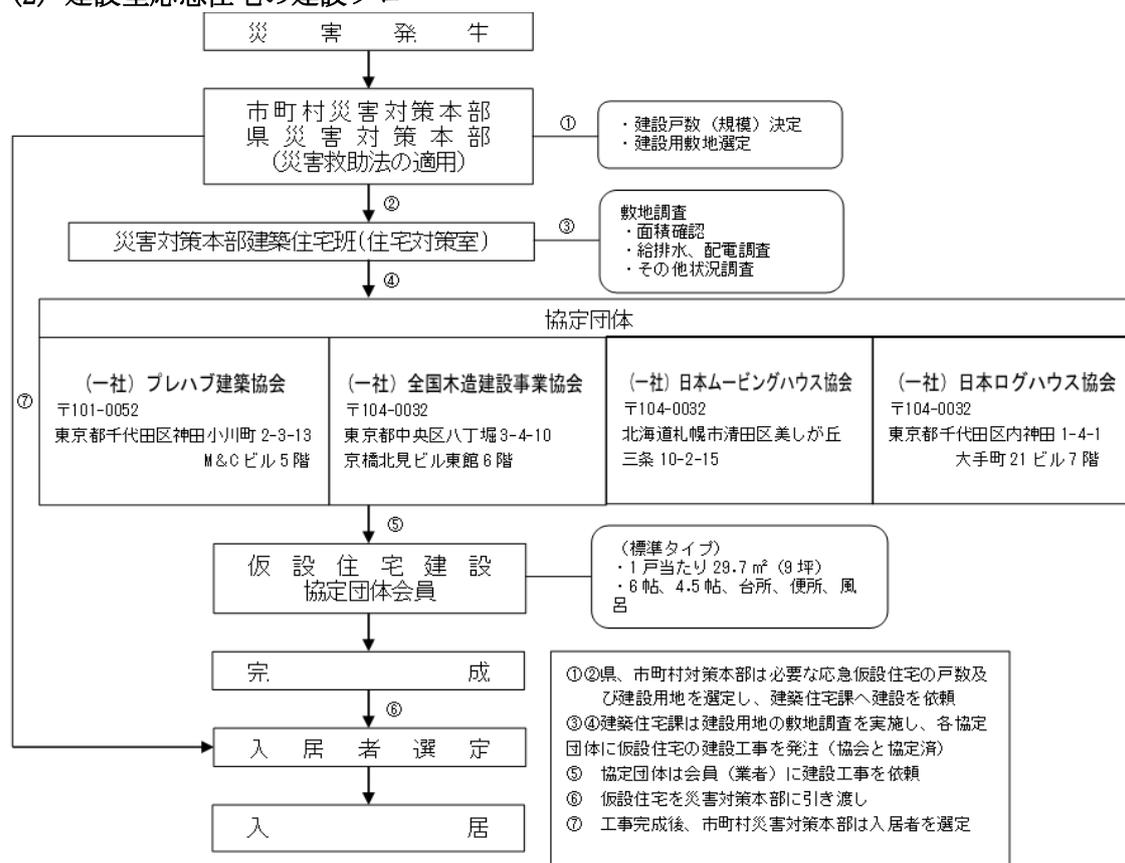
(令和7年度建設型応急住宅建設用地調査)

調査結果 27 市町村、164 箇所、応急仮設住宅 12,572 戸分の用地を確保

※ 建設型応急住宅建設用地

- ・市町村が選定する土地
- ・公園緑地及び広場

(2) 建設型応急住宅の建設フロー



3 民間賃貸住宅の借り上げによる賃貸型応急住宅の供給

大規模な災害が発生したとき、災害対策本部の要請を受け、市町村、不動産関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅を借り上げ、賃貸型応急住宅を供給する。

(1) 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

県は、(公社)山梨県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会山梨県本部、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」に基づき民間賃貸住宅の提供に関する貸主への協力依頼、情報の提供、円滑な提供の媒介の要請を行う。

(2) 民間賃貸住宅の情報提供

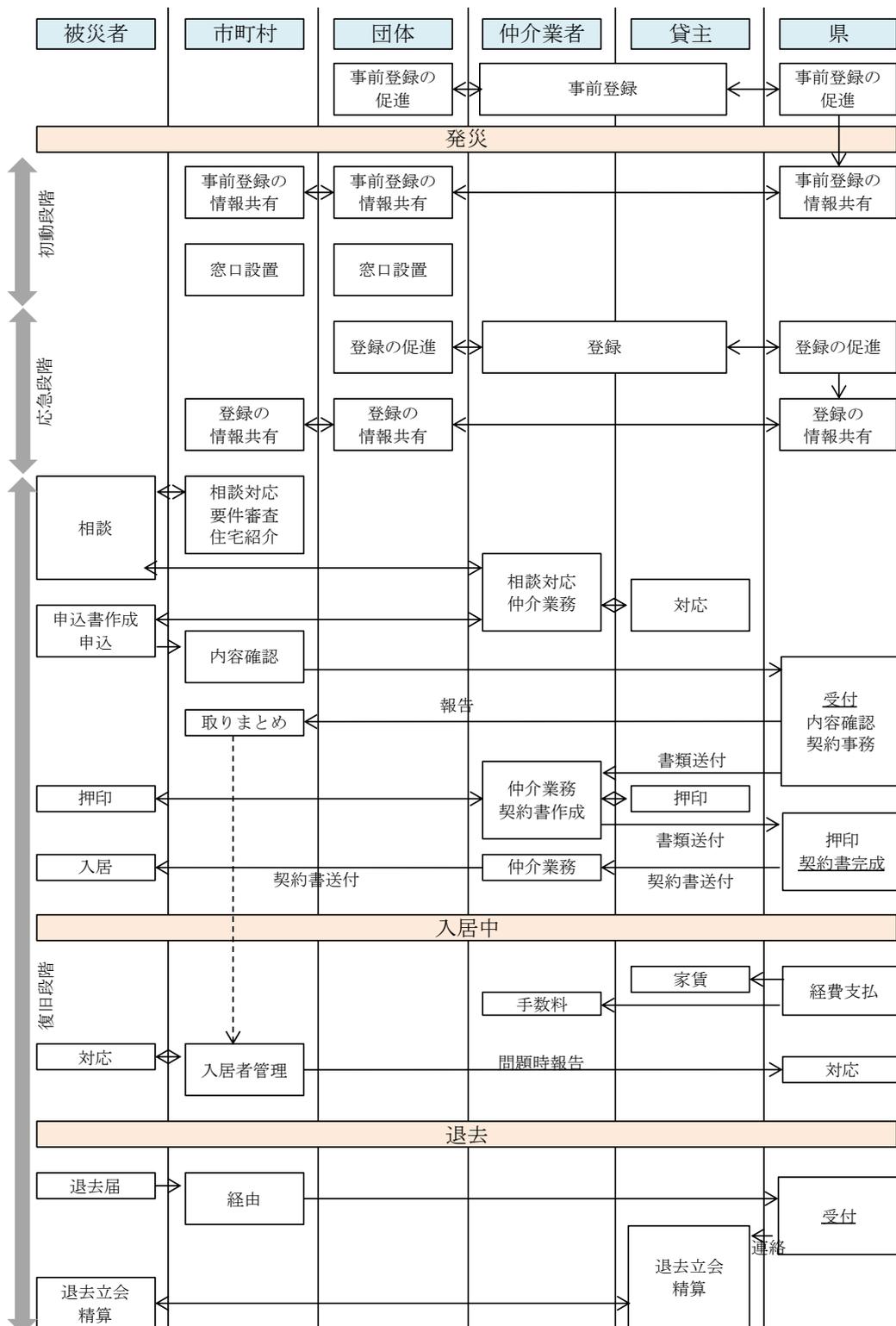
県は、自らの資力で住宅を得ることができる被災者のため、市町村を通じて、民間賃貸住宅の情報を提供する。

(3) 民間賃貸住宅の借上げ

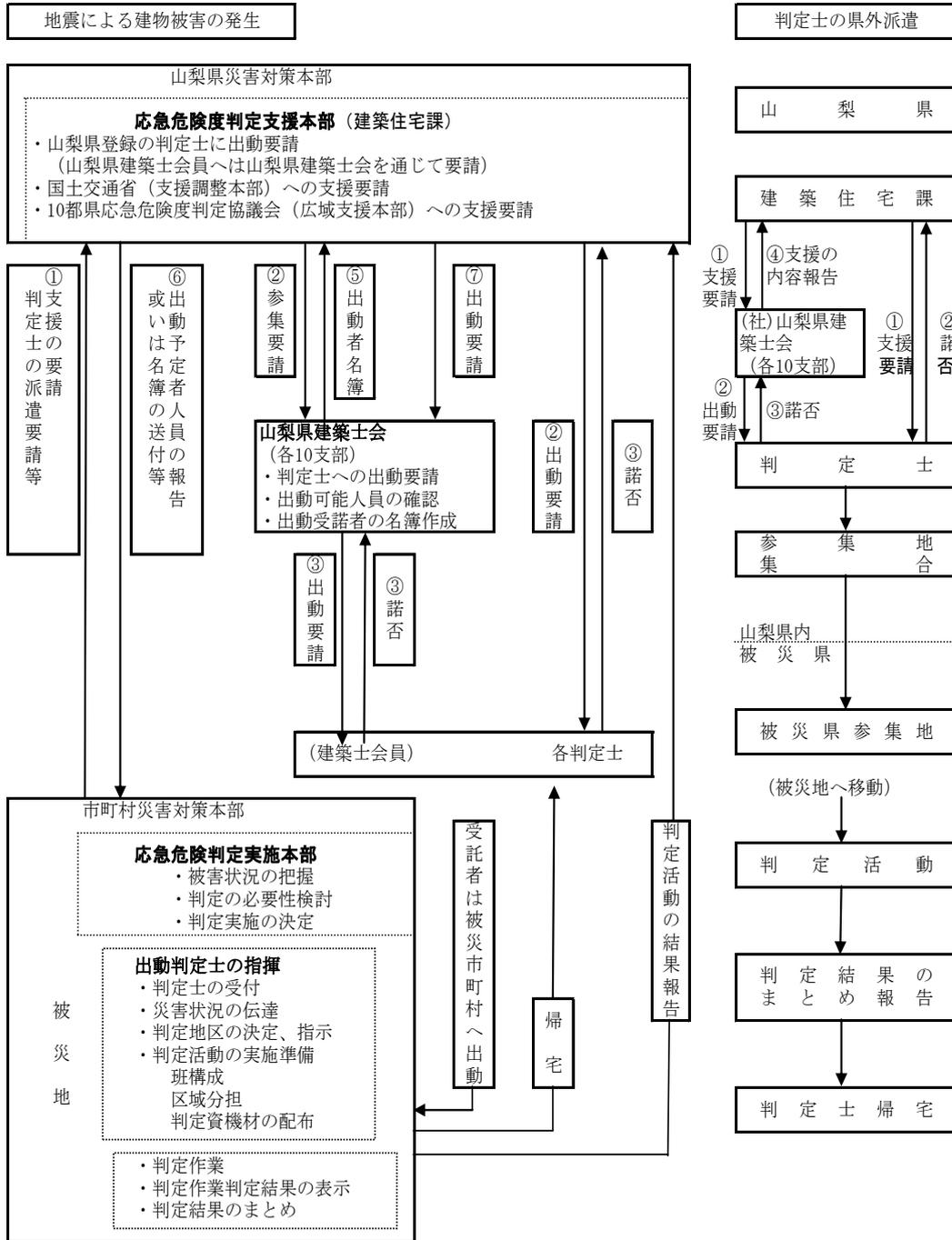
県は、自らの資力で住宅を得ることができない被災者に賃貸型応急住宅を供与するため、災害救助法に基づき、民間賃貸住宅を借上げ、災害対策本部が入居者を選定する。

(4) 災害時における民間賃貸住宅の提供に関するフロー

賃貸型応急住宅供与フロー



被災建築物 応急危険度判定フロー



4 上水道施設応急対策

水道事業者は、地震が発生したとき、応急給水用飲料水の確保とともに、水道施設の早期応急復旧に努めるものとする。

(1) 要員の確保

各水道事業者が定める地震災害対策計画に基づき応急復旧要員の確保を図る。

(2) 広 報

給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、住民及び消防機関等に対して影響区域を速やかに周知する。

また、復旧の時期についても、随時県及び関係機関に情報提供する。

(3) 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、管内工事業者等へ協力を要請する。

(4) 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水システムを考慮した復旧計画を定める。

(5) 送配水管等の復旧

送配水管等の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管など順次復旧する。

(6) 仮設配水管の設置

仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため状況により設置し、又必要に応じて消火栓を設ける。

5 下水道施設応急対策

災害が発生したとき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについて応急処置を行う。

(1) 要員の確保

下水道管理者が定める山梨県流域下水道災害対応マニュアルに基づき応急処置要員の確保を図る。

(2) 工事業者等への協力要請

応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、管内工事業者等へ協力を要請する。

(3) 応急処置計画の策定

下水道管理者は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として応急処置計画を策定する。

ア 応急処置の緊急度及び工法

イ 処置資材及び作業員の確保

ウ 設計及び監督技術者の確保

エ 復旧財源の措置

オ 非常電源（可搬式発電機）の確保

(4) 非常時の汚泥処理計画の策定

下水道管理者は、放射能汚染等された下水汚泥の処理に際し、国が示す基準により適正に処理できるよう計画を策定する。

(5) 広 報

下水道管理者は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努める。

また、施設の復旧状況によっては市町村と調整して利用者へ污水排除の使用制限を依頼する。

6 電気施設応急対策

- (1) 県内の電力は、新潟県、静岡県及び長野県を電源とする送電線で受電するほか、県内各地の発電所から供給しており、これら電力施設に被害が発生しない限り送電は継続される。また、必要に応じて神奈川県から受電するほか、中部電力や関西電力等から緊急融通電力を受電する。
- (2) 被害情報の早期把握に努め、復旧計画をたて実施する。
- (3) 感電事故、漏電による出火等の防止、復旧計画等について適切な情報提供を行うため、報道機関、広報車等を利用した広報に努める。

7 都市ガス施設及びガス小売事業（旧簡易ガス）施設応急対策

- (1) 一定基準以上の地震が発生したときは、ガスの供給を停止し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。
- (2) 安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- (3) 安全点検を実施し、必要ときは、応急復旧工事を実施する。
- (4) 避難所等に必要な燃料を供給する。

8 液化石油ガス施設応急対策

- (1) 製造者は、ガスの製造停止等地震防災規程に基づく応急措置を講ずると共に、必要に応じて応急復旧工事を実施する。
- (2) 販売事業者は、（一社）山梨県 LP ガス協会が定める災害対策マニュアルに基づいた連絡体制を確立するとともに、被災状況の調査、点検を実施する。
消費先の被災状況に応じて復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。
また、関係機関の要請に応じて避難所等に必要なガスの供給を確保する
- (3) 消費設備は、安全点検を実施し、必要ときは応急復旧工事を実施することとし、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- (4) 避難所等に必要なガスの供給を確保する。

9 電気通信施設応急対策

災害が発生したとき、速やかに被災状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

(1) 復旧体制の確立

NTT東日本(株)山梨支店長が定めるNTT東日本(株)山梨支店災害等対策規程及びNTTドコモ山梨支店長が定めるNTTドコモ災害等対策規定に基づき、災害対策本部を設置し、被災規模に応じた復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

(2) 応急、復旧措置

NTT東日本(株)山梨支店長及びNTTドコモ山梨支店長は、速やかに被災状況等を把握し、予め定める応急復旧計画に基づき応急復旧措置を講じるものとする。

ア 通話規制措置

安否情報や見舞い電話の殺到等により通信が輻輳又はそのおそれが予測されるときは、予め定める重要回線及び公衆電話を除き、輻輳規模に応じて市内外発着信の通話規制措置を行い、重要通信等を確保する。

イ 応急復旧

- ① 衛星通信地球局、加入者系無線装置による途絶の解消(臨時回線の作成)
- ② 応急復旧ケーブルによる被災ケーブルの応急復旧
- ③ 非常用移動電話局装置及び移動電源車による交換機の応急復旧
- ④ 移動電源車、可搬型電源装置による給電故障の応急措置

ウ 広報

災害による通信の途絶、通信規制等により電気通信サービスの利用に影響が生じ

たときは、広報を実施し、利用者の不安を解消するとともに、社会的混乱の防止に努める。

1 0 鉄道施設応急対策

災害が発生したときは、列車抑止、運転規制とともに、旅客避難誘導及び被害状況の調査、鉄道施設の点検を実施し、被害状況の把握と早期応急復旧を図る。

(1) 要員の確保

J R 各社及び富士急行が定める地震防災計画に基づき、復旧及び応急処置要員の確保に努める。

(2) 広 報

列車抑止や運転規制をするとき、又はそのおそれが生じたときは、県及び関係市町村と関係機関に対して影響箇所を速やかに伝達する。

また、復旧時期についても、県及び関係機関に情報を提供する。

(3) 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、管内工事業者に要請する。

(4) 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、列車運転支障の全容を把握するとともに、速やかに復旧工事を行い、鉄道輸送機能の確保に努める。

1 1 宅地対策

大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図るため、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定士を活用して危険度判定を行う。

判定士の派遣は、原則、市町村災害対策本部に設置される被災宅地危険度判定実施本部からの要請に基づいて行う。

(1) 危険度判定

ア 山梨県被災宅地危険度判定地域連絡協議会の協力を得て、県に登録されている被災宅地危険度判定士の出動を速やかに要請し、被災した宅地危険度を調査する。

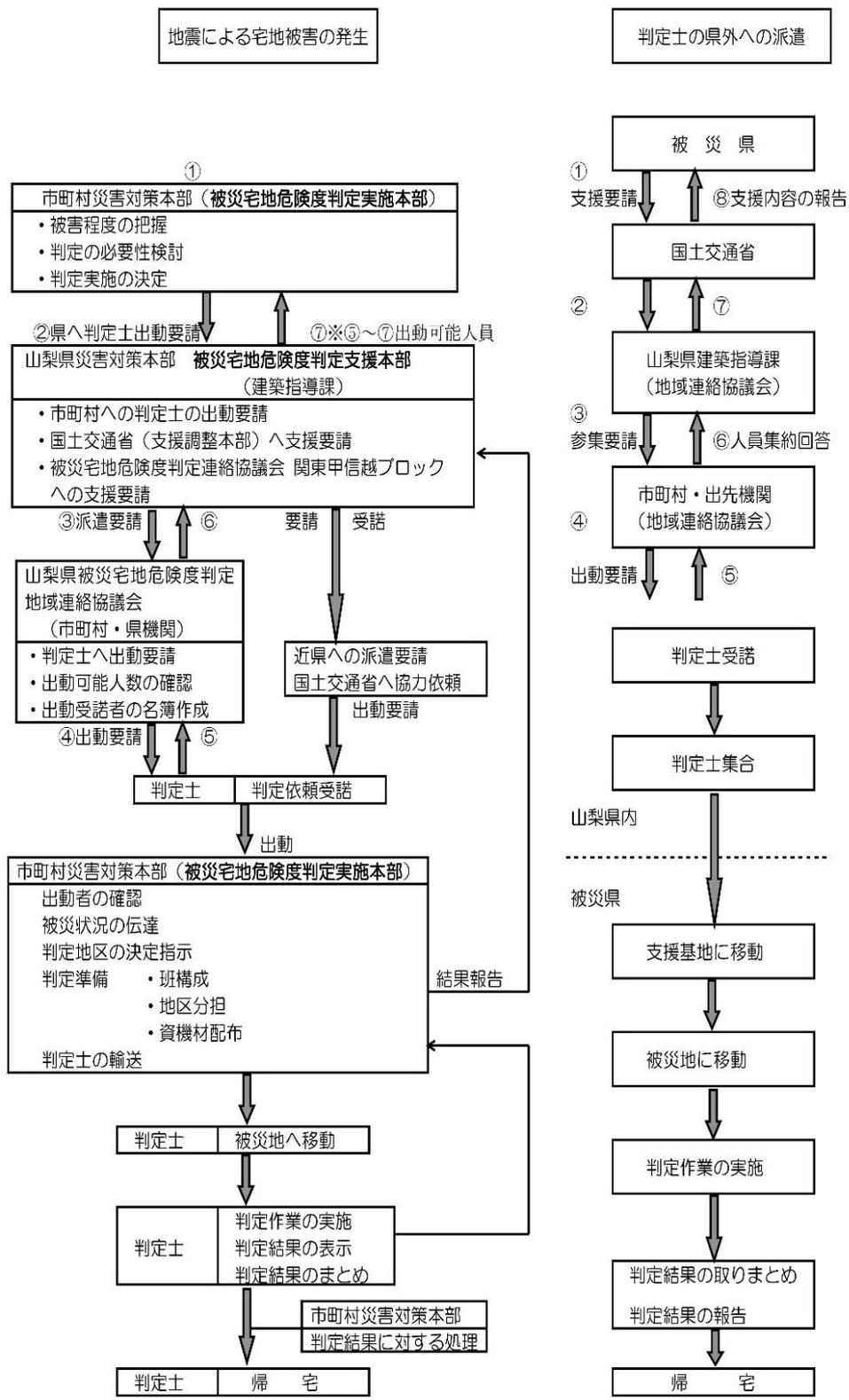
イ 危険度の判定は、危険度判定調査票に基づき行う。

ウ 被災宅地危険度判定士による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

エ 危険度判定を迅速かつ効果的に実施するため、国、近隣都県との相互支援体制の整備を図る。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成

山梨県被災宅地危険度判定地域連絡協議会の協力を得て、被災宅地危険度判定士養成のための講習会を計画的に開催し、講習会修了者を被災宅地危険度判定士として登録する。



被災宅地危険度判定フロー

第4章 南海トラフ地震に関する事前対策計画

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

第1節 計画作成の趣旨

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）において、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意報、巨大地震警報）が発表された場合にとるべき対策を定める。推進地域以外の村に対しても、本計画を準用し、全県一体となった対策の推進を図る。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項、関係者との連携協力の確保に関する事項、防災訓練に関する事項及び地震防災上必要な教育及び広報に関する事項については、本編第2章による。

第2節 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

第2編震一般災害編第1章第1節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

第3節 南海トラフ地震臨時情報等について

1 情報の種類と発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1ヵ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^{※4}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	<p>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{※5}8.0以上の地震が発生したと評価した場合</p>
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	<p>(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</p>

※1:南海トラフの想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2:モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始

※3:太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4:ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部(30~40km)では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日~1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

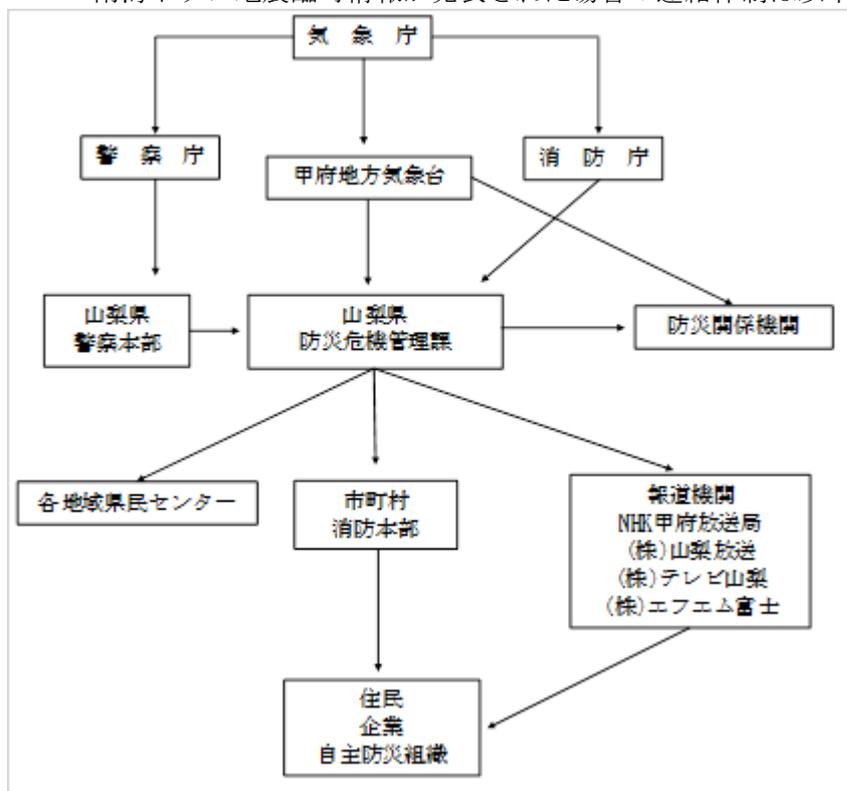
※5:断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴をもっている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の連絡体制は以下のとおり。



(2) 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの県の対応

情報名	対応
南海トラフ地震臨時情報（調査中）※ 県内震度が4未満	○情報収集態勢 ・防災局職員4名＋宿日直職員【勤務時間外】
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等 ○災害警戒本部態勢
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等 ○災害対策本部態勢

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフライン

に関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。

(1) 県の広報活動

ア 広報体制

県民に対して的確な広報を行い、適切な対応を促すよう努めるものとする。

イ 広報内容

- a 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に関する情報の周知及び内容説明
- b 主な交通機関運行状況及び交通規制状況
- c ライフラインに関する情報
- d 推進地域内外の生活関連情報
- e 家庭において実施すべき事項
- f 自主防災組織に対する防災活動の呼びかけ
- g 金融機関が講じた措置に関する情報
- h 県の準備体制の状況
- i その他必要な事項

ウ 広報手段

報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、広報車、インターネット、冊子など様々な広報手段により実施する。

エ 報道機関との応援協力関係

知事は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒、巨大地震注意)の発表を受けたとき、放送機関との協定(「災害時における放送要請に関する協定」)により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかけ、民心の安定を図る。

オ 住民等からの問い合わせに対する対応

速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話等を備えた窓口の開設、人員の配置等体制の整備を図る。

(2) 市町村の広報活動

市町村は市町村地域防災計画の定めるところにより、住民に対して広報を行う。

広報は、広報車、同時通報用無線放送、有線放送、サイレン、半鐘、冊子、外国語放送等によるほか、自主防災組織を通じるなど様々な広報手段を活用して行う。

また、住居者等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

また、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等による広報を行う。

(3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

県、市町村及び防災関係機関は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報の収集体制を整備するものとする。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

ア 南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。)に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

イ 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(5) 避難所の運営

本編第3章による。

(6) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

ア 水道

水道事業者は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

イ 電気

電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

ウ ガス

ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

エ 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施するものとする。

オ 放送

(ア) 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

カ 下水道

下水道事業者は、必要な揚水・汚水処理の体制を確保するものとする。

(7) 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施するものとする。

(8) 交通

ア 道路

(ア) 県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

とする。

- (イ) 県及び市町村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

イ 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施するものとする。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

- (9) 県が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制を定めるものとする。

(ア) 各施設に共通する事項

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

<留意事項>

- ・ 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置

- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

- d 出火防止措置

- e 水、食料等の備蓄

- f 消防用設備の点検、整備

- g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

- h 各施設における緊急点検、巡視

(イ) 個別事項

- a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

- b 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置

- c 幼稚園、小・中学校等にあつては、次に掲げる事項

- ・ 児童生徒等に対する保護の方法
- ・ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (ア) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、アの(ア)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

- b 無線通信機等通信手段の確保

- c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (イ) 市町村地域防災計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(ウ) 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

ウ 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

(10) 滞留旅客等に対する措置

市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

県は、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

別紙 東海地震に関する事前対策計画

(以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における県、市町村、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関連機関等の防災対応を定めており、従前は第4章として位置付けていたものであるが、現在、気象庁における東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間、地震編の別紙として位置づけるものとする。)

第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法第6条の規程に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)において、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言が発せられたとき等にとるべき対策を定める。強化地域以外の村に対しても、本計画を準用し、全県一体となった対策の推進を図る。

なお、東海地震に係る防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育に関する事項及び緊急整備事業計画については、本編第2章による。

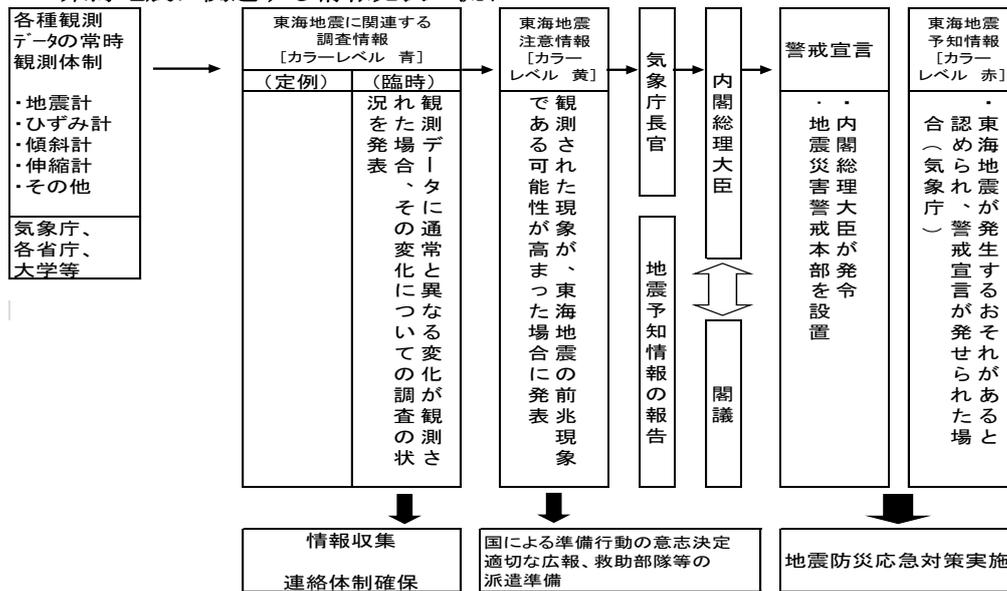
1 東海地震に関連する情報の種類

東海地震に関連する情報は以下の3種類である。発表される情報には段階に応じてカラーレベルの表示がされる。

- (1) 東海地震に関連する調査情報 (カラーレベル：青)
東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報
ア 東海地震に関連する調査情報 (定例)
毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表
イ 東海地震に関連する調査情報 (臨時)
観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。その変化の原因についての調査の状況を発表。
- (2) 東海地震注意情報 (カラーレベル：黄)
観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表される情報
- (3) 東海地震予知情報 (カラーレベル：赤)
東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

東海地震に関する情報発表の流れ



第2節 東海地震に関する調査情報(臨時)、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時(東海地震予知情報)の対策体制及び活動

1 県

(1) 東海地震に関する調査情報(臨時)発表時の体制

ア 県職員の配備体制及び行動

県防災局防災危機管理課員全員及び県地震災害警戒本部統括部職員全員、地域県民センター職員等が配備につき、必要な情報を収集し関係機関に伝達しつつ、続報に備えるものとする。

イ 情報内容の周知

県が有する広報手段の活用及び市町村・報道機関等との連携により、東海地震に関する調査情報(臨時)の内容とその意味について周知を行い、平常時の活動を行いつつ続報に注意する旨呼びかける。

(2) 東海地震注意情報発表時の体制

ア 準備行動

東海地震注意情報に基づき、政府の準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、知事は部隊の派遣・受入れの準備や物資の点検、必要に応じ、児童・生徒の引き渡し等の安全確保対策等の措置を講じるものとする。

イ 情報内容の周知

知事は、東海地震注意情報の内容とその意味について周知し、適切な行動を呼びかけるものとする。また、県の準備体制の状況について、適切に情報提供を行う。

ウ 県職員の配備体制及び活動

東海地震注意情報が発表されたときは、全所属全職員が配備につき、次の事務を行う。

- ①地震予知に関する情報等の収集及び伝達
- ②地震災害警戒本部設置の準備
- ③消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

- ④市町村及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整
- ⑤東海地震応急対策活動要領等に基づき、活動拠点の確保に係る調整を行うほか、広域的応急対策の要請及び受け入れ準備
- ⑥状況により、地震防災応急対策の準備を行う

(3) 警戒宣言発令時（東海地震予知情報発表）の体制

ア 山梨県地震災害警戒本部

知事は、山梨県地震災害警戒本部(以下「県警戒本部」という。)を設置する。県警戒本部の概要は、次のとおりである。

本部長	知事
副本部長	副知事、防災局長、県警察本部長
本部員	各部局長、教育長、公営企業管理者 本編第1章第1節に定める指定地方行政機関、 指定公共機関、指定地方公共機関の役員又は職員

①部長会議

本部長、副本部長、警戒本部各部長で構成し、本部長が招集する。

②統括部

統括部長は防災局長があたり、県災害対策本部活動要領に定める各班を置く。県警戒本部は、特別のとき(例えば庁舎被災等)を除き、県庁防災新館会議室に設置する。

イ 地方連絡本部

本部長： 地域県民センター所長
本部員： 管内出先機関の長

ウ 東京地方連絡本部

本部長： 東京事務所長

エ 職員の配備体制

全所属全職員の配備とする。

オ 県警戒本部の事務

- ① 地震予知に関する情報等の国からの収集及び市町村、防災関係機関への伝達
- ② 市町村、防災関係機関等の応急対策情報の収集及び国への報告
- ③ 消防庁及び代表消防機関との連絡体制や受人体制の確保
- ④ 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者等への指導
- ⑤ 火災防止等の住民への広報
- ⑥ 県内における応急対策の総合調整及び推進
- ⑦ 帰宅困難者、滞留旅客に対しての避難誘導、保護及び食料の斡旋
- ⑧ 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的応急対策の要請及び受け入れ準備

(4) 自衛隊への要請

警戒宣言が発せられた場合、知事は、大規模地震対策特別措置法第13条第2項及び東海地震応急対策活動要領に基づき、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、国に対して自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。

ア 国に対する要請

知事は、国に対し、派遣を要請する事由、派遣を希望する期間、派遣を希望する区域及びその他参考となるべき事項を示して、自衛隊の派遣を要請するものとする。なお、要請する業務は次のとおりである。

- a 航空偵察による避難、交通状況等の情報の提供
- b 地震発生直前の航空写真の作成
- c 特定の緊急患者の移送
- d 防災要員等の輸送

イ 自衛隊（東部方面特科連隊）との連絡調整

- a 各種情報を的確に把握するため、緊密な情報交換を行う。
- b 自衛隊の地震防災派遣が実施される場合、支援活動の細部に関し、連絡調整するものとする。

ウ 地震防災派遣部隊の受入れ

- a 自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、活動拠点の確保に係る調整を行うなど、必要な受入体制をとる。
- b 地方連絡本部は、管内の市町村へ自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、県警戒本部及び市町村警戒本部との連絡調整を行う。

(5) 災害発生時の体制

ア 県本部（山梨県災害対策本部）

- ① 知事は、地震が発生したとき、災害応急対策を実施するため県本部を設置する。
- ② 県警戒本部から県本部に移行するときの県本部の運営にあたっては、事務の継続性の確保に努める。

イ 組織及び所掌事務

- ① 県本部と地方連絡本部の編成及び運営並びに所掌事務は、一般災害編の定めに従う。

2 市町村

(1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の体制

- ア 職員参集
- イ 防災行政無線等による住民への広報
- ウ 県、防災関係機関との連絡体制の確保

(2) 東海地震注意情報発表時の体制

- ア 東海地震注意情報発表等に係る情報の収集及び伝達
- イ 職員参集
- ウ 地震災害警戒本部設置の準備
- エ 防災行政無線等による住民への広報
市町村長は、東海地震注意情報の内容とその意味について周知し、適切な行動を呼びかけるものとする。また、市町村の準備体制の内容について、適切に情報提供を行う。
- オ 県及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整
- カ 警戒宣言発令時に避難指示の対象となる地区（以下「事前避難対象地区」という。）からの避難のための避難所の開設準備
- キ 県への要請・報告等の実施
- ク その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

(3) 警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の体制

- ア 市町村地震災害警戒本部
地震防災対策強化地域の市町村が設置
その他の市町村は、これに準じた対策を講じる。
- イ 市町村地震災害警戒本部の事務
 - ① 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達
 - ② 自主防災組織や、防災関係機関等からの応急対策情報の収集及び県への報告
 - ③ 避難の指示

- ④ 事前避難対象地区からの避難のための避難所の開設
- ⑤ 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難所の設置及び帰宅支援対策の実施
- ⑥ 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導
- ⑦ 救急救助のための体制確保
- ⑧ その他市町村管内での地震防災対策の実施

(4)地震発生時

ア 市町村災害対策本部

- ① 市町村長は、地震が発生したとき、災害応急対策を実施するため市町村災害対策本部を設置する。
- ② 警戒本部から災害対策本部に移行するときの災害対策本部の運営にあたっては、事務の継続性の確保に努める。

イ 市町村災害対策本部の事務

- ① 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- ② 被害者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整
- ③ 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防、その他の応急措置の指示
- ④ 国、県、自衛隊、その他防災関係機関に対する支援の要請
- ⑤ 避難路の確保、避難誘導、指定避難所の設置運営
- ⑥ 生活必需品等の確保・供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- ⑦ ボランティアの受け入れ
- ⑧ 自主防災組織との連携及び指導
- ⑨ 災害応急対策の実施又は、民心安定上必要な広報
- ⑩ 防疫、その他の保健衛生
- ⑪ 緊急輸送道路の確保及び調整
- ⑫ 施設及び設備の応急復旧
- ⑬ その他災害発生の防ぎよ、拡大防止のための措置等

3 防災関係機関等

防災関係機関は、各機関で定める防災業務計画等により、注意情報発表時の準備行動及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を実施する。

防災活動の概要は、次のとおりである。

機 関 名	活 動 概 要
関東管区警察局	管内各警察の実施する警備活動の連絡調整
甲府財務事務所	金融機関の業務状況に関する連絡調整
関東信越厚生局	管内の情報収集及び伝達に関すること
関東農政局（山梨県拠点）	食糧の供給の実施準備及び関係機関への協力要請準備 米穀販売業者の在庫状況等の調査
関東森林管理局	災害復旧資材（国有林材）の供給の準備
関東経済産業局	緊急物資の確保及び供給の準備
関東東北産業保安監督部	火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなどの危険物等の保安確保の指導、鉱山に関する二次災害防止措置及び災害時の応急措置
関東運輸局山梨運輸支局	緊急輸送の要請に対応できる輸送体制確保のための連絡・調整・準備
東京航空局東京空港事務所	航空情報の発表及び一般航空機の運航規制の調整
甲府地方气象台	東海地震に係る情報伝達及び防災関係機関への通報

日本郵政グループ	郵便局における金融措置の指示、災害時における郵政事業に係る災害時特別事務取扱
関東総合通信局	非常通信の確保
山梨労働局	事業所内労働者の二次災害防止措置
関東地方整備局甲府河川国道事務所	河川、道路に対する地震防災応急措置の指示、実施
自衛隊	地震防災派遣及び災害派遣の準備
J R	列車の運行状況の広報及び旅客の保護、避難
東日本電信電話(株)	防災関係主要通話の確保及び一般通信疎通状況の広報
日本赤十字社	応援救護班及び救護物資の配布体制の確立
第三管区海上保安本部	情報の収集
国土地理院関東地方測量部	地殻変動の観測体制の強化
NHK甲府放送局	地震に関する総ての情報の発信
中日本高速道路(株)八王子支社	高速道路の利用状況の広報及び緊急輸送の確保
日本通運(株)山梨支店	災害対策物資緊急輸送体制の確立
東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社	電力供給の確保及び地震防災応急対策の実施
日本銀行甲府支店	通貨供給体制の確保及び金融上の応急措置
民間放送機関	地震に関する総ての情報の広報
輸送機関	一般旅客輸送状況の広報及び緊急輸送体制の確保
ガス供給機関	ガス災害予防の広報及び施設点検等災害予防措置
医師会	救護班編成等救護体制の確立
(株)NTTドコモ山梨支店	通話の輻輳の防止及び通話の確保
山梨県社会福祉協議会 山梨県ボランティア協会 日本赤十字社山梨県支部	災害ボランティアの登録、受入体制の整備、連絡調整

第3節 情報の内容と伝達

1 東海地震に関連する情報等の伝達

(1) 情報の種類及び内容

ア 東海地震に関連する調査情報(定例)

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を公表。

イ 東海地震に関連する調査情報(臨時)

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。その変化の原因についての調査の状況を公表。

ウ 東海地震注意情報

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報。

エ 東海地震予知情報

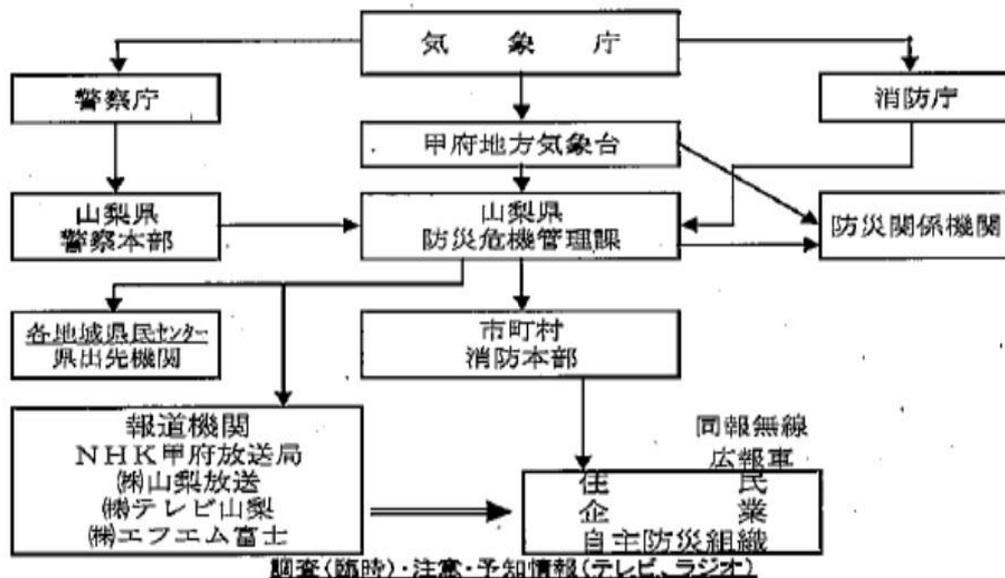
東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報。

オ 警戒宣言

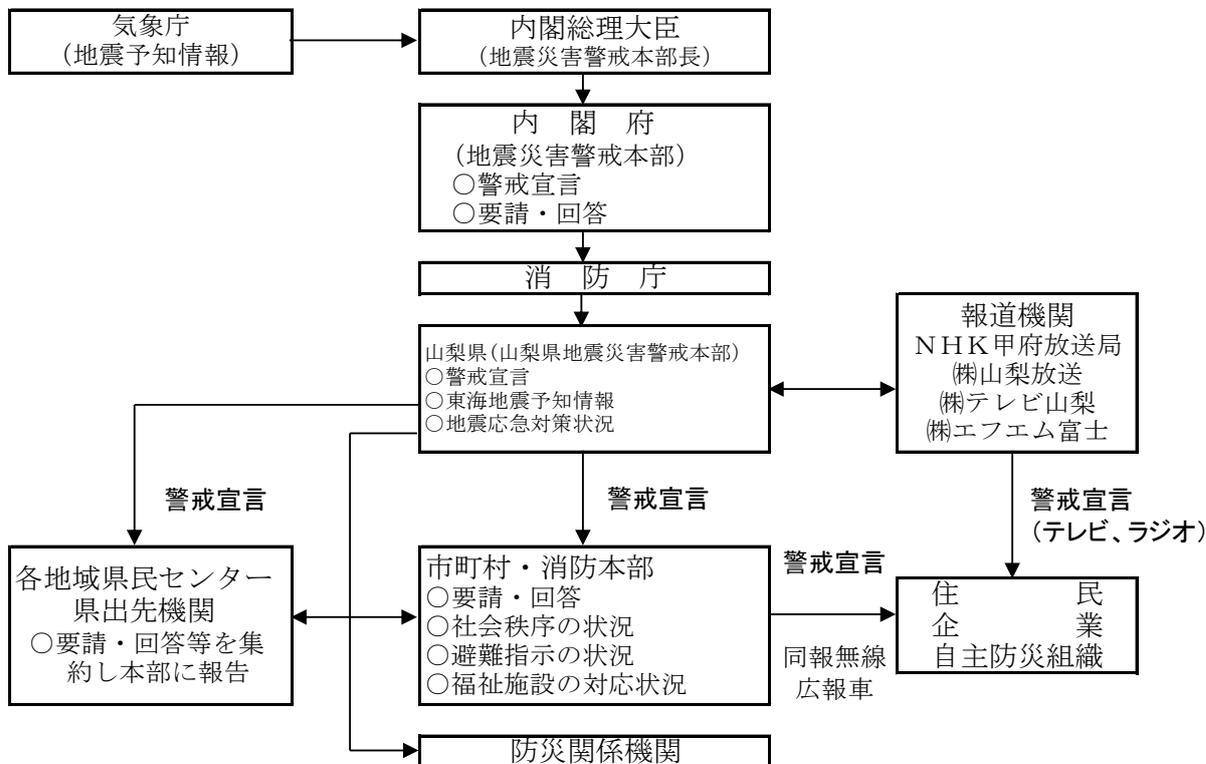
内閣総理大臣が地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制をとるべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知であり、関係機関へは内閣府から伝達される。

(2) 情報の伝達及び通報

ア 東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報



イ 警戒宣言発令時の情報伝達



注 1: 時間外に出た情報は、宿直室で受信する。

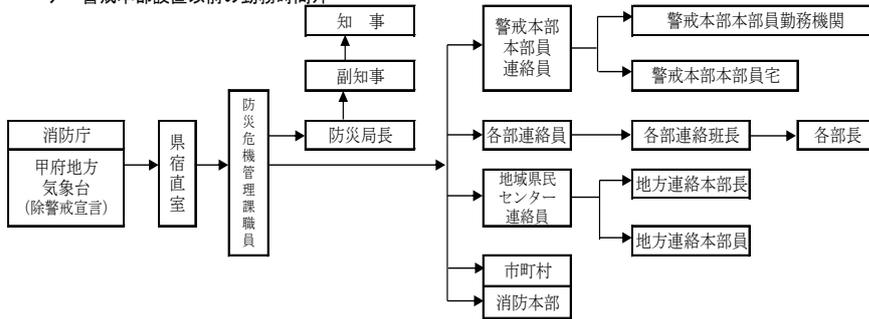
注 2: 防災危機管理課の一斉 FAX により連絡されるその他出先機関は、中央病院、北病院、

地域県民センター、農務事務所、林務環境事務所、建設事務所、保健福祉事務所、ダム事務所、笛吹水系発電管理事務所、発電総合制御所

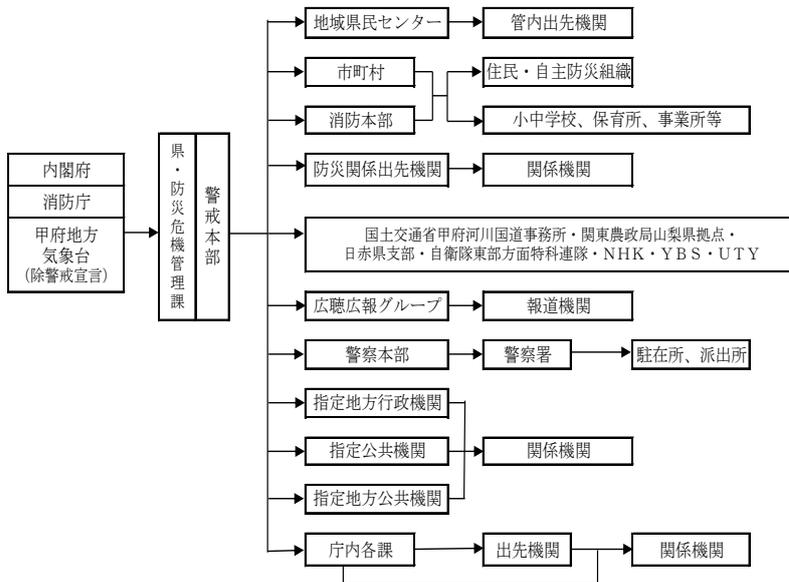
注3：消防庁から県に対する情報は、防災行政無線のファクシミリ又は音声で伝達する。
甲府地方気象台から県及び防災関係機関への情報は防災情報提供システムで伝達する。

(3) 県内各機関への各種伝達系統図

ア 警戒本部設置以前の勤務時間外



イ 勤務時間内及び警戒本部設置後



2 応急対策実施状況等の収集伝達

(1) 県、市町村、防災関係機関は、相互に連絡を取り、注意情報の発表による準備行動及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集、伝達を行う。

(2) 収集、伝達の方法、内容等

① 防災関係機関は、次の事項について警戒本部に報告する。

関係機関名	報告事項
関東財務局甲府財務事務所	金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、政府系金融

	機関)の営業(普通預金の払戻し)停止店舗数 (農協は、農務部→県警戒本部) (郵便局は、甲府中央郵便局→県警戒本部)
関東農政局(山梨県拠点)	主要食糧の県内在庫状況
関東運輸局山梨運輸支局	緊急輸送用車両確保数
J R	運転を停止した列車本数、列車内及び駅構内に滞留している旅客数
東日本電信電話(株) 山梨支店	利用制限をした事業所数、利用者数及び電話疎通状況
日本赤十字社山梨県支部	緊急出動できる救護医療班の数
中日本高速道路(株)八王子支社	高速道路の交通規制の状況及び車両の走行状況
山梨県道路公社	有料道路の交通規制の状況及び車両の走行状況
日本通運山梨支店	緊急輸送車両の確保数
山梨交通	運転を停止したバス台数及び営業所に滞留している旅客数
富士急行 (富士山麓電気鉄道・富士急バス)	運転を停止した列車本数及びバス台数、列車内及び駅、営業所等に滞留している旅客数
山梨県医師会	緊急出動できる救護医療班の数
関東地方整備局甲府河川国道事務所	一級河川の堤防等の状況、一般国道の交通規制の状況及び車両の走行状況

②その他の情報の収集

関係機関名	報告事項
市町村警戒本部→県警戒本部 (市町村)→(地域県民センター)→(防災危機管理課)	避難状況、救護状況、旅行者数(鉄道、定期バス(施設構内の者を除く))、通行規制等で停滞している車両数
市町村警戒本部→県警戒本部 (市町村)→(保健福祉事務所)→(福祉保健部)→(防災危機管理課)	保育を停止した保育所数、保育所に残留している児童数(幼保連携型認定こども園も含む)
市町村警戒本部→県警戒本部 (市町村教育委員会)→(教育事務所)→(県教育委員会)→(防災危機管理課)	授業を停止した公立幼稚園・小学校・中学校の数、公立幼稚園・学校に残留している児童・生徒数 (私立は、県総務部→県警戒本部) (県立高校・特別支援学校は、県教育委員会→県警戒本部)
県警察本部→県警戒本部 (防災危機管理課)	一般国道、主要地方道、一般県道の通行規制箇所数、停滞している車両のキロ数
市町村警戒本部→県警戒本部 (市町村)→(地域県民センター)→(県産業労働部)→(県警戒本部)	デパート及び主要スーパーの営業停止店舗数

()内は、県警戒本部設置前の体制による情報伝達ルート

第4節 広報活動

1 県の広報活動

(1) 広報体制

県地震災害警戒本部(広報班・広聴広報グループ)において、強化地域内外の居住者等に対する的確な広報を行い、適切な対応を促すよう努めるものとする。

(2) 広報内容

ア 東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警

- 戒宣言等に関する情報の周知及び内容説明
- イ 主な交通機関運行状況及び交通規制状況
- ウ ライフラインに関する情報
- エ 強化地域内外の生活関連情報
- オ 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- カ 地震防災応急計画を作成すべき事務所への計画実施の呼びかけ
- キ 地震防災応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- ク 家庭において実施すべき事項
- ケ 自主防災組織に対する防災活動の呼びかけ
- コ 金融機関が講じた措置に関する情報
- サ 県の準備体制の状況
- シ その他必要な事項

(3) 広報手段

報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、インターネット、SNS など様々な広報手段により実施する。

(4) 報道機関との応援協力関係

知事は、東海地震注意情報の発表を受けたとき、及び警戒宣言が発令されたときは、放送機関との協定（「災害時における放送要請に関する協定」「東海地震の警戒宣言発令時等の知事の県民への呼びかけの放送に関する協定」）により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかけ、民心の安定を図る。

2 県警察の広報活動

(1) 広報内容

- ア 地震予知に関する情報等の正確な内容
- イ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- ウ 交通の状況と交通規制の実施状況
- エ 犯罪予防等のために住民のとるべき措置
- オ その他混乱防止のための必要かつ正確な情報

(2) 広報手段等

- ア 交番、パトカー勤務員による広報車、携帯拡声器等の広報機器の活用
- イ 署、交番等作成の広報紙の配布及び立看板等の活用
- ウ 警察施設等を利用した住民相談窓口の開設
- エ ホームページ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）等の活用
- オ 新聞、テレビ、ラジオ等への積極的協力要請
- カ 自主防災組織との連携
- キ ヘリコプターによる広報

3 市町村の広報活動

市町村は市町村地域防災計画の定めるところにより、住民に対して広報を行う。

広報は、広報車、同時通報用無線放送、有線放送、サイレン、半鐘、冊子、外国語放送等によるほか、自主防災組織を通じるなど様々な広報手段を活用して行う。

また、住居者等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

また、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等による広報を行う。

4 防災関係機関の広報活動

(1) 放送機関

臨時ニュース、特別番組等の措置を講じて、取材事項、協定に基づく報道要請事項及び防災関係機関からの通報事項等により放送を行う。

(2) 電力供給機関

報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

(3) ガス供給機関

報道機関を通じて、発生時に備えてのガス機器等の安全措置に関する広報を行う。

(4) NTT

報道機関及び各事業所前掲示等を通じて、通信の疎通状況ならびに利用制限措置等について広報を行う。

(5) JR、私鉄

報道機関及び駅構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。

(6) バス会社

報道機関及び構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。

(7) 道路管理者

報道機関及び道路情報板等を通じて、通行規制等について広報を行う。

(8) 水道管理者

報道機関及び広報車を通じて、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について広報を行う。

(9) その他防災関係機関

上記以外の防災関係機関は、状況に応じて随時適切な広報活動を行う。

第5節 避難活動

1 避難指示の基準等

警戒宣言発令時に、地震による災害の発生が予想される地域（事前避難対象地域）の住民を予め避難させる必要があると認められるとき。なお、注意情報の発表時において、指定避難所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令後では迅速な避難ができない場合は、この段階で高齢者、障害者等避難行動要支援者の避難を実施することができるものとする。

2 県が行う避難活動

- (1) 市町村の避難活動の全体状況を把握し、必要な連絡調整及び指導を行う。
- (2) 要配慮者に対する支援や外国人、出張者等に対する誘導などについて、適切な対応を行う。
- (3) 災害救助法の対象となる市町村が行う避難対策についての指導調整を行う。
- (4) 次の事項について市町村に協力する。
 - ア 県の管理する施設の避難所としての開放
 - イ 県の管理する介護を必要とする者を収容する施設への該当者の収容
 - ウ 県が把握している物資等の斡旋及び当該市町村以外の市町村が備蓄している物資の供出
 - エ 非常電源設備、給水資機材その他防災用資機材の配備
- (5) 市町村が車両による避難を行う地域について、その実情を把握し、必要な連絡調整及び指導を行う。
- (6) 帰宅困難者、滞留旅客に対しての避難誘導、保護及び食料の斡旋

3 市町村が行う避難活動

- (1) 警戒宣言発令時に避難指示の対象となる「事前避難対象地区」は、概ね次の基準により予め市町村長が定める地区とする。
 - ア かけ地、山崩れ崩落危険地域

イ 崩壊危険のあるため池等の下流地区

ウ その他市町村長が危険と認める地域

- (2) 事前避難対象地区の住民等に、パンフレット、案内板などにより、地区の範囲、指定避難所、要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物、避難路、車両による避難が行われる地域及び対象者及び避難の指示と伝達方法その他必要な事項について周知徹底を図る。
- (3) 市町村長は、警戒宣言発令時に、事前避難対象地区に避難の指示を行うとともに、必要と認める地域を危険防止のための警戒区域として設定をする。
また、市町村長は、自主防災組織に対し次の指導を行う。
 - ① 防災用具、非常持出品及び食糧の準備
 - ② 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
 - ③ 避難所の点検及び収容準備
 - ④ 収容者の安全管理
 - ⑤ 負傷者の救護準備
 - ⑥ 重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難救護
- (4) 市町村長は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。
- (5) 外国人、外来者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。
- (6) 帰宅困難者、滞留旅客の保護、滞り場所の設置及び帰宅支援対策の実施

4 避難所における避難生活の確保

- (1) 市町村が設置した指定避難所には、情報連絡のため市町村職員、消防職員又は団員等を配置するとともに、救護所、夜間照明等の設置に努める。
- (2) ビニールシート、テント等の野営資材は、住民、自主防災組織等が準備する。
- (3) 食糧等の生活必需品は、各人が3日分(保存できるものは1週間分)を用意する。
- (4) 市町村は、旅行者等で滞留者となった者の避難生活について、事業者等と協議する。
- (5) 市町村は、生活必需品の不足している者への斡旋に努める。
- (6) 市町村は、要配慮者に配慮するとともに、重度障害者、高齢者等介護を要する者の介護を支援する。
- (7) 指定避難所では自主防災組織、自治会等の単位で行動する。

第6節 県民生活防災応急活動

1 食糧及び生活必需品の調達

(1) 基本方針

ア 警戒宣言発令時に必要な食糧及び生活必需品は、住民が自主的に確保する。

イ 県及び市町村は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。

また、警戒宣言発令期間が長期化して、物資が逼迫したときには緊急の措置を講ずる。

ウ 県、市町村は、備蓄する物資が不足する場合等は、本編第2編第3章第11節6(2)「物資等の供給の要請等」により対応する。

(2) 県

ア 市町村の区域を超える緊急物資の調達及び斡旋

イ 緊急物資の在庫状況の把握と供給協定の締結

ウ 県内の在庫減少の著しい物資について国への要請

エ 物資の円滑な流通のための広報及び物資保有者に対する収用又は保管命令

オ 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して

必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。

(3) 市町村

- ア 緊急避難等で非常持出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋
- イ 緊急物資の在庫状況の把握と供給協定の締結
- ウ 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請
- エ 救助物資の受け入れ場所の確保と受入れ体制の整備
- オ 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。

(4) 農林水産省（農産局長）

農林水産省（農産局長）は、「災害時における食糧供給対策実施要領」に基づき、知事からの要請により、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者に応急用米穀を売却するよう要請する。

(5) 関東経済産業局

県からの要請により、所管業種の緊急物資の調達又は斡旋をする。

(6) 日本赤十字社山梨県支部

地震発生後速やかに救援物資を配布できるよう準備する。

2 飲料水の確保、給水活動

(1) 県

- ア 市町村、専用水道設置者及び県民への緊急貯水を指導する。
- イ 市町村及び専用水道設置者からの要請に基づき必要な措置を講ずる。（例：自衛隊による復旧作業、応援給水、衛生対策等）
- ウ 市町村及び専用水道設置者が相互に協力できる体制整備を指導する。

(2) 市町村及び専用水道設置者

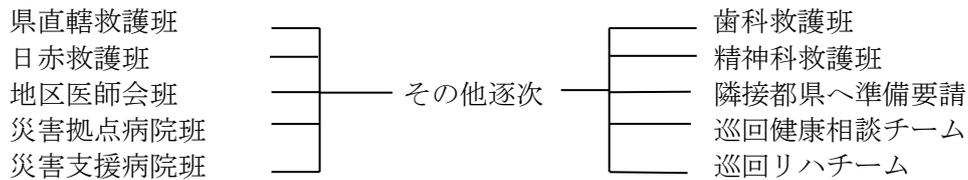
- ア 警戒宣言発令後、市町村及び専用水道設置者は緊急貯水を実施する。このとき一時的に大量の水道水が必要となるので、閉鎖井戸の活用、予備水源の確保、他水利の一時的転用等により、必要水量の確保に努める。
- イ 住民に飲料水の確保を広報する。
- ウ 応急給水班、施設復旧班を編成し、給水方法、給水地点及び仮復旧作業等の実施体制の確立を図る。
- エ 二次災害を防止するため、警戒宣言発令後、直ちに塩素注入設備、緊急遮断弁等の施設を点検するとともに、水道工事を中止する。
- オ 給水車、給水資機材の点検と給水体制の確立を図る。
- カ 水道工事事業者及び電力会社等との協力体制を整える。

3 医療活動

(1) 県

県警戒本部の下に山梨県医療救護対策本部を設置し、次の対策を実施する。

- ア 医療救護班の配備体制（要員、資材、搬送手段等）の確認
予め編成されている医療救護班のうち、24 時間以内に地震が発生した場合、直ちに派遣可能な医療救護班の数、配置、移動手段の確認を行う。
確認は、概ね次の順序で行う。



イ 医療スタッフの確保

被災現場、被災地医療機関における医療スタッフの不足に対応するため、トリアージ、搬送等のための医療スタッフの派遣体制について、山梨大学医学部附属病院、関東甲信越都県等に要請する。

ウ 災害拠点病院、災害支援病院をはじめ県下各病院等に対して、院内防災対策の確認、応急医療救護のための準備を伝達・要請する。

エ 関係市町村(警戒本部)に対して、避難所等への医療救護所の開設準備を要請し、開設可能な医療救護所を確認する。

オ 消防機関、指定地方公共機関等に対して、傷病者、医療救護班の搬送のための協力を要請する。

カ 医薬品卸協同組合、指定薬局、赤十字血液センター、山梨県薬剤師会に医薬品の備蓄、保管、搬送体制の点検を要請する。なお、備蓄医薬品の富士北麓・東部医療圏への搬送体制について、特に留意する。

キ 関係機関、関係団体との情報連絡体制(通信手段、担当者の職氏名等)及び緊急車両(ステッカー)の確認を行う。

ク 関東信越厚生局、厚生労働省に対して準備体制を要請する。

ケ 医療救護班の派遣準備、災害拠点病院等の準備状況を関係市町村(警戒本部)に通知する。

(2)市町村

ア 役場、保健センター又は指定避難所等に医療救護所を設置し、医薬品、衛生材料、応急医療救護用資機材(担架、発電機、投光器、テント、浄水器、暖房器具等)を配備し、受け入れ体制について保健所に通知する。

イ 傷病者を搬送するための車両、要員を確認する。

ウ 医療救護所、災害拠点病院、災害支援病院等の受け入れ体制について広報する。

4 清掃、防疫等保健衛生活動

(1)県

保健衛生活動全般の連絡調整を行うとともに、保健所等保健衛生機関での出動準備を整える。

(2)市町村

ア 仮設便所の準備を行う。

イ 清掃、防疫のための資機材を準備する。

(3)住民・自主防災組織等

ア し尿、ごみ等の自家処理に必要な器具等を準備する。

イ 必要に応じ、自主防災組織、自治会等に清掃班を編成し、資機材、仮設便所を準備する。

5 幼児、児童、生徒の保護活動

(1) 注意情報が発表されたときには、学校、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園(以下「学校等」という。)は、児童生徒等の安全を確保するため、県教育委員会及び市町村教育委員会等と連携し、次の措置を講じる。

- ア 事前避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、授業(保育)又は学校行事を直ちに中止し、安全な場所に全員を誘導し、生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。このとき、原則として小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。集団下校の際の安全の確保について対策を講じる。
 - イ 事前避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学等、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは、安全の確保が困難であると予想される場合は、上記と同様な対策を講じる。
- (2) 警戒宣言が発令されたときには、学校等は次の措置を講じる。
- ア 授業(保育)又は学校行事を直ちに中止する。
 - イ 安全な場所に全員を誘導し、児童生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。このとき、帰宅中、帰宅後の安全が確保された場合のみ小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。集団下校の際の安全の確保について対策を講じる。
 - ウ 留守家族、交通機関等の理由により、保護者の引き取りがないときは、学校等において保護する。長期間保護するときの寝具、食糧等の措置については、市町村地震災害警戒本部と連絡のうえ、対策を講じる。
 - エ 警戒宣言が登下校中に発令されたときに備え、次の事項を徹底しておく。
 - a ブロック塀、橋、歩道橋等危険箇所から離れる。
 - b 学校あるいは自宅のいずれか近い方に急いで避難する。
 - c 留守家族の生徒等はできるだけ学校に集合する。
 - d 交通機関を利用している生徒等は、その場の指揮者(乗務員・添乗員・車掌等)の指示により行動し、自分の判断による行動はとらない。
 - オ 授業(保育)終了後に警戒宣言が発令されたときは、翌日からの授業(保育)又は学校行事を中止する。

6 自主防災活動

県、市町村等が実施する注意情報発表時から災害発生時までの準備行動及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織は次のような活動を実施する。

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合
- 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施する。
- ア 自主防災組織の役員等の所在確認等、連絡体制を確保する。
 - イ 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認を行う。
 - ウ 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかける。
 - エ 住民等に注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。
 - オ 注意情報発表時に、事前避難対象地区内の避難行動要支援者が避難を開始する場合には、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、市町村や指定避難所の施設管理者等と十分な連携を確保する。
- (2) 警戒宣言(東海地震予知情報)が発せられた場合
- ア 自主防災組織の活動拠点整備
 - 情報の収集・伝達等を迅速に実施するために、地区内に活動拠点を設ける。
 - イ 情報の収集・伝達
 - a 市町村からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されて

- いるか確認に努める。
- b テレビ、ラジオで各種情報を入手するように努める。
- c 実施状況について、必要に応じ市町村へ報告する。
- ウ 初期消火の準備
 - 可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。
- エ 防災用資機材等の配備・活用
 - 防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。
- オ 家庭内対策の徹底
 - 次の事項について、各家庭へ呼びかける。
 - a 家具の転倒防止
 - b タンス、食器棚等からの落下等防止
 - c 出火防止及び防火対策
 - d 備蓄食料・飲料水の確認
 - e 病院・診療所の外来診療の受診を控える
- カ 避難行動
 - a 事前避難対象地区の住民等に対して市町村長の避難指示を伝達し、事前避難対象地区外のあらかじめ定められた指定避難所へ避難させる。避難状況を確認後市町村に報告する。
 - b 自力避難の困難な病人等避難行動要支援者については、必要な場合には、市町村保健師等と連携を図り、自主防災組織において避難所まで搬送する。
 - c 指定避難所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な事前避難対象地区で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市町村長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに指定避難所まで避難する。
 - d 事前避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。
- キ 避難生活
 - a 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。
 - b 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。
 - c 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市町村等と連絡を取り、その確保に努める。
- ク 社会秩序の維持
 - a ラジオ、テレビ、市町村同報無線等による正確な情報の伝達に努め、流言飛語等の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。
 - b 生活物資の買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかける。

第7節 防災関係機関の講ずる措置

1 電力(東京電力パワーグリッド)

- (1) 東京電力パワーグリッド山梨総支社非常災害対策本部を設置する。
- (2) 東海地震注意情報が発せられた場合
 - ア 電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。
 - イ 保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。
また、公衆通信、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。
 - ウ 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急措置を実施する。

エ 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡ならびに避難方法の徹底を図る等の確な安全措置を講じる。

オ ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

(3) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、人身安全及び設備保全上の応急措置を速やかに実施する。

イ 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡ならびに避難方法の徹底を図る等の確な安全措置を講じる。

ウ ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

2 通信（NTT東日本、NTTドコモ）

(1) 東海地震注意情報が発せられた場合は『情報連絡室』、警戒宣言が発せられた場合は『地震災害警戒本部』を設置し、情報連絡体制の確立を図ると共に、情報連絡要員の配置及び防災上必要な要員を待機させるなど、その状況に応じた措置を講ずる。

(2) 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供する。また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から実施する。

(3) 通信の疎通が著しく困難となった場合には、重要通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を講ずる。また、利用者に対し、通信の疎通状況等、テレビ、ラジオ等を通じて広報を行い、社会不安の解消に努める。

3 ガス（ガス供給機関）

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に備え、ガス供給設備の特別点検、特別巡視体制を確立する。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア ガスの供給継続を確保する。

イ 速やかに地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置して、非常体制を確立する。

ウ ガス工作物の工事については、安全措置を講じて直ちに中止する。

エ 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。

オ 利用者に対し、テレビ、ラジオ等を通じて、不使用ガス栓（容器弁）の閉止、発災時のガス栓（容器弁）の即時閉止について広報を行う。

4 金融機関

山梨県、関東財務局甲府財務事務所及び日本銀行甲府支店は、金融機関等に対して、東海地震注意情報の発表時、警戒宣言発令時及び発災後における金融機関等に対して、それぞれの所掌事務に応じ次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

平常通り営業、業務を継続するとともに、注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時における利用可能及び利用不可能な店舗・現金自動預払機の周知等、地震防災応急対策の準備的措置を講じる。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア 営業時間中に発令されたときは、正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、店内顧客への普通預金の払戻しを除き、全ての業務を停止することができる。

ただし、「事前避難対象地域」内の店舗については、直ちに普通預金の払戻しを停

止する。

イ 営業時間外に発令されたときは、その後の営業を停止する。

ウ 上記のアやイの場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金目動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講じる。

エ 預貯金等の関係書類の保管について万全を期すとともに、電算機についても耐震措置を講じる。

オ 手形交換又は不渡処分取扱いの取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。

カ 預貯金、手形等の取扱いについて顧客への周知徹底を図る。

※注 ア、は「山梨県東海地震臨時金融対策連絡協議会」の決定事項に基づくもの。

(3) 発災後

ア 資金の融資について融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸し出しの迅速化等の措置をとる。

イ 預貯金の払い戻しについて、通帳等紛失した者への簡易な確認方法により払戻しの利便を図る。

ウ 定期預金等の中途解約又は当該預金を担保とする貸し出しに応ずる措置をとる。

エ 手形交換又は不渡処分取扱いの取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。

オ 生命損害保険金を迅速に支払うよう配慮する。また保険料の払込について適宜猶予期間の延長措置を講じる。

カ 預貯金、手形等の取扱いについて顧客へ周知徹底を図る。

5 鉄道（JR及び富士山麓電気鉄道）

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 東日本旅客鉄道株式会社

警戒宣言が発せられたときの列車の輸送手配を円滑に行い、かつ、運転規制によるお客さまへの影響を少なくするため、次の各号に掲げるところにより、あらかじめ列車の運転規制手配を行う。

(ア) 注意情報が発表されたときは、強化地域内を運転中又は強化地域内へ進入する予定の貨物列車等については、警戒宣言が発せられたときに旅客列車の運転規制等に支障がないように、原則として最寄りの貨物駅等に抑止を行う。ただし、強化地域外への進出が可能と判断される場合には運転を継続する。

(イ) 注意情報が発表されたときは、強化地域内を旅行目的地としないお客さまを主として輸送する列車（夜行寝台列車等）については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。

なお、強化地域内を運転中の旅客列車は、原則としてそのまま運転を継続する。

※ 前項の運転規制の方法については、あらかじめ定めておく。

イ 東海旅客鉄道株式会社

(ア) 列車の運行規制等

旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

(イ) 旅客等に対する対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

ウ 富士山麓電気鉄道株式会社

(ア) 旅客列車については平常通り運行を継続する。

- (イ) 警戒宣言が発せられた時の列車手配を円滑に行い、かつ、運転規制によるお客様の影響を少なくするため、あらかじめ列車の運転規制手配を準備する。
- (2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
 - ア 東日本旅客鉄道株式会社
 - (ア) 強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制する。
 - (イ) 当該地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。
 - (ウ) 前項の運転規制の方法については、あらかじめ定めておく。
 - (エ) 警戒解除宣言が発せられたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認等を行った後、列車の運転を再開する。
 - (オ) 駅施設内及び駅に停車した列車内のお客様のために、駅施設内及び列車内の必要な場所を開放する。ただし、列車の停止が長期間となった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は、地方自治体の定める避難地へお客様を避難させる。
 - (カ) 前項のお客様のうち、病人等緊急の救護を要するお客様は駅周辺の指定医療機関等に収容することとし、その協力体制を確立しておく。また、駅等で常備している応急医療品を定期的に整備点検するとともに、救護を要するお客様に対し応急措置が可能な体制を整えておく。
 - イ 東海旅客鉄道株式会社
 - (ア) 列車の運行規制等
 - ① 強化地域への列車の進入を禁止する。
 - ② 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
 - ③ 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。
 - (イ) 旅客等に対する対応
 - ① 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。
 - ② 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動するものを除き、関係地方団体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。
 - ウ 富士山麓電気鉄道株式会社
 - (ア) 強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制する。
 - (イ) 当該地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。
 - (ウ) 前項の運転規制の方法については、あらかじめ定めておく。
 - (エ) 警戒解除宣言が発せられたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認等を行った後、列車の運転を再開する。
 - (オ) 駅施設内及び駅に停車した列車内のお客様のために、駅施設内及び列車内の必要な場所を開放する。ただし、列車の停止が長期間となった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は、地方自治体の定める避難地へお客様を避難させる。
 - (カ) 前項のお客様のうち、病人等緊急の救護を要するお客様は駅周辺の指定医療機関等に収容することとし、その協力体制を確立しておく。また、駅等で常備している応急医療品を定期的に整備点検するとともに、救護を要するお客様に対し応急措置が可能な体制を整えておく。

6 バス（山梨交通、富士急バス）

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合
 - ア 平常通り運行を継続し、乗客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災

応急対策の内容について周知する。

- イ 帰宅困難者等が想定される場合は、臨時バス等の増発を検討・実施する。
 - ウ 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施する。
- (2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
- ア 主要ターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。
 - イ 警戒宣言発令の情報を人手したときには、車両の運行を中止し安全な場所に停車するとともに、旅客に避難地を教示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとる。

7 病院、診療所

県は、病院、診療所に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時において、次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合
- ア 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。
なお、外来患者の受入れを制限する施設にあつては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。
 - イ 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。
 - ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。
 - エ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。
- (2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
- ア 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。
 - イ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。
 - ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

8 百貨店・スーパー等

県は、百貨店、スーパー等に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時において、次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合
- ア 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあつては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当

該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。

イ 営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。

イ 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。

ウ 営業を継続する場合にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

9 県(市町村)社会福祉協議会、山梨県ボランティア協会

- (1) 速やかに地震災害等援助のための対策本部を設置し、支援体制を確立する。
- (2) ボランティアの総合受付、調整等を行う。
- (3) 災害ボランティアに対するニーズ等の情報を提供する。
- (4) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整を行う。

第8節 交通対策

注意情報発表時及び警戒宣言発令時における交通の混乱と交通事故等の発生防止、住民等の円滑な避難と緊急輸送道路の確保のため、次の交通対策を実施する。

1 交通規制等

(1) 基本方針

ア 注意情報発表時

不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、警戒宣言が発せられた時の交通規制等の状況を広報する。

イ 警戒宣言発令時

- a 県内での一般車両の走行は極力抑制する。
- b 県内への一般車両の流入は極力制限する。但し、静岡方面からの流入車両については、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。
- c 県外への一般車両の流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。但し、静岡方面へ流出する車両は極力制限する。
- d 避難路及び緊急輸送道路については、優先的にその機能を確保する。

(2) 交通規制計画の策定

次に掲げる道路について、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する都県警察等の交通規制計画と整合性のとれた交通規制計画を予め定める。

ア 警察庁が指定する広域交通規制対象道路

イ 緊急輸送道路、避難路その他防災上重要な幹線道路

ウ 高速自動車道（インターチェンジについては、個々のインターチェンジごと）

エ 広域的な避難所等防災上重要な施設の周辺道路

オ 崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路

カ 発災時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路

キ その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

(3) 交通規制の実施

ア 交通規制の実施にあたっては、予め策定した交通規制計画に基づき速やかに実施する。

イ 交通規制の実施にあたっては、大規模地震対策特別措置法等で定められた標示等を設置して行う。但し、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行う。

(4) 交通管制センター等の運用計画

交通管制センター、信号機等交通管制施設については、警戒宣言発令時における運用計画を別に定める。

2 運転者のとるべき措置

注意情報発表時及び警戒宣言発令時の運転者のとるべき措置を次のとおり定める。

(1) 走行車両の行動

走行中の車両は、次の要領により行動すること。

ア 注意情報発表時

a 注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

b 不要不急の旅行や出張等を自粛する。

イ 警戒宣言発令時

a 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

b 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーはつけたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難時の車両使用禁止

避難のために車両を使用しないこと。

3 道路啓開

警察官は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることが予想されるので、緊急輸送道路確保のため、これらの交通障害物を排除する道路啓開を有効適切に実施する。

4 交通検問

警戒宣言が発せられたときは、交通規制の実効を担保し、交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、県内の交通要点に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急通行車両の確認、交通整理、迂回、誘導交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施する。

交通検問場所及び配置人員等については、別に定める。

5 交通情報及び広報活動

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 注意情報が発表されたときは、運転者等に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

イ 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

第9節 事業所等対策計画

各事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、強化地域内にある一定の事業所等では、予め地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出るものとする。

また、強化地域外の事業所や一定規模以下の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置を予め定めるものとする。

なお、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

1 東海地震注意情報が発表された場合

(1) 施設内の防災体制の確立

- ア 施設の利用・営業等の中止・継続等の方針
- イ 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
- ウ 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
- エ 避難誘導の方法、避難路等の確認

(2) 顧客、従業員等への対応

- ア 注意情報の発表の周知、内容の説明
- イ 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
- ウ 顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発表された場合

(1) 施設内の防災体制の確立

ア 原則、施設の利用・営業等は中止する。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができる。

イ 予知情報、警戒宣言の周知、内容の説明

ウ 地震防災応急計画に基づき、次の応急保安措置等を実施する。

- a 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
- b 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
- c 顧客、利用者等への避難誘導の実施

(2) 従業員等への対応

ア 保安要員を残し、道路交通状況等を鑑み、徒歩・自転車等による従業員の避難を実施する。

第4編 火山編

第1章 総論

第1節 地域防災計画・火山編の概要

この計画は、県民等の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、富士山火山防災対策協議会（以下「協議会」という。）が策定した「富士山火山避難基本計画（令和5年3月）」（以下「避難基本計画」という。）に基づき、県、市町村、防災関係機関等が必要な予防・応急対策等について定めたものである。

本編に規定があるものを除いては、一般災害編による。

第2節 活火山としての富士山

活火山とは、「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」との定義に基づき、火山調査研究推進本部により選定されている火山をいい、日本には、111の活火山があり、現在は休火山や死火山という用語は用いられない。富士山は、過去5,600年間の間に約180回の噴火が確認されており、国内でも有数の活動的な活火山である。

富士山は、日本の中央に位置し、広大なすそ野を形成している。その周囲には多くの人口が存在しているため、大規模な噴火の場合、被害規模や影響は、甚大なものになることが予想される。また、噴火時には過去の履歴から、噴火に伴うあらゆる現象が発生する可能性が想定される。

第3節 富士山との共生

富士山は、火山としての興味深い知識を豊富に得ることのできる火山資源であるとともに、優れた景観や豊富な動植物、水資源、高原野菜等は、火山による恩恵であり、地域住民の生活の一部を支えている。このため、富士山の自然環境や恵みへの理解を深めながら、環境教育、災害に強い地域社会の形成や火山に関する教育・普及・啓発を行い富士山との共生を図る必要がある。

第4節 富士山の現況等

1 富士山の概要（地形、地質、その他）

富士山は、フィリピン海プレート、北米プレート、ユーラシアプレートが接する地域に位置する玄武岩質の成層火山で、山体の体積は約500 km³と我が国陸域の火山の中で最大である。山腹斜面の勾配は、標高1,000m以下では10度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっている。

2 富士山の活動史

(1) 火山はその一生の中で活動の特徴を変えることが多い。そこで、活動の特徴が類似する期間を「期」あるいは「ステージ」などとしてまとめることで、火山の噴火史の区分を行うことが一般的に行われる。このような噴火史の区分やその境界年代は、研究の進展によって変化しうる。

富士山の総合的調査結果である産業技術総合研究所地質調査総合センターの富士山地質図（第2版）（高田ほか、2016）では、現地調査で明らかになった富士山噴火史の上下関係と多くの放射性炭素年代値を総合的に検討して、新しい富士山の噴火史を構築し、年代区分を行った。約17,000年前頃に始まる溶岩大量流出を境に、それ以前を星山期（約10万年前～約17,000年前）、それ以後を富士宮期（約17,000年前～約

8,000年前)と須走期(約8,000年前以降)としている。須走期は、火山活動の低下を示す富士黒土層を形成した須走-a(約8,000年前～約5,600年前)、山頂及び山腹からの溶岩流出により今見られる円錐形の火山体が形成された須走-b(約5,600年前～約3,500年前)、山頂及び山腹での爆発的噴火が卓越した須走-c(約3,500年前～約2,300年前)及び山腹割れ目噴火が繰り返された須走-d(約2,300年前以降)に分けられている。

なお、宮地(1988)等で区分されていた古富士火山は「星山期」に新富士火山は「富士宮期」「須走期」に相当する。

○ 噴火年代区分

年代区分		時期	主な噴火口の位置	噴火の傾向
星山期		約10万年前 ～約17,000年前	—	爆発的噴火 複数回の山体崩壊 ^{※2}
富士宮期		約17,000年前 ～約8,000年前	—	溶岩の大量流出
須走期	須走-a期	約8,000年前 ～約5,600年前	(静穏期)	小規模な火砕物の噴出 (富士黒土層 ^{※3} の主要部分形成)
	須走-b期	約5,600年前 ～約3,500年前	山頂と山腹	溶岩の流出、火砕流の発生 (現在の円錐形の火山体の形成)
	須走-c期	約3,500年前 ～約2,300年前	山頂と山腹	爆発的噴火、火砕流の発生 山体崩壊 ^{※2}
	須走-d期	約2,300年前 ～現在	山腹	溶岩の流出 爆発的噴火(宝永噴火)

※1 噴火年代区分の須走期等の名称は模式地の地名による。

※2 山体崩壊の発生の要因は複数あり、噴火によるものか否かは特定できていない。

※3 火山灰があまり降らなかったことにより、植物が茂りそれが腐ってできる黒土(腐植土)に富む地層。

(2) 富士山は、日本にある山の最高峰であり、山頂を中心に北西から南東方向に約100個の側火口がある。

有史後の主な噴火は、貞観6～8年(西暦864～866年)の貞観噴火で、北西山腹から大量の溶岩を流出し、また、宝永4年(西暦1707年)の宝永噴火では、南東山腹から噴火し、江戸(東京都)にも大量の火山灰を降らせた。

以来300年余、現在まで静かな状態が続いている。しかし、平成12年10月から12月、及び翌年4月から5月には富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されなかったため、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかったが、改めて富士山が活火山であることが認識されたところである。

○ 富士山の主な災害の歴史

「郷土史年表」等による富士山の主な火山災害は次のとおりである。

800（延暦 19. 4. ～）	富士山大噴火 大量の火山灰を噴出（日本紀略）
864（貞観 6. 5. ～）	富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める（貞観大噴火）（三代実録）
1083（永保 3. 2. 28）	富士山大噴火（扶桑略記）
1707（宝永 4. 11. 23）	未明から富士山大噴火、宝永山が出現する（宝永大噴火）

3 富士山における噴火の特徴

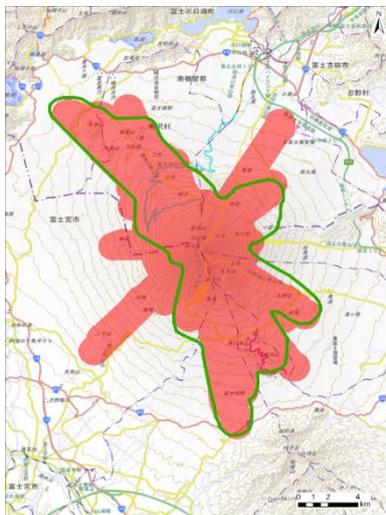
噴火の主な特徴は、次のとおりである。

- (1) 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火、及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。
- (2) 山頂の火口では繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では近隣の火口からの噴火は認められるが、同一火口からの再度の噴火は確認されていない。
- (3) 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約 2,300 年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。
- (4) 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも西暦 781 年以降 10 回の噴火が確認されている。

第 5 節 想定火口範囲及び想定される噴火現象とその危険性

1 想定火口範囲

富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和 3 年 3 月）では、平成 16 年の富士山ハザードマップ作成以降に明らかになった火口に加え、ハザードマップの対象とすべき富士山の噴火年代が変更になった約 5,600 年前から現在までの実績火口をもとに、噴火する可能性のある範囲である「想定火口範囲」を再設定した。「想定火口範囲」は既存火口と山頂まで結んだ線から外側 1 km の外周を結んだ領域と山頂付近の伏在火口を考慮した範囲をあわせた範囲である。この「想定火口範囲」は噴火の可能性の高まりを示す火山の異常現象が観測された場合には、噴火が発生する前にあらかじめ避難する必要がある地域である。



左記の図、実線部分が平成 16 年富士山ハザードマップ想定火口範囲、着色部分が令和 3 年改定版富士山ハザードマップ想定火口範囲である。

2 想定される火山現象とその危険性

(1) 想定される前兆現象

ア 火山性地震（かざんせいじしん）

火山体またはその周辺で発生する地震のこと。マグマの動きや熱水の活動等に関連して発生するものや、噴火に伴うものもある。火山によっては火山活動が活発化すると多く発生する傾向がある。

イ 火山性微動（かざんせいびどう）

火山体またはその周辺で発生する火山性地震よりも継続時間の長いもの。震動の始まりと終わりがはっきりしない。地下のマグマや火山ガス、熱水などの流体の移動や振動が原因と考えられるものや、微小な地震が続けて発生したことによると考えられるものがある。火山活動が活発化したときや火山が噴火したときに多く観測される。振動には振幅や周波数が比較的一定のものと、変化の大きいものがあり、継続時間も極めて短いものから、常時発生しているもの（連続微動）までである。

ウ 山体膨張（さんたいぼうちよう）

山体中におけるマグマや熱水の集積、揮発性成分の発泡などによって山体が膨張すること。

エ 火山ガス（かざんがす）（噴気（ふんき）とも）

火山活動により地表に噴出する気体のこと。噴火によって溶岩や破片状の固体物質などの火山噴出物と一体となって噴出するものを含む。「噴気」ともいう。水、二酸化硫黄、硫化水素、二酸化炭素などを主成分とする。火山ガスを吸引すると、二酸化硫黄による気管支などの障害や硫化水素による中毒等を発生する可能性がある。

(2) 富士山で想定される噴火現象とその解説

避難基本計画において対象としている噴火現象及びその解説を記載する。

ア 火口形成

火口とは、地下のマグマや火山ガスに運ばれた岩塊などが噴出する穴あるいは割れ目である。

噴火中の火口またはそのごく近傍では生命に危険が及ぶが、噴火前の段階では、想定火口範囲内のどこに火口ができるか特定できないため、噴火前に想定火口範囲のエリア外への避難とする。

イ 火砕流（かさいりゅう）・火砕サージ（かさいさーじ）

噴火により放出された破片状の固体物質と火山ガス等が混合状態で、地表に沿って流れる現象のこと。火砕流の速度は時速百 km 以上、温度は数百℃に達することもあり、破壊力が大きく、重要な災害要因となりえる。火砕サージは火砕流の一種で、火山ガスを主体とする希薄な流れのこと。流動性が高く、高速で流れ、尾根を乗り越えて流れることがある。

ウ 大きな噴石（ふんせき）

気象庁では、噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石を噴石と呼んでおり、防災上の観点から「大きな噴石」および「小さな噴石」に区分している。概ね 20～30cm 以上の、風の影響をほとんど受けず弾道を描いて飛散するものを「大きな噴石」と呼んでおり、その速度は時速 100km を超えると考えられている。大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することもある。特に、火口から半径 2～4 km の範囲は、大きな噴石がたくさん飛散する可能性があるため危険である。直径数 cm 程度の小さな噴石は、風の影響を受け遠く離れた地域にも到達することがある。西暦 1707 年の宝永噴火では、上空の強い西風に乗って、火口から 10 km ほど離れた場所で 20 cm 程度の軽石が到達し、さらに 20 km 離れたところでも数センチの軽石が到達した。

エ 溶岩流（ようがんりゅう）

火口から噴出したマグマが重力によって地表を流下する現象で、富士山の溶岩流の温度は 1,200 度ぐらいと高温であり、溶岩流の進路上にある家や道路を埋め近くの木々を燃やす。流れの速さは温度などの条件によって様々であるが、通常は、人が歩く程度若しくはそれより遅い速さであり、流下状況に合わせた段階を踏んだ避難が可能である。

オ 融雪型火山泥流（ゆうせつがたかざんでいりゅう）

雪が積もっている季節に噴火が発生し、火砕流などによって斜面の雪が融けて、土砂を取り込んで高速で流れ下る現象である。主に谷底など低いところを流れ下るが、大量の泥流が流れると、谷をあふれて流れる危険性もある。山頂付近から一気に高速で流れ下るので、発生後の避難は困難であることから、積雪期には建物の倒壊または 2 階への浸水のおそれがある地域では噴火前の立ち退き避難が必要となる。

カ 降灰（こうはい）

噴火によって火口から上空に放出された火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、地表に降下する現象で、火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあり、降灰堆積厚によっては、堅牢な建物への避難が必要となる。

キ 小さな噴石

直径数 cm 程度の、風の影響を受けて遠方まで流されて降下する噴石のことであり、火口から 10 km 以上離れた地域まで到達することがある。

直径 10 cm 程度のものが飛来することもあり、これらが人体に直撃すると非常に危険であるため、屋内に退避し安全を確保する必要がある。

また、直径 10 cm を超えるサイズのものには内部が高温である可能性があり、火災の原因にもなるため、注意が必要である。

ク 降灰後土石流（こうはいごどせきりゅう）

山の斜面に積もった火山灰が、雨で流れて高速で流れ下る現象であり、少量の降雨でも発生し、広範囲に流出するおそれがある。

なお、降灰後だけでなく、降灰中や噴火終息後、長期間にわたって発生することがあるため、注意を要する。

10 cm 以上の降灰が生じ、かつ時間雨量 10 mm を超える降雨が生じた場合には、溪流付近からは速やかに立ち退く必要がある。

第 6 節 火山災害警戒地域の指定

活動火山対策特別措置法に基づき、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域（火山災害警戒地域）として指定された地域は、次のとおりである。

火山	都道府県	市町村
富士山	山梨県	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町

第 7 節 噴火警報・火山情報等の種類と発表基準

国（気象庁）の発表する噴火警報・火山情報等の種類及び発表基準と、富士山において考えられる火山の状態と想定される現象等は、次のとおりである。

噴火警報・火山情報等の種類

(1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁が、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」または「噴火警報」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」または「火口周辺警報」として発表する。影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(2) 噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

(3) 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒の必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災行動対応」を5段階に区分して発表する指標である。噴火警報・予報に含めて発表する。富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次表のとおりである

なお、富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル2の発表はしないこととされている。

噴火警報・火山情報等の種類と発表基準表

種別		名称	対象範囲	噴火警戒レベル (1-5)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地)または噴火警報		居住地及びそれより火口側	5 (避難)	居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地からの避難等が必要。(状況に応じて対象地域を判断)	<ul style="list-style-type: none"> ●噴火が発生。 宝永(1707年)噴火の事例 12月16日噴火開始:翌年1月1日にかけて16日間噴火継続、大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 ●他の噴火事例 貞観噴火(864~866年): 北西山腹から大規模噴火、大量の溶岩を流出 ●体に感じる地震を含む顕著な地震活動、地殻変動の加速、噴火開始後の噴火活動の高まり等、居住地に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している。 宝永(1707年)噴火の事例 12月15日朝~16日午前(噴火開始前日~直前): 地震多発、東京など広域で揺れ
				4 (高齢者等避難)	居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地での高齢者等の要配慮者の避難が必要。 一部の地域では住民の避難が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●居住地に影響しない程度の噴火が発生し、今後居住地に重大な被害を及ぼす噴火が予想される。 ●地震活動のさらなる活発化、顕著な地殻変動等により、居住地に重大な被害を及ぼす噴火が予想される。 宝永(1707年)噴火の事例 噴火開始数日前~:地震活動のさらなる活発化と顕著な地殻変動(推定)
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報		火口から居住地近くまで	3 (入山規制)	居住地の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 一部の地域では住民の避難が必要。 観光客等は帰宅。	<ul style="list-style-type: none"> ●地震増加、地殻変動、浅部の低周波地震や火山性微動の断続的な発生など、火山活動の高まり。 宝永(1707年)噴火の事例 12月3日以降(噴火開始十数日前):山中のみで体を感じる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった ●火山活動が低下する過程などにおいて、居住地に影響しない程度の噴火の発生等。
				2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	【レベル2の発表について】 火山活動が活発化する過程では使用せず ^{*1} 、火山活動が低下する過程などにおいて、レベル3~5から引き下げる段階で、火山活動の状況に応じて発表する場合がある。
予報	噴火予報		火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動が高まりがみられる。今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある。 火山活動は静穏。	状況に応じて登山者は下山。 住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> ●明瞭な噴気の出現や地震活動の高まりなどが認められる。 (火山の状況に関する解説情報(臨時)等^{**2}を発表してお知らせする) ●火山活動は静穏(深部低周波地震の多発も含む)。

*1) 富士山では、噴火の発生が予想される火山活動活発化の過程において、火口周辺のみに影響を及ぼす程度の噴火が発生する場所を予測することは困難であるため、火山活動活発化の過程でレベル2は発表しない。
 *2) レベルの引上げ基準に達していないが、今後レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。また、レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。
 各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。
 ■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。
<https://www.jma.go.jp/>



※富士山の噴火警戒レベルリーフレット 気象庁作成(令和5年3月29日改正)から引用

(4) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表。
- ・噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。
- ・18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

イ 降灰予報（速報）

- ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測」を受けて発表。
- ・噴火発生直後、1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表。
- ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・噴火発生後、観測した噴煙高等を用いて、より精度の高い降灰量の予報を行い、噴火後20～30分程度で発表。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表。
- ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰息を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供。

【降灰量階級と降灰の厚さ】

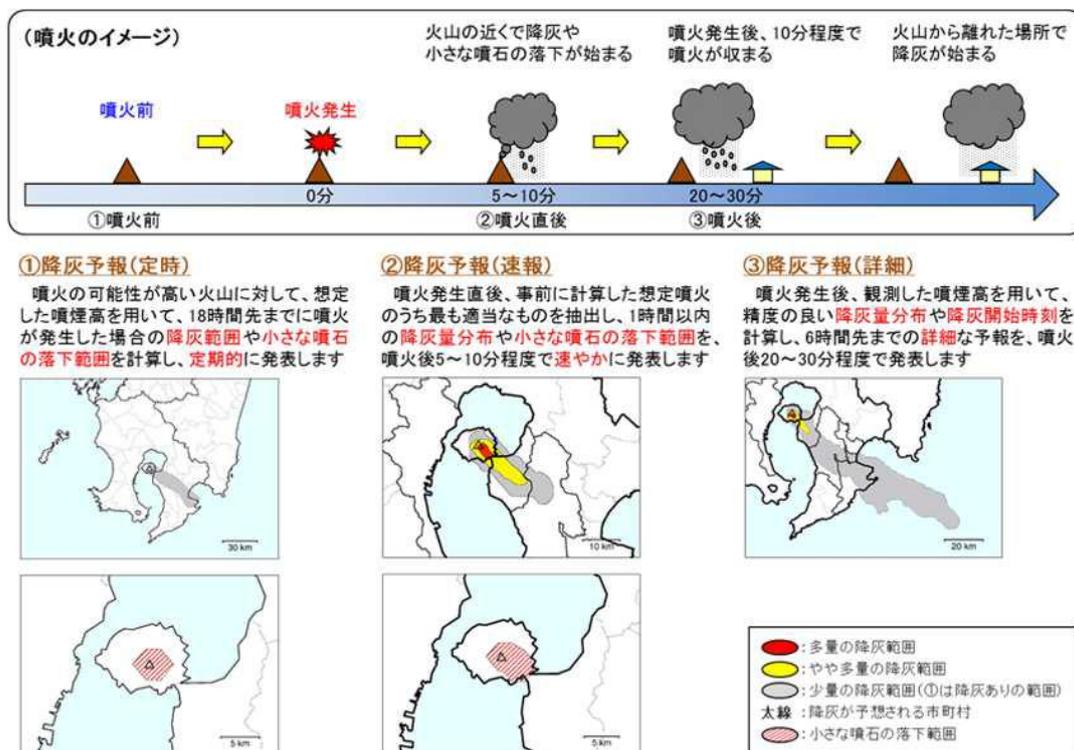
降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

【降灰量階級ととるべき行動等】

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ※1		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 [外出を控える]	完全に覆われる 	視界不良となる 	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫など)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm [注意]	白線が見えにくい 	明らかに降っている 	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始)	稲などの農作物が収穫できなくなったり ^{※2} 、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる 	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可 ^{※2}

※1 掲載写真は気象庁、鹿児島市、(株)南日本新聞社による
 ※2 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による想定

【降灰予報の発表イメージ】



(5) 火山ガス予報

気象庁は居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(6) 火山情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

ア 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある」と判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

イ 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。

ただし、以下のような場合にも発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒

が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）

- ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

ウ 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

エ 月間火山概況

前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

オ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、発生時刻や噴煙高度等の情報を噴火後直ちに発表する。

第8節 避難計画

1 噴火シナリオと避難対応ステージ

避難基本計画では、平時から噴火、火山活動の終息まで段階に応じた対応を関係機関と共有できるよう噴火シナリオを作成し、その避難対応を段階ごとに「避難対応ステージ」と区分しており、これらを表記する。

【避難対応ステージ】

避難対応 ステージ	一般住民	避難行動 要支援者	避難所	福祉避難所	その他の避難対策等
ステージ4	避難開始	避難開始 又は 避難済み	開設	開設 又は 開設済み	安否確認
ステージ3	避難準備	避難開始	開設準備	開設	安否確認
ステージ2	避難準備	避難準備	開設準備	開設準備	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の確認 ・避難行動要支援者の移動手段確保 ・情報伝達方法の確認
ステージ1	情報収集	避難準備	必要に応じて 開設準備	開設準備	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の確認 ・避難行動要支援者の移動手段確保 ・情報伝達方法の確認

※ 噴火前の対応は、噴火形態に関わらず同一であることに留意する。

【富士山火山避難基本計画における噴火シナリオ（噴火後の対応）】

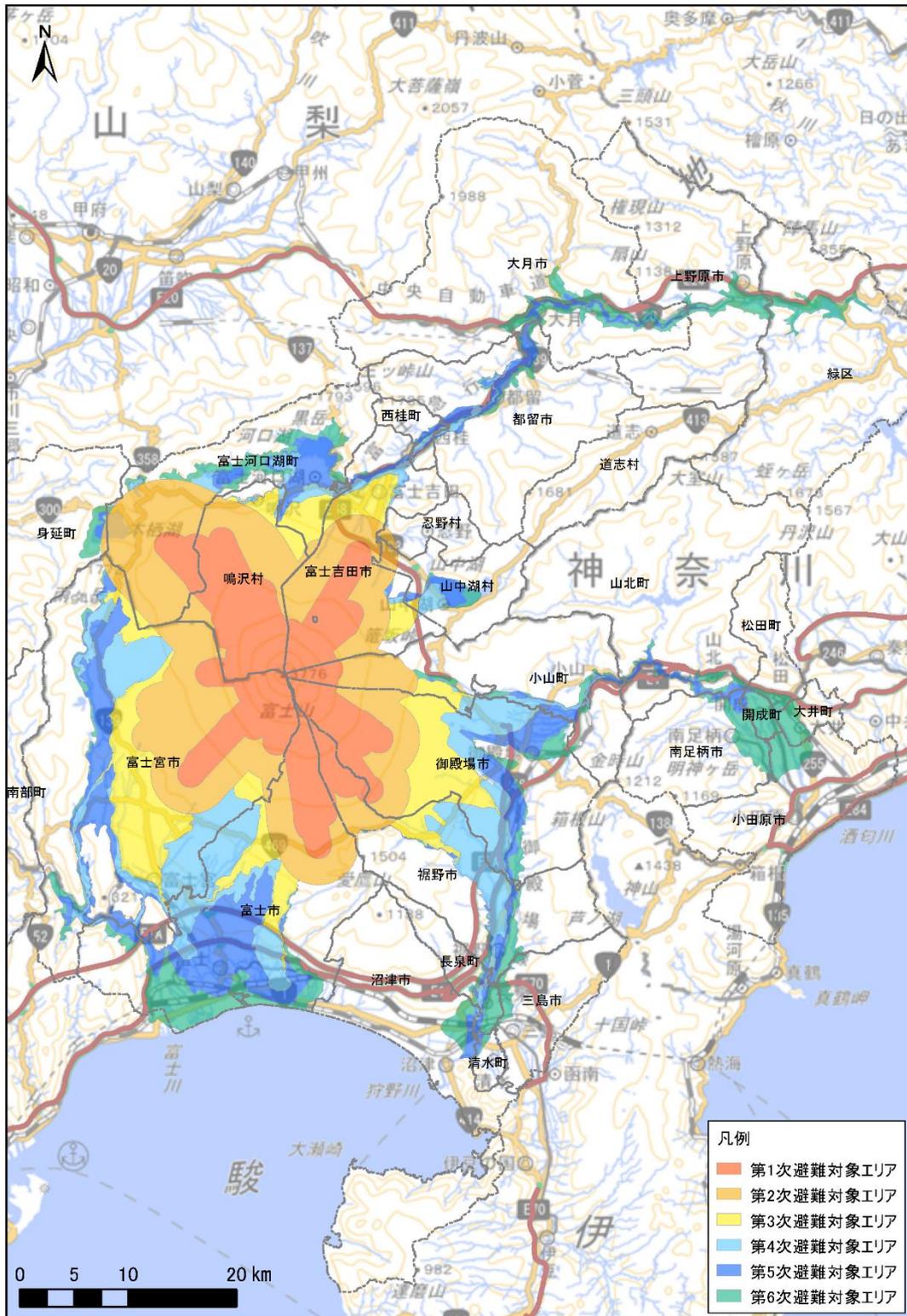
噴火後の対応（その1）		噴火後の対応（その2）		噴火後の対応（その3）	
第1次避難対象エリア (噴火前に避難済み)	【噴火後、降灰・小さな噴石の影響が生じた地域】 ステーション4に移行 降灰・小さな噴石からの避難は、 屋内退避 であることに留意	第1次避難対象エリア (噴火前に避難済み)	エリアに限らず、噴火後は、噴煙・火山灰の有無、風向きに注意 ⇒ 降灰が生じている際は、自家用車での移動は控え、「噴火後の対応（その1）」の対応も参考とする。	第1次避難対象エリア (噴火前に避難済み)	【融雪型火山泥流への備えとして、 立ち退き避難が必要な地域からは、原則として噴火前に避難する ため、それ以外の地域での対応を記載】
第2次避難対象エリア (噴火前に避難済み)	・降灰や小さな噴石の落下が見込まれるため、まずは、原則、屋内で安全確保	第2次避難対象エリア (噴火前に避難済み)	(避難済み) ・安全確認 ・逃げ遅れが生じた場合は、火山活動が小康状態になった段階で対応（第1次エリアも同じ） ・噴火の状況により避難拡大を検討	第2次避難対象エリア (噴火前に避難済み)	噴火時の積雪状況、融雪型火山泥流ドリルマップ（危険度区分、最短到達時間）等を参考に必要に応じて ステーション4に移行
第3次避難対象エリア (避難行動要支援者は、噴火前に避難済み)	・木造家屋で降灰厚30cm以上かつ降雨により重量が増すと倒壊のリスクが生じるため、しみや重みが生じた場合、速やかに近隣の堅牢な建物に立ち退き避難し、救援を待つ	第3次避難対象エリア (避難行動要支援者は、噴火前に避難済み)	【溶岩流の流下方向】 ステーション4に移行し、必要により避難対象地域を拡大 【溶岩流が流下しない方向】 ・安全を確認後、避難行動要支援者の避難解除 ・被災エリアの支援実施（避難者の受入、応援部隊の派遣等）の可否を判断	第3次避難対象エリア (避難行動要支援者は、噴火前に避難済み)	・融雪型火山泥流は、避難する時間的猶予がないため、噴火発生直後は、2階以上へ垂直避難し、安全を確保する
第4次避難対象エリア	・溶岩流の流下、家屋倒壊の可能性、降灰後土石流が発生する可能性、近隣の火災などが生じた場合は、速やかに 立ち退き避難 を行うが、降灰中はヘルメット・ゴーグル・マスク等を着用し安全を確保する	第4次避難対象エリア	【溶岩流の流下方向】 ・ 情報に注視し、順次ステーションの引き上げ 【溶岩流が流下しない方向】 ・被災エリアの支援実施の可否を判断	第4次避難対象エリア	・むやみに屋外へ出ると落下する泥流に巻き込まれる可能性があるため、まずは、屋内で安全を確保する
第5、6次避難対象エリア	・大規模な降灰が発生した後は、車両での移動が困難となるため、むやみに影響範囲外に離脱せず、自治体が発する情報に注意	第5、6次避難対象エリア	【溶岩流の流下方向】 ・ 情報に注視し、順次ステーションの引き上げ 【溶岩流が流下しない方向】 ・被災エリアの支援実施の可否を判断	第5、6次避難対象エリア	・泥流が流下した後は、堆積物により自動車での移動が困難となるため、自家用車での移動は控える
	【噴火直後は、火口位置及び溶岩流流下の有無を確認し、流下が認められる場合、溶岩流からの避難行動を実施する。 火山灰の直接的影響により生命・身体に深刻な危険が及ぶものではない。（降灰による建物倒壊や火災を除く）ただし、小さな噴石は高速で落下するため、ヘルメット等で身体の保護が必要。車のフロントガラスが破損する場合もある。 車両のスタックによる道路機能が失われると、その後の応急対策が困難となるため、避難時に自家用車の使用は控える。 停電・断水・物流の停滞により生命・身体に危険が及ぶ患者は安全なエリアまで避難させる。 噴火に伴い規模の大きい地震が発生する可能性がある。地震動により、道路の通行に障害が発生する可能性があることに留意。		【溶岩流の流下方向】 ・ 情報に注視し、順次ステーションの引き上げ 【溶岩流が流下しない方向】 ・被災エリアの支援実施の可否を判断		【融雪型火山泥流に際して、溶岩流が流下する可能性があるため、溶岩流の流下方向では、必要に応じて避難を開始する。 積雪期には、河川区域内からの立ち退きを徹底する。 融雪型火山泥流の流下後は、堆積物により車両での移動が困難となるため、市町村外への避難が必要となる場合、通行可能なルートの実定や移動のため、の車両手配を実施する。
	留意事項	留意事項	留意事項	留意事項	

(1) 対象とする噴火現象

- ア 火口形成
- イ 火砕流・火砕サージ（以下「火砕流等」という。）
- ウ 大きな噴石
- エ 溶岩流
- オ 融雪型火山泥流
- カ 降灰
- キ 小さな噴石
- ク 降灰後土石流

(2) 各噴火現象の影響想定範囲

本計画において(1)に記載する噴火現象の避難対象範囲及び避難時期等を定めるため、参考として、富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年3月）及び避難基本計画で示された、それぞれの影響想定範囲を図1から図6に示す。



※出典：地理院タイル

図1 溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア

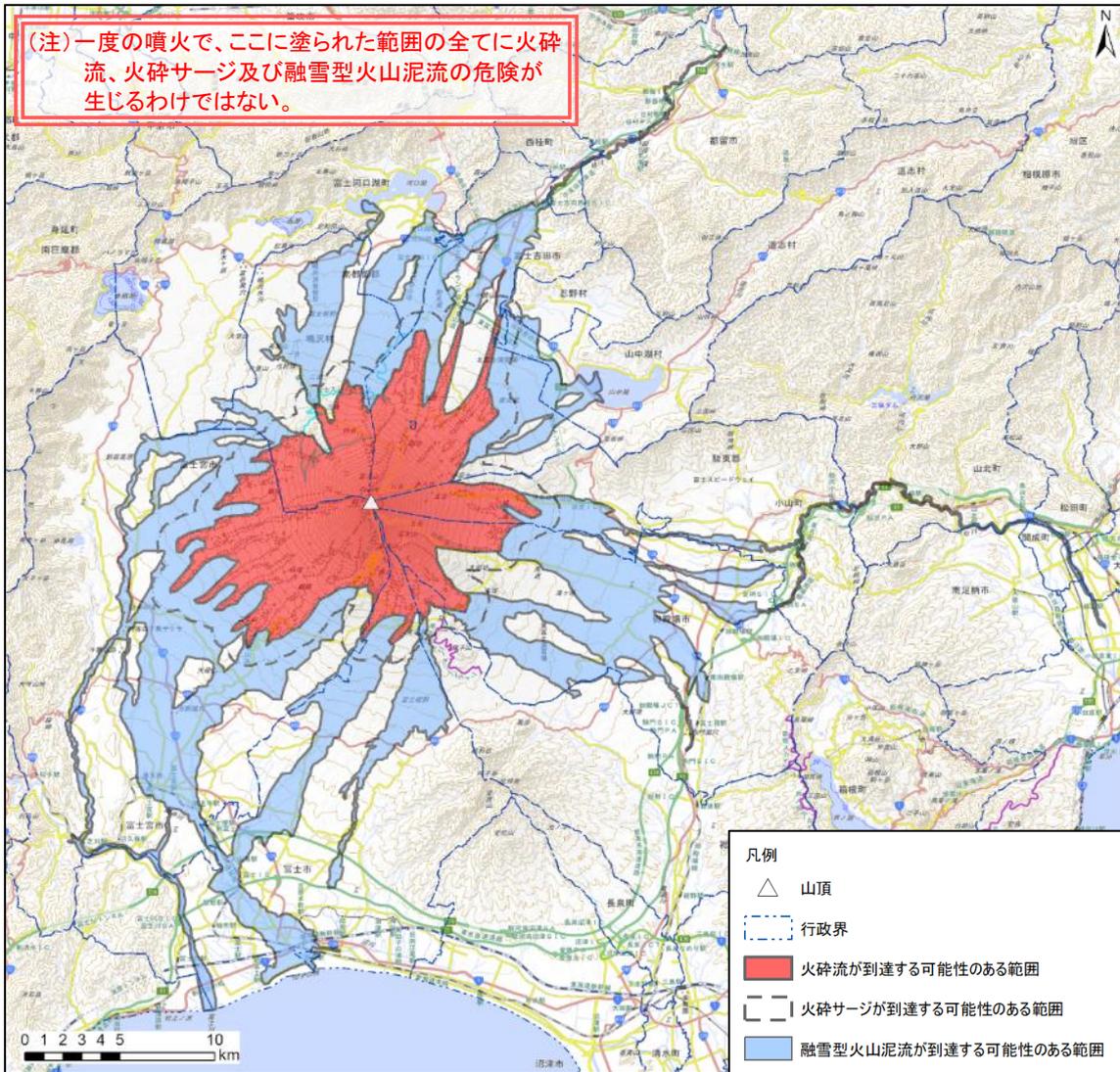


図2 融雪型火山泥流の可能性マップ（到達範囲）

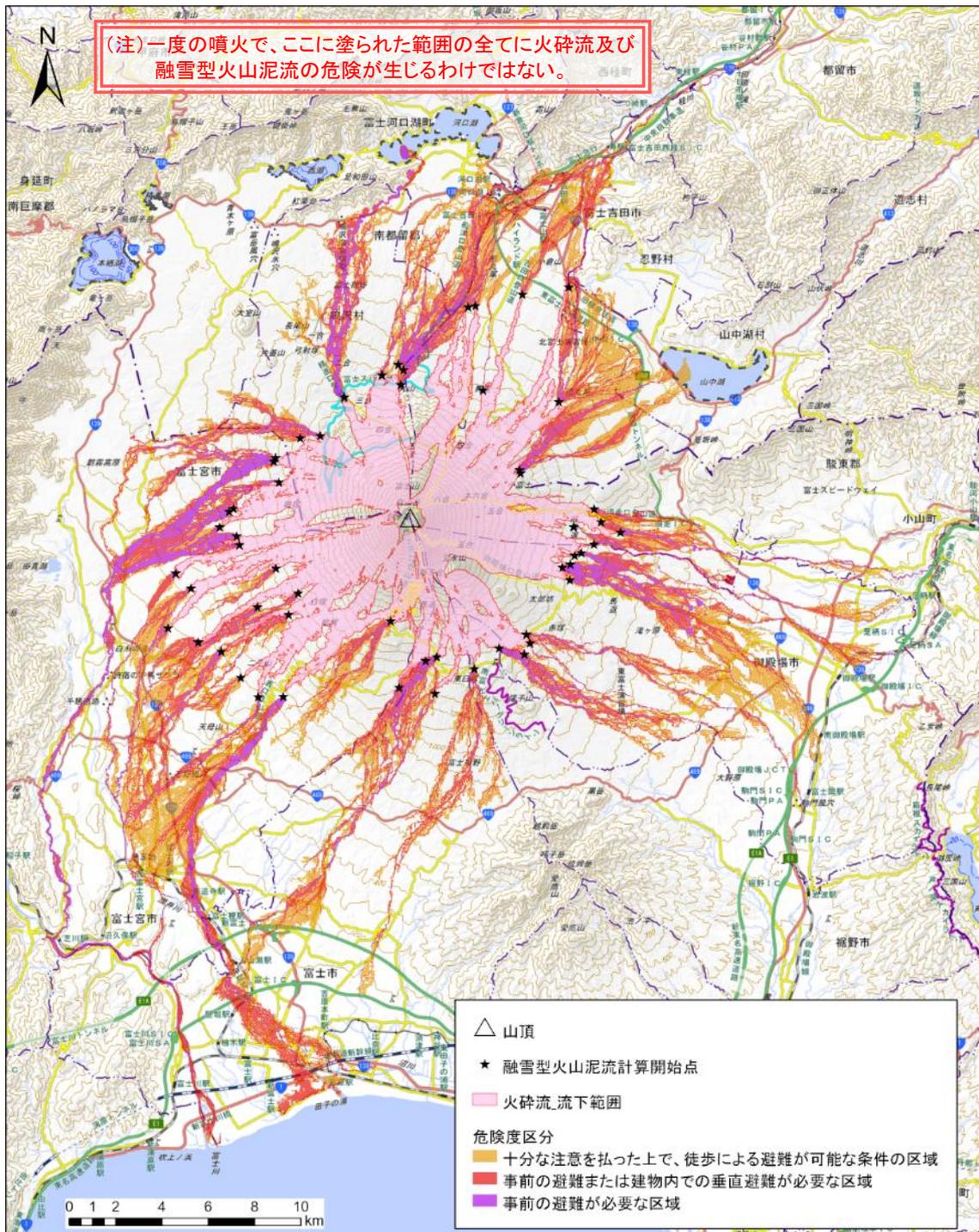


図3 融雪型火山泥流ドリルマップの重ね合わせ図（危険度区分）

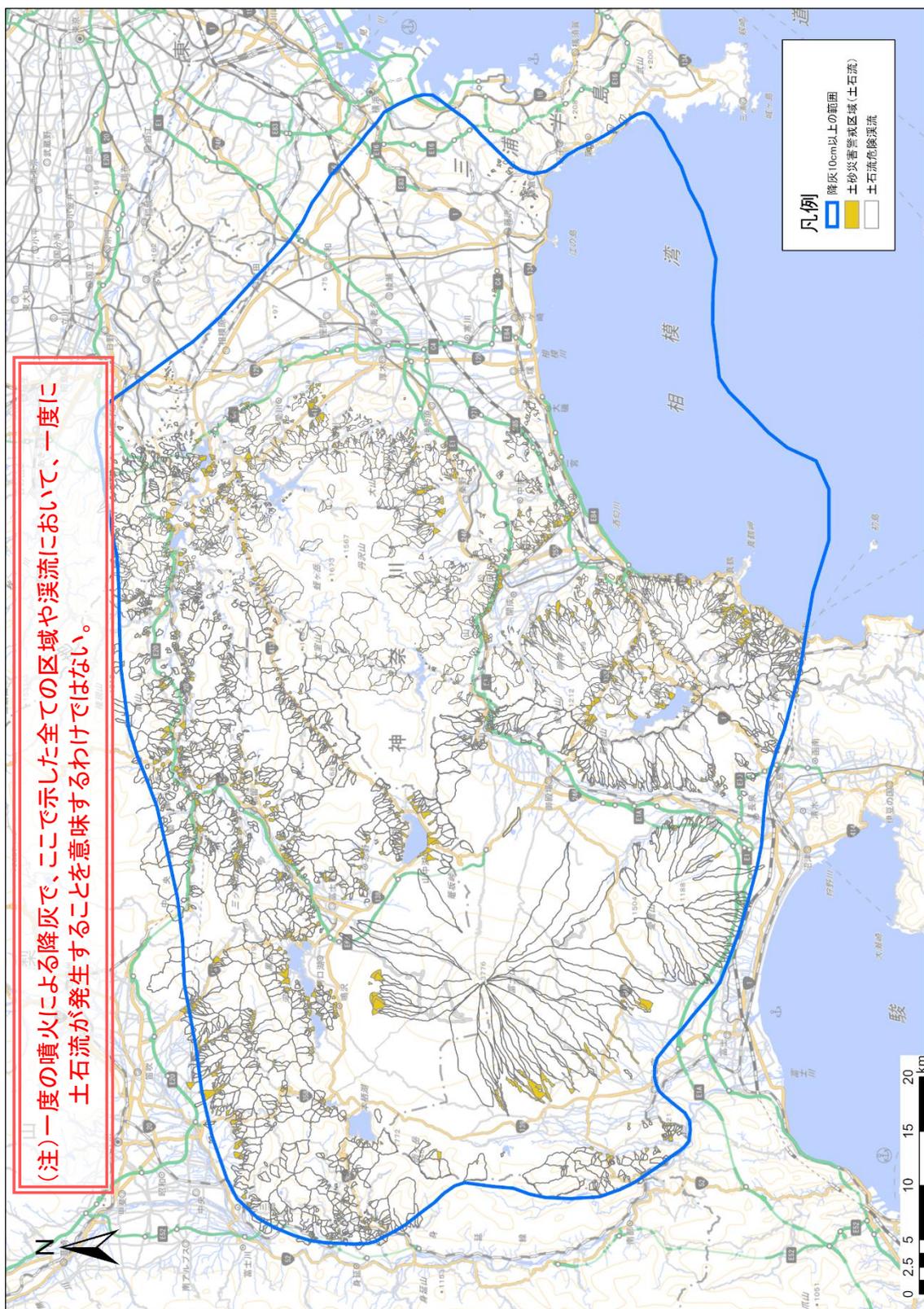


図4 降灰後土石流の影響想定範囲（降灰後土石流可能性マップ）

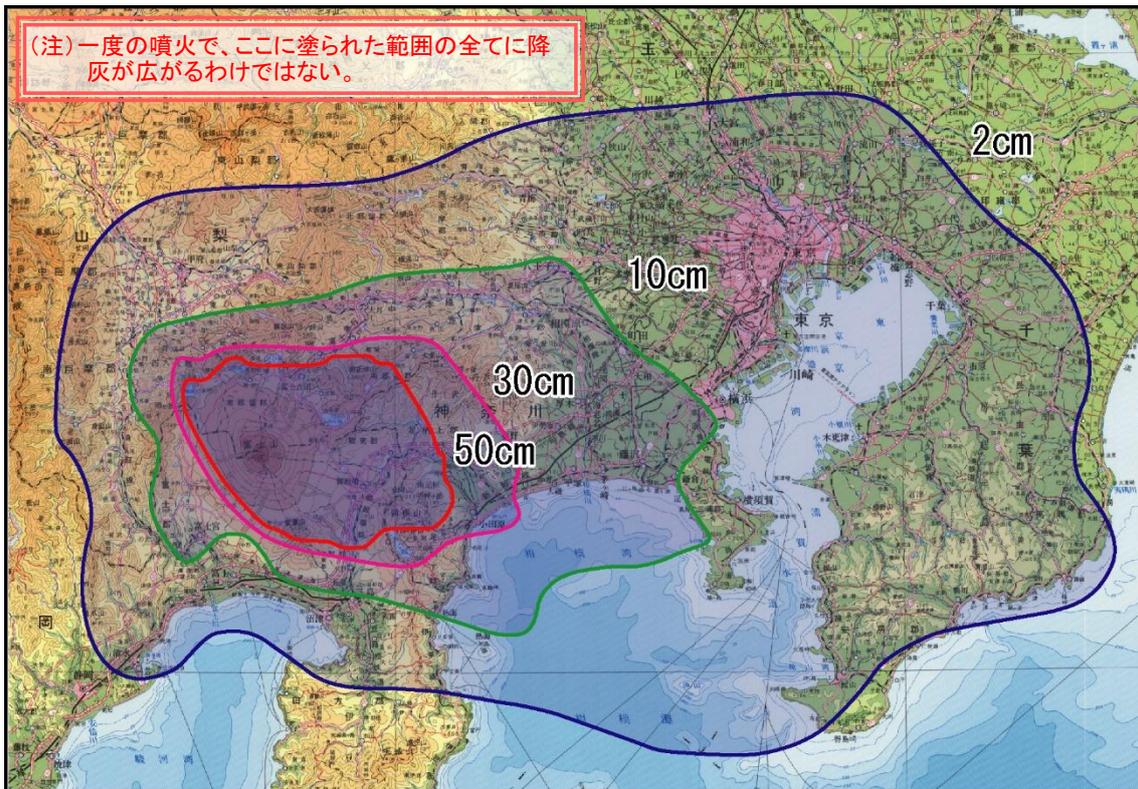


図5 降灰の影響想定範囲（降灰可能性マップ）

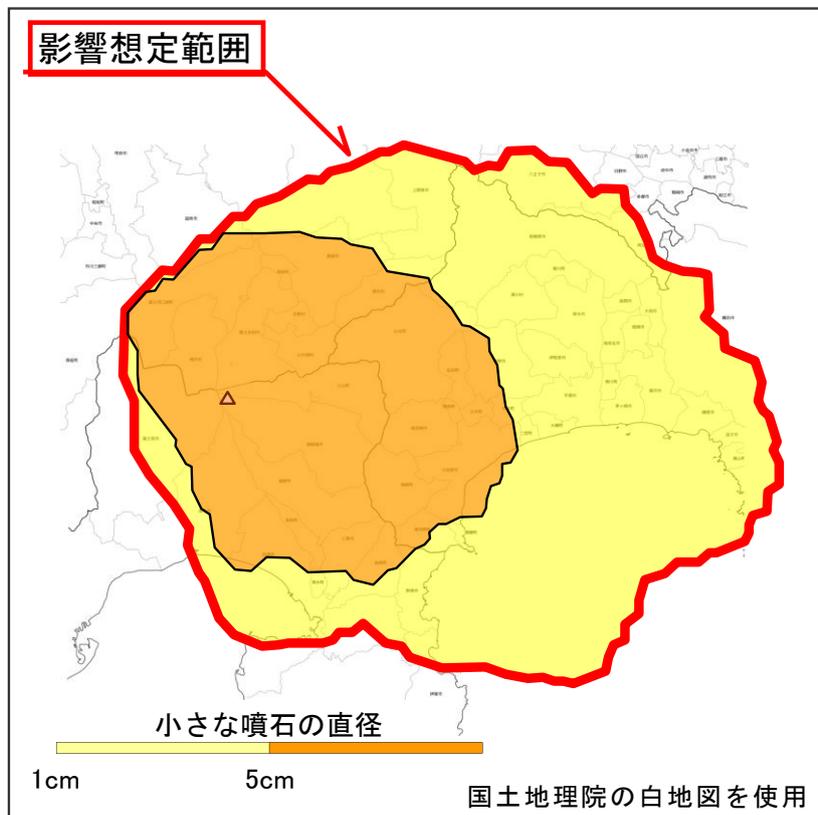


図6 小さな噴石の影響想定範囲

(3) 避難対象となる範囲

避難基本計画で定める想定影響範囲と避難対象エリアは次のとおりである。

火山現象	避難対象	対象とする範囲 (可能性マップの示す範囲)
大きな噴石、火砕岩流、火口形成、大きな噴石、火砕岩流、	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 (火口形成、火砕流等、大きな噴石、溶岩流)
	第1次避難対象エリア	想定火口範囲
	第2次避難対象エリア	火砕流等、大きな噴石の到達可能性範囲
	第3次避難対象エリア	溶岩流(3時間以内)の到達可能性範囲
	第4次避難対象エリア	溶岩流(3時間-24時間)の到達可能性範囲
	第5次避難対象エリア	溶岩流(24時間-7日間)の到達可能性範囲
	第6次避難対象エリア	溶岩流(7日間-約57日間)の到達可能性範囲
融雪型火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※融雪型火山泥流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
	避難対象エリア	融雪型火山泥流ドリルマップ(危険度区分)における事前の避難が必要な区域
降灰	影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲(降灰堆積厚2cm以上)
	避難対象エリア	大規模な降灰が生じた範囲のうち、停電、断水、物資の供給が困難なため避難が必要となる地域を総合的に判断
	屋内退避対象エリア	降灰堆積厚が30cm未満と想定される範囲※1
小さな噴石	影響想定範囲	1cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲(屋内退避)
降灰後土石流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※降灰後土石流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
	避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域

※1 避難対象エリアの基準となる降灰堆積厚は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。

4 段階的な避難

噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、以下の表に基づき段階的に避難準備や避難を行う。

(1) 噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始後の避難

区分	噴火警戒レベル	避難対象者区分	溶岩流 ^{※1}						融雪型火山泥流 ^{※1}	降灰			小さな噴石	降灰後土石流		
			火砕流等、大きな噴石、融雪型火山泥流（事前の避難が必要な区域） ^{※2}							避難対象エリア ^{※2}	避難対象エリア ^{※3}	屋内退避対象エリア			影響想定範囲	避難対象エリア ^{※4}
			火口形成		第3次	第4次	第5次	第6次								
			第1次	第2次	避難対象エリア	避難対象エリア	避難対象エリア	避難対象エリア								
噴火前	1 (臨時情報)	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	— — 下山・帰宅 (5合目以上)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	3	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難準備 避難準備 下山・帰宅	— — 下山・帰宅	— — 下山・帰宅	— — —	避難準備 避難準備 避難準備	—	—	—	—	—			
	4	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 下山・帰宅	— 避難準備 下山・帰宅	— — —	避難 避難 避難	—	—	—	—	—			
	5	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 入山規制	— 避難準備 下山・帰宅	— 避難準備 —	避難 避難 避難	—	—	—	—	—			
	噴火開始直後	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 【必要な範囲】 避難 入山規制	避難 【必要な範囲】 避難 入山規制	— — 避難準備 ^{※5} —	— — 避難準備 ^{※5} —	(事前避難) (事前避難) (事前避難)	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	—			

—：避難行動の対象外

※1 噴火前及び噴火開始直後の溶岩流及び融雪型火山泥流からの避難においては全方向において避難対象者区分ごとに避難準備や避難等を行う。

※2 融雪型火山泥流ドリルマップ（危険度区分）における事前の避難が必要な区域。

※3 降灰の避難対象エリアは、火口位置や噴火時点で予想される気象データ等を計算条件として気象庁が実施するシミュレーションを基に降灰により住民生活の維持が困難となる地域を噴火の状況や火山専門家の助言を併せて参考とする。

※4 降灰後土石流の避難対象エリアは、国土交通省による緊急調査の結果を基本とする。しかし、降灰後に降雨があった場合、緊急調査結果がなくても状況に応じて避難対象範

囲を設定する。

※5 必要に応じて避難準備

(2) 噴火状況判明後の避難

区分	避難対象者区分	溶岩流							融雪型 火山泥流	降灰		小さな噴石	降灰後 土石流
		第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次 避難対象エリア	第5次 避難対象エリア	第6次 避難対象エリア		避難対象エリア※3	避難対象エリア※3	屋内退避 対象エリア	影響想定範囲	避難対象エリア※4
現象の 発生	—	溶岩流の流下の場合							—	火山灰の降下の場合		小さな噴石の 降下の場合	土石流の危険が ある場合
噴火状 況判 明後	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難	避難	避難	避難	避難	避難準備	避難	(事前避難)	避難	屋内退避	屋内退避	避難準備/避難
		避難 入山規制	避難 入山規制	避難 入山規制	避難 入山規制	避難 入山規制	避難 入山規制	避難 入山規制					
				【必要な範囲】※8	【必要な範囲】※8	【必要な範囲】※8	【必要な範囲】※8	【必要な範囲】※8	(事前避難)	避難	屋内退避	屋内退避	避難準備/避難

—：避難行動の対象外

※6 第5次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。

※7 第6次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。

※8 噴火後には、気象庁等による観測の成果として、気象庁から火口位置の情報が提供される。その情報を基に国土交通省が作成し、協議会に提供される「リアルタイムハザードマップ」又は既存の「溶岩流ドリルマップ」に基づき避難対象範囲を設置する。

第2章 災害予防計画

第1節 火山防災対策の検討体制の整備

- 1 活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）に基づき、富士山における火山災害警戒地域として指定された、山梨県、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、（以下「富士山周辺市町村」という。）、静岡県、静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町、神奈川県、相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町は、国、関係機関及び火山専門家等と連携し、想定される火山現象に応じた警戒避難体制の整備に関する必要な協議を行うための火山防災協議会（以下「富士山火山防災対策協議会」という。）を設置する。
- 2 富士山火山防災対策協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、富士山における統一的な防災対策を検討する観点から、「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」、「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議する。

第2節 関係機関との連携体制の整備

- 1 県は、必要に応じて国、富士山の火山災害に関係する県内外の市町村及び防災関係機関と、富士山に関する防災情報及び対策の状況等について情報共有を行う。
- 2 県は、静岡県・神奈川県と締結した「富士山火山防災対策に関する協定」の具体化を図るとともに、国、県内外の市町村、関係都県との連携体制の整備に努める。
- 3 県は、国、市町村、公共機関及び火山専門家等と連携して「富士山火山防災対策協議会」を設置し、富士山の噴火等に係る平常時からの共同検討体制を構築する。

第3節 避難活動体制の整備

1 避難に関する体制の整備

- (1) 県は、富士山周辺市町村の長が、避難に関連する判断を行うにあたり、必要に応じて迅速かつ的確に助言できるように、富士山周辺市町村と連携できる体制の整備を行う。
- (2) 県及び富士山周辺市町村は、噴火被害が広範囲に及ぶ可能性を想定して、近隣市町村への避難が必要となる人口・車両数等の把握に努める。
- (3) 市町村は、市町村外から受け入れた避難者の安否情報の収集や市町村外へ避難した者の情報把握の方法の整備に努める。
- (4) 県及び富士山周辺市町村等は、広域応援要員のための宿泊施設や活動拠点として活用可能な大型施設をあらかじめ把握するよう努める。また、被災地周辺の活動拠点を後方支援するための拠点として既存施設の活用を検討する。
- (5) 県は、静岡県及び神奈川県と県境を越えた広域避難等についての連携強化を進める。
- (6) 国土交通省関東整備局甲府河川国道事務所、県、富士山周辺市町村、警察、中日本高速道路（株）東京支社大月保全・サービスセンター、富士急行（株）は、広域避難を実施する際の協力体制を協議して体制の整備に努める。

2 市町村避難計画の策定

- (1) 富士山周辺市町村は、避難基本計画に定める事項を基に、詳細な避難対応や対策を記載した市町村避難計画を策定する。
- (2) 県は、富士山周辺市町村が避難計画を策定する際の県内市町村との調整、避難者受入先の確保等に関する調整など支援を行う。
- (3) 富士山周辺市町村は、避難のための立ち退きの指示により、住民等が近隣の市町村に分散して避難することに備え、事前に近隣市町村と避難者の受け入れなど必要な事項

について調整するように努める。

- (4) 火山災害警戒地域の指定を受けていない市町村であっても、富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書における降灰可能性マップにおいて降灰堆積厚の影響が10 cm以上と想定され、降灰後の降雨による土石流が予想される甲府市、笛吹市、中央市、市川三郷町及び道志村（以下「降灰後危険予想範囲市町村」という。）においては、必要に応じて避難計画を作成する。

3 避難促進施設

(1) 避難促進施設の指定

火山災害警戒地域に指定されている市町村は、活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づき、火山災害警戒地域内にある施設で、噴火現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地を市町村地域防災計画に明記するものとする。

(2) 指定の基準

避難促進施設の指定においては、協議会が策定した「避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組の協議会統一基準」によるものとする。

4 避難場所及び避難所の整備

富士山周辺市町村は、避難基本計画及び本計画に定める事項を基に、あらかじめ噴火による災害から避難する住民等の指定緊急避難場所及び指定避難所の整備・指定するものとし、特に次の点に留意するものとする。

- (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所については、噴火前に避難が必要な第1次避難対象エリア及び第2次避難対象エリアより外側とする。
- (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設にあたっては、噴火状況に応じて安全性の確認を行う。
- (3) 避難行動要配慮者（以下「要配慮者」という。）の避難については、再避難をさける地域が望ましい。
- (4) 大量の降灰の避難を想定して、鉄筋コンクリート造等の堅固建物の確保に努める。
- (5) 避難所として指定した建物について、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- (6) 指定避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。
- (7) 指定避難所に食糧、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- (8) 指定緊急避難場所は、原則として徒歩で避難できる範囲とする。
- (9) 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努める。
- (10) 避難所の整備及び運営方法等については、自主防災組織の他、各地域の様々な立場の住民と事前に協議等を行い、発災時に迅速な対応ができるよう努める。
- (11) 多数の住民や滞留する観光客等の避難が必要となる場合に備え、民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努める。

5 避難経路の設定

- (1) 富士山周辺市町村の長は、速やかに住民が避難できるように、徒歩等での避難に要する時間、火山災害や土砂崩れの危険性を考慮して、避難経路をあらかじめ設定する。
- (2) 県及び富士山周辺市町村の長は、交通規制の箇所、手段等について公安委員会及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。

第4節 災害に強いまちづくり

1 安全な土地利用

- (1) 県及び富士山周辺市町村は、火山の噴火現象等を想定し、防災上重要な施設（避難場所、高齢者や障害者・児童・乳幼児等の要配慮者利用施設、危険物施設など）を設置する場合は、安全な場所に確保されるように努めるものとする。
- (2) 県及び富士山周辺市町村は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性および避難所等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努めるものとする
- (3) 県及び富士山周辺市町村は、噴火による被害軽減を図るため、土地の所有者及び利用者に対し、富士山ハザードマップに基づく噴火現象の影響予想範囲に関する情報提供を積極的に行う。

2 公共施設等の安全性確保

県、富士山周辺市町村及び施設管理者は、公共施設、避難所となる施設並びに学校及び要配慮者利用施設について、火山災害に対する安全性に考慮し、不燃堅牢化を推進するなど建物構造の強化に努める。

3 砂防・治山施設の整備

県は、災害に強い県土の形成を図るため、火山噴火災害にも考慮した、治山、治水、砂防事業等の県土保全事業を総合的、計画的に推進するものとする。

また、国及び県は、火山噴火時に被害をできる限り軽減するために緊急減災計画を平成30年に策定・公表し、同年4月から実施している国直轄による火山噴火対策砂防事業を推進する。

4 情報発信拠点等の整備

県及び富士山周辺市町村は、気象情報、火山に関する情報、観光情報等の富士山に関する各種情報について、地域住民や観光客等に向けた発信サービスを行うために、富士山科学研究所、観光案内施設、博物館・資料館等の既存施設を拠点にした情報のネットワーク化を図られるように努める。

5 ライフライン施設等の安全性確保

ライフライン施設管理者（事業者等）は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。また、施設内より集塵した降灰の仮置き場の確保及び設備の洗浄に努めるものとする。

第5節 防災関連施設・地域防災力等の把握

富士山周辺市町村は、防災対策を円滑に実施するため、被害が想定される地域及びその周辺における防災関連施設、防災体制、地域特性等に関するデータの整備に努める。なお、主な項目については次のとおりである。

- (1) 地域の人口（昼・夜間別）、世帯数
- (2) 消防職員・団員数、消防車両等の配置状況、自主防災組織の状況
- (3) 輸送能力、輸送路、優先的に啓開を有する道路、交通規制実施予定区域

- (4) 火山災害時における避難所の状況
- (5) 避難ルート、一次避難地、二次避難地（指定緊急避難場所）の状況
- (6) 医療施設、社会福祉施設の所在地及び職員数、入院、入所、通所者数等の状況
- (7) 広域防災拠点、ヘリポート
- (8) 通年の気象データ
- (9) 災害対策本部設置予定場所・施設の状況
- (10) 備蓄倉庫

〈注〉

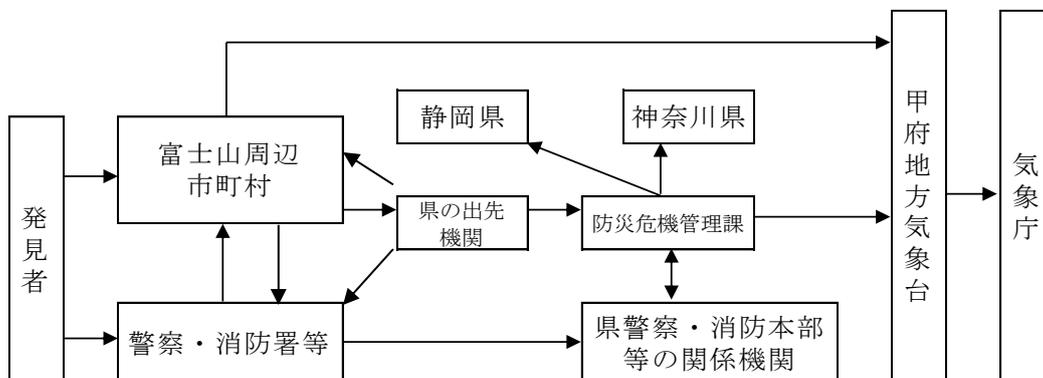
一次避難地：地区ごとに一時的に集合して、状況・安否の確認や集団を形成する場所とし、集合した人々の安全が確保できる空地・小公園等をいう。

二次避難地：一次避難地から避難所へ避難する前の中継点で、市町村長が指定した住民の避難誘導等を行うことが可能な小中学校のグラウンド、町内会の集会施設等のうち指定緊急避難場所の要件を満たすものをいう。

第6節 情報伝達体制の整備

1 異常現象発見時の通報体制

- (1) 火山災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに富士山周辺市町村又は消防機関若しくは警察署（以下、「富士山周辺市町村等」という。）に通報する。
- (2) 通報を受けた富士山周辺市町村等は、出来るだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに速やかに県に伝達する。
- (3) 県は、富士山周辺市町村等から受理した異常な現象に関する情報を速やかに甲府地方気象台に伝達するとともに、関係機関及び静岡県、神奈川県にも伝達を行う。
- (4) 伝達系統



- (5) 通報を要する異常現象

ア 噴煙（噴気を含む）

噴煙（噴気）の出現、増加又は減少、色の変化

イ 火口付近の状態

火口の出現、噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄溶解、地割れの出現、火口底の地形変化

ウ 地熱地帯の状態

地熱地帯の出現又は拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ

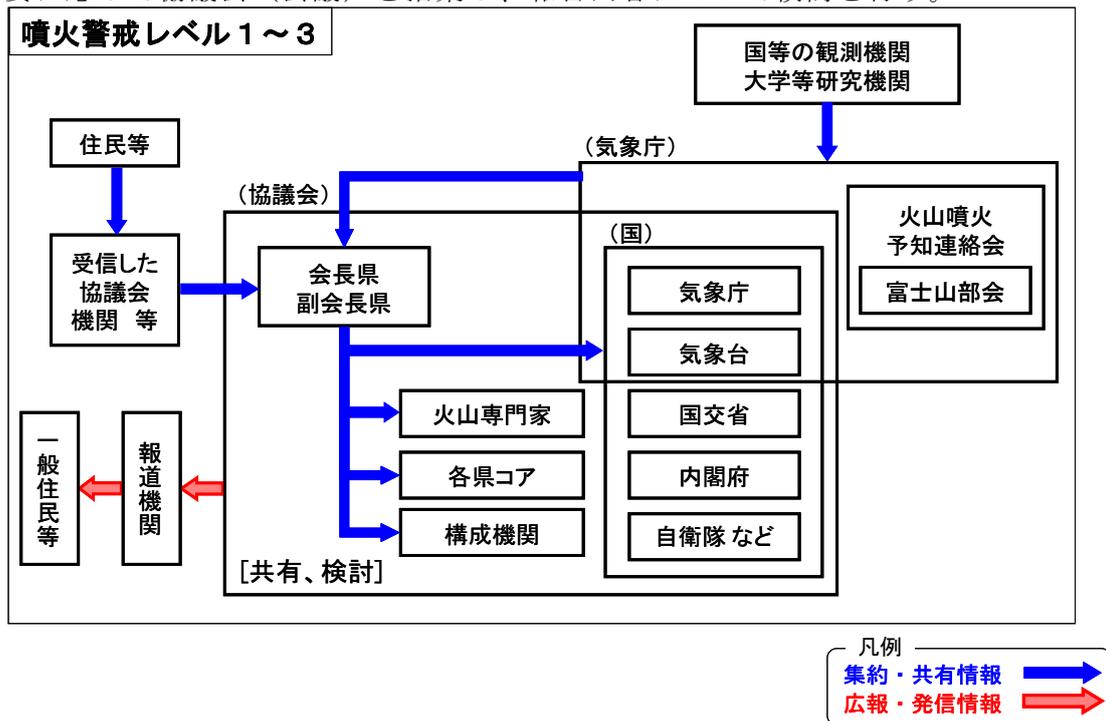
エ 鳴動

- 異常音の発生
- オ 火山性地震
- 有感地震の発生
- カ 温泉、湧水
- 新温泉の湧出、湯量の増加又は減少、温度の変化
- キ 河川、湖沼、井戸などの異常
- 変色、混濁、発泡、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動
- ク その他
- 火映、異常臭、動物が鳴かなくなる、動物の死体など

2 協議会内の情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町村の発令する避難指示等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

噴火警戒レベル1～3の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達する。また、必要に応じて協議会（会議）を招集し、報告内容について検討を行う。



3 避難に係る情報伝達体制

- (1) 富士山周辺市町村は、避難指示等の避難に関する情報が的確に伝達できるように防災行政無線、有線放送、広報車によるほか、自主防災組織、報道関係、警察、消防機関等と連携した多様な伝達体制の整備を図るとともに、訓練等を通じて、協力体制の強化に努める。
- (2) 富士山周辺市町村は、入山客、観光客等一時滞在者の避難状況の把握、問い合わせ対応について、観光協会等関係機関との連携体制の整備に努める。

第7節 火山観測・監視体制の整備

- 1 県は、気象庁及び関係者による観測・監視情報の共有化体制の構築に努める。
- 2 県は、平時から山体の観測・監視体制を整備するとともに、火山情報を発表する気象庁に各観測データを提供する。
- 3 県は、観測データの蓄積に努めるとともに、必要に応じて気象庁及び関係機関が行う火山災害対策等に関する調査研究データの提供を依頼する。
- 4 県は、防災情報提供システムなどを活用し、火山現象に関する情報を市町村に伝達、共有する。

第8節 火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育

1 住民等に対する普及・啓発・教育

県及び富士山周辺市町村は、災害に強い地域体制の充実及び広域的な地域防災力の向上並びに避難基本計画などの周知を図るとともに、次により富士山火山に関する基礎知識、防災対策の普及・啓発・教育に努めるものとする。

- (1) 広報誌・ホームページ等の活用
- (2) 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- (3) 社会教育の場の活用
- (4) 火山災害に関する印刷物等の作成、配布
- (5) シンポジウムや講演会等の開催
- (6) ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信
- (7) 火山防災の日等、災害関連行事の活用（火山災害の危険性の周知）

2 防災関係機関の職員に対する防災知識の普及・教育

協議会及び防災関係機関等の災害予防責任者は、職員に対し、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めるなどすることによる講習会、研修会の開催及び火山災害に関する印刷物等を配布し、火山防災知識の普及徹底及び教育を図る。

特に県、富士山周辺市町村職員については、先進自治体等の研究、調査を実施し、防災知識の向上を図る。

3 観光客・観光事業者に対する普及・啓発

- (1) 県及び富士山周辺市町村及び降灰後危険予想範囲市町村は、観光協会等と連携して観光客向けの防災マップ、パンフレット等を作成し、観光施設、宿泊施設などにおいて掲示又は配布をし、火山防災知識の普及・啓発を図る。
- (2) 県及び富士山周辺市町村は、観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、避難基本計画の周知を図る。
- (3) 観光事業者は、富士山周辺の洞窟や溶岩樹型等独特な地形や自然、また、富士山ゆかりの神社や史跡などの歴史的資源を活用した観光プログラムにより、観光客に対し火山に関する一般的知識と防災知識の普及に努める。

4 教職員等への普及活動

県及び富士山周辺市町村は、教職員等を対象に学識者等専門家による講習・研修会等を開催し、火山に関する知識や理解を深めるとともに、教材や教育方法等についても検討する。

5 児童・生徒等への防災教育

県及び富士山周辺市町村は、小学校低学年、高学年、中学生等学年別に、富士山の防災

対策をはじめ、火山の基礎知識、火山の恵み、自然環境等に関するプログラムを学習内容に組み入れる等、火山に関する総合的な教育の推進に努めるとともに、保護者等に対して火山災害時の避難、保護の措置について、知識の普及を図る。

6 自動車運転者等に対する防災教育

県警察は、自動車の運転者及び使用者に対し、火山災害時における自動車の運行措置等について、各種講習会等により防災教育を実施するよう努める。

7 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

県、富士山周辺市町村及び防災関係機関は、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して火山災害の防災教育を実施するよう努める。

8 普及・教育内容

- (1) 火山に対する一般的知識
- (2) 気象、火山災害発生原因等に関する知識
- (3) 防災計画及びこれに伴う防災体制
- (4) 火山災害予防措置
- (5) 火山災害危険箇所、適切な避難場所及び避難所、避難路等に関する知識
- (6) 災害用伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- (7) 過去の災害に係る教訓
- (8) 避難基本計画

9 調査研究活動の推進・普及・啓発

県は、富士山科学研究所において、富士山における火山災害を軽減するための噴火履歴や予測に関する研究を行うとともに、研究成果を発信して県民に対する知識の普及や啓発を図る。また、県は、富士山火山防災対策における事前対策や発災直後の応急対策を効果的に実施するため、富士山科学研究所の富士山火山に関する観測、調査及び研究に関する機能を活用して、観測データ、調査研究成果及び噴火に関する火山学的解説等の情報の提供を受ける。

10 災害教訓の伝承

県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

第9節 防災訓練

1 県及び富士山周辺市町村、防災関係機関、自主防災組織、事業所等

富士山の災害の特性を踏まえ、必要に応じて風水害や地震などの様々な条件を加え、噴火を想定した防災訓練を実施し、正しい知識の周知、行動の熟知、問題点の抽出を図る。

訓練に当たっては、防災関係機関の協力を得て、本県、静岡県、神奈川県、その他、関係自治体が参加する訓練を積極的に実施する。

なお、富士山ハザードマップや噴火シナリオ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

- (1) 総合防災訓練
- (2) 関係自治体との合同防災訓練
- (3) 住民（自主防災組織）における避難訓練
- (4) 事業所・施設における避難・災害対応訓練
- (5) 徒歩等での避難訓練
- (6) 噴火警報・火山情報等の伝達訓練
- (7) 通信障害を想定した災害対応訓練
- (8) 災害対応訓練として実践的な図上訓練
- (9) 個別訓練（家族会議等）
- (10) 火山防災の日を活用した防災訓練

2 県民

県及び富士山周辺市町村、防災関係機関、自主防災組織、事業所等が実施する噴火を想定した防災訓練に積極的に参加し、的確な火山防災対応の体得に努める。

第10節 火山専門家との協力体制の整備

1 火山専門家との協力関係の構築

- (1) 県は、地域において富士山に詳しく解説等の情報交換が行える火山専門家（以下、「火山専門家」という。）と情報の共有化を図る体制を構築する。
- (2) 県及び富士山周辺市町村は、避難範囲の設定等を行うためには、異常現象の分析、噴火の見通しに関する判断等の専門的知識が必要となるため火山専門家から、必要に応じた火山活動に応じた防災対策に関する適切な指導・助言等を受けられる体制を構築する。
- (3) 火山専門家は、富士山の監視、県を通じて得た情報等を基に、甲府地方気象台と連携しながら、県及び市町村等へ火山活動を解説する。
また、平時においては、富士山噴火対策に関する適切な指導・助言、講習会等の活動に関する協力を行う。

2 火山専門家との連絡・参集体制

県は、火山専門家との連絡・参集体制、移動支援体制の整備を図るとともに、ヘリコプターによる上空からの観測等の支援体制の整備について検討する。

第11節 自主防災活動

避難範囲内の自主防災組織は、富士山周辺市町村と協力して、次の自主防災活動に努めるものとする。

- (1) 富士山ハザードマップ及び市町村ごとに定めた防災避難マップに基づく噴火現象の影響予想範囲の確認
- (2) 気象庁が発表する噴火警報・火山情報等の種類、発表基準及び伝達系統の確認
- (3) 一次避難地となる場所の選定
- (4) 火山災害時の避難経路及び避難所等の確認
- (5) 住民等に対する避難誘導方法の検討
- (6) 避難行動要支援者名簿等に基づく避難行動要支援者の把握
- (7) 要配慮者に対する支援方法の検討
- (8) 噴火を想定した防災訓練の実施

第12節 各施設等の防災対応力の向上

1 要配慮者利用施設の防災対策の推進

(1) 要配慮者施設の施設管理者

ア 避難対象範囲内の要配慮者利用施設の施設管理者は、利用者等の安全確保、避難誘導（避難計画）、移送体制（搬送計画）等の整備に努めるとともに、保護者への連絡方法及び引渡方法を明確にしておく。

また、平時から施設の被災などに備え、近隣市町村等の施設管理者と入所者の受け入れ等にかかる協定の締結などに努めるものとする。

イ 市町村との連携のもと、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織との日常の連携を図り、入所者の実態に応じた協力が得られるように平時の体制づくりに努める。

(2) 県及び富士山周辺市町村

避難対象範囲内の施設管理者に対して避難計画等の策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援を行う。

2 宿泊施設・観光施設等の防災対策の推進

(1) 避難対象範囲内の施設管理者

ア 避難対象範囲内の観光事業所等の施設管理者は、施設利用者等が円滑に避難できるように、避難方法、避難の開始時期等に関する避難計画の策定に努める。

イ 避難対象地域内の観光事業所等の施設管理者は、施設利用者に対する火山防災知識の普及のため、火山災害に関する印刷物の掲示やパンフレット等の配布を積極的に行うよう努める。

ウ 観光客等が噴火警戒レベル3までの間に帰宅することを支援できる体制の整備に努める。

(2) 県及び富士山周辺市町村

避難対象範囲内の観光施設等に対して、避難計画等の策定を促進する。

第13節 家畜避難及び逃走防止の措置

1 県、富士山周辺市町村及び畜産農家、農業協同組合、家畜商等（以下、「畜産農家等」という。）は、協力・連携して富士山噴火による家畜の被害を最小限に止めることができるよう、噴火の影響が及ばない地域への家畜移送や家畜の逃走による被害を最小限に止める措置についての検討を進める。

2 富士山周辺市町村は、畜産農家等が円滑、かつ安全に家畜避難、家畜逃走防止措置等が講じられるよう火山情報等を的確に伝達できる体制の整備を図る。

第14節 緊急輸送体制の整備

1 富士山周辺市町村は、避難用バス等の大量輸送手段を確保するために避難輸送計画を策定し、バス事業者との協定の締結等の連携体制の構築に努める。

2 富士山周辺市町村は、鉄道事業者と避難手段・輸送路の確保のために、運行増発・協定の締結等の連携体制の構築に努める。

3 富士山周辺市町村は、燃料事業者との協定締結に努める。

4 バス事業者は、避難輸送に使用するための燃料の確保に努める。

5 県は、富士山周辺市町村とバス事業者等の連携体制について、必要に応じて調整・支援を行う。

第15節 道路啓開体制の整備

火山災害によって通行に支障をきたす場合に備えるため、優先的に啓開を要する

道路の選定、要員の確保及び道路啓開資機材・除灰に必要な車両の確保等を行う。
また、除灰した火山灰の仮置き場の確保に努める。

第16節 医療救護体制の整備

- 1 県及び富士山周辺市町村は、噴火による負傷者等が発生した場合を想定して、被害拡大防止のための広域医療体制を構築するものとする。
- 2 県及び富士山周辺市町村は、火砕流等による重度熱傷患者に対する迅速かつ高度な治療の為、治療可能な医療機関の把握、治療に必要な医療品等の調達確保を見据えた体制を構築するように努める。
- 3 県は、一定程度の人数の負傷者に対する高度な治療体制を確保するため、山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアルに基づき、迅速に医療対策を実施するとともに、県外へのヘリコプター等を活用した搬送を行うための仕組みをあらかじめ整備する。
- 4 富士山周辺市町村は、あらかじめ拠点となる救護所、救護病院等を複数指定するように努める。

第17節 食料及び生活必需品の調達

1 基本方針

- (1) 富士山避難時に必要な食料及び生活必需品は、事前に住民が自主的に確保するように努める。
- (2) 県及び富士山周辺市町村は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。
- (3) 県、市町村は、備蓄する物資が不足する場合等は、本編第2編第11節6(2)「物資等の供給の要請等」により対応する。

2 県

- (1) 緊急物資の在庫状況を定期的に把握するとともに、流通業者等と緊急時の供給体制を確保するための協定を締結する。
- (2) 物資の円滑な流通体制を確保し、必要に応じて物資保有者に対して収用又は保管命令を行う。

3 富士山周辺市町村

- (1) 緊急物資の在庫状況を定期的に把握するとともに、流通業者等と緊急時の供給体制を確保するための協定を締結する。
- (2) 救助物資の受け入れ場所を確保するとともに、受け入れ体制の整備を図る。

第18節 飲料水の確保、給水活動

1 県

- (1) 富士山周辺市町村、専用水道設置者及び県民への緊急貯水を指導する。
- (2) 富士山周辺市町村及び専用水道設置者からの要請に基づき必要な措置を講ずる。
(例：自衛隊による復旧作業、応援給水、衛生対策等)
- (3) 富士山周辺市町村及び専用水道設置者が相互に協力できる体制整備を指導する。

2 富士山周辺市町村

- (1) 火口周辺警報の発表に伴い、必要に応じて給水車、給水用資機材の点検を行う。
- (2) 応急給水班、施設復旧班を編成し、給水方法、給水地点及び仮復旧作業等の実施体制の確立を図る。
- (3) 大量降灰等により浄水場の配水処理能力へ影響が発生し、給水量の減少が予想される場合、避難所等を拠点に給水体制の確立を図る。
- (4) 水道工事事業者との協力体制の整備を図る。

第 19 節 災害ボランティア支援体制の整備

- 1 県及び日本赤十字社山梨県支部は、効果的な火山対策を推進する上で大きな役割を果たすことができる災害ボランティアの育成に努めるものとする。
- 2 県は、山梨県社会福祉協議会及び山梨県ボランティア協会等と協力して、地域の NPO・ボランティア等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策の推進を図るとともに、富士山周辺市町村等と連携し、広域的なボランティアの活動拠点の整備に努める。

第 20 節 要配慮者支援体制の整備

1 要配慮者支援体制

- (1) 富士山周辺市町村は、要配慮者に対する支援のため、事前に支援体制を整備し、情報の伝達や安否確認、緊急避難場所又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるように努める。
- (2) 富士山周辺市町村は、必要に応じて社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業と事前に協定を締結し要配慮者の支援体制の整備を行う。
- (3) 地域においては、自主防災組織が中心となり、行政機関、地域組織、福祉関係団体等が協力して要配慮者の支援にあたり、日頃から連携して火山災害時の協力体制に努める。
- (4) 県は、保健師及び栄養士等の派遣並びに要配慮者のための物資を提供できるよう応援体制の確保に努める。
- (5) 入院・入所施設を有する医療機関・社会福祉施設においては、入院患者等のコンディションや避難者数の規模により避難に時間を要することが想定されるため、避難開始基準に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討する。なお、「避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組の協議会統一基準」に基づいて市町村が避難促進施設として指定した施設については、スタッフ及び入院・入所者の安全を確保するため、避難確保計画を作成する。
- (6) 避難開始のタイミングや範囲について、避難基本計画を基本とするが、地域の実情に応じた対応とすることも差し支えない。
- (7) その他、各施設においては、富士山火山避難基本計画に記載された社会福祉施設等が避難対策にあたって検討すべき事項等を参考に体制整備に努める。

2 要配慮者の把握

富士山周辺市町村は、火山災害発生時の適切な対応に役立てるため、民生委員、福祉関係団体、消防機関等と協力して要配慮者の把握に当たる。

3 人材確保

- (1) 富士山周辺市町村は、日ごろから手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者、外国語の通訳、通訳ボランティア等の人材の確保に努め、要配慮者の支援に必要な人材の確保に努めるものとする。
- (2) 県は、障害者団体等と連携して、必要に応じて、要配慮者の支援に必要な人材の確保に関する支援体制の構築に努めるものとする。

4 乳幼児・児童・生徒の避難体制整備

富士山火山避難基本計画に定めるとおり第1次から第6次避難対象エリア内の全ての学校・児童関連施設において、噴火警戒レベルが3に引き上げられた時点で原則として速やかに休校等の措置を行う。

- (1) 休校後の引き渡し等については、各施設の立地条件に応じて、保護者への引き渡し又は集団避難後に引き渡す等の具体的な引き渡し方法を予め検討しておくものとする。
- (2) 避難対象エリア外の施設においても、大規模な降灰が生じた場合には影響が及ぶため、同様に休校措置を検討することが望ましい。
- (3) 「避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組の協議会統一基準」に基づいて市町村が避難促進施設として指定した施設については、教職員及び入院・入所者の安全を確保するため、避難確保計画を作成する。

5 観光客・登山者対策

- (1) 富士北麓地域以外に生活の拠点を有する観光客、登山者及び通勤や通学等のための来域者については、噴火警戒レベル3までの間に帰宅することとなるため、市町村・観光事業者等と連携して平時から火山防災に関する知識の普及に努める。
- (2) 県は、登山者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、オンラインを含めた登山届や携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、山小屋等との連携により、登山者の情報の把握に努める。
- (3) 県は、登山者の安全を確保するため、退避壕等の必要性を検討し、整備を推進する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

1 基本方針

- (1) 県、富士山周辺市町村及び防災関係機関は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、情報の共有化が図られ、相互連携のもと各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制について計画を定める。
- (2) 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるように配慮する。
- (3) 火山災害発生時における各応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各部局間における人員面での協力体制の整備を図る。
- (4) 火山応急対策の総合かつ円滑な実施を図るため、県、富士山周辺市町村及び防災関係機関相互の連携を強化し応援体制の整備を図る。

2 協議会の体制

- (1) 火山活動に異常を認めた時の対応

ア 噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）のときの対応

噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）においても、富士山で体に揺れを感じる地震が発生する等の異常な状況が生じた場合、気象庁は「火山の状況に関する解説情報」及び「富士山の火山活動解説資料」等を発表し、関係機関へ情報伝達する。協議会は、このような場合には、噴火等の異常事態に備えるため協議会（会議）を開催するなどして、火山活動の状況や見通し等について情報を共有し、その後の防災対応を確認する。

イ 噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））のときの対応

富士山では、噴火前に火口位置が特定できないことなどから、噴火警戒レベルがレベル1から直接レベル3以上へ上がることとなっている。混乱なく短時間に避難等の対策を実施するため、協議会では、平成30年3月27日の申し合わせ事項として、噴火警戒レベル1の場合において、「解説情報（臨時）」が気象庁から発表された場合、各構成機関による注意喚起を実施するとともに、直ちに、オンライン形式等による協議会の開催、構成機関の間で情報共有を行い、噴火等の異常事態に備えることとしている。本計画では、この段階を特に「噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））」と表記する。

ウ 噴火警戒レベルが引き上げられた後の対応

協議会は、気象庁が噴火警戒レベルの引き上げを発表した時は、速やかにオンライン形式等により協議会（会議）を開催し、火山専門家等の意見を聞き、避難など各機関が実施すべき防災対応の検討や情報共有を行う。

噴火警戒レベルが4に引き上げられた後、政府現地災害対策室、又は緊急災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は特定災害現地対策本部（以下、「現地対策本部」という。）が設置された場合は、協議会の体制を合同会議に移行し、災害応急対策について調整するとともに、合意形成に努める。

(2) 小康期の対応

協議会は、火山活動が小康期となり、噴火警戒レベルが引き下げられた場合、避難状況、被災地域の復旧・復興の状況等に応じて、体制の見直しを行う。ただし、降灰後土石流が継続して発生するおそれがある場合は、避難体制を継続するとともに、必要に応じて災害応急対策を講じる。

3 国の体制

(1) 火山災害現地連絡調整室の設置

噴火警戒レベルが3以上に引き上げられた場合において、現地における情報の収集・取りまとめなど、災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施する必要があると認められるとき、火山災害現地連絡室（火山災害現地連絡室長：内閣府政策統括官（防災担当）付参事官）が設置される。

(2) 特定災害対策本部及び政府現地災害対策室の設置

噴火警戒レベルが4に引き上げられた以降において、災害応急対策を実施する緊急の必要があると認められるときは、特定災害対策本部が設置される（特定災害対策本部長：防災担当大臣）。なお、噴火その他の火山現象に応じて、緊急災害対策本部若しくは非常災害対策本部が設置されることがある。

さらに、現地における情報の収集・取りまとめや、地方公共団体の状況や要請を特定災害対策本部に繋ぐなど、災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて政府現地災害対策室（政府現地災害対策室長：原則として内閣府政策統括官（防災担当）が指名する者）が設置される。なお、噴火その他の火山現象に応じて、特定災害現地対策本部が設置されることがある。政府現地災害対策室の設置場所は、噴火等の被害の想定に応じて、適切に業務の実施が可能な場所とする。

(3) 緊急（非常）災害対策本部及び現地対策本部の設置

居住地に重大な被害を及ぼす噴火等が発生した場合において、当該噴火等に対処する体制を整備し、災害応急対策を推進するため必要があると認められるときは、災害対策基本法第24条及び第28条の2に基づく緊急災害対策本部、非常災害対策本部の設置が検討される。

さらに、現地における被災情報の収集・取りまとめや、地方公共団体の状況や要請を緊急災害対策本部、非常災害対策本部、又は特定災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）に繋ぐなど、災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて現地対策本部（現地対策本部長：原則として内閣府副大臣または内閣府大臣政務官とし、必要に応じて大臣官房審議官（防災担当）又は防災担当参事官が代行する）が設置される。設置場所は、噴火等の被害の想定に応じて、適切に業務の実施が可能な場所とする。

(4) 火山災害警戒（対策）合同会議の開催

噴火警戒レベルが4以上に引き上げられ、政府現地災害対策室が設置された場合においては、政府現地災害対策室長を議長とする火山災害警戒合同会議が、議長が必要と判断した場合に開催される。また、現地対策本部が設置された場合においては、現地対策本部長を議長とする火山災害対策合同会議が、議長が必要と判断した場合に開催される。

4 県の体制

- (1) 県は、気象庁が「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を公表し、協議会が定める噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））になった場合、情報収集を積極的に行い、現地対策本部を設置するとともに、噴火等の異常事態に備える。
- (2) 県は、噴火警戒レベル3が発表された場合又は防災局長が必要と認めた場合には、噴火時の初動体制を迅速に行うため災害警戒本部を設置する。噴火警戒レベル4・5の発表又は噴火が確認された場合又は知事が必要と認めた場合には、その所掌事務に係わる災害応急対策を実施するため、災害対策本部を設置する。
- (3) 県は、噴火警戒レベルに応じて、次に示す富士山噴火対応の体制をとる。ただし、本部長等の判断により設置時期を前倒すことを妨げない。

噴火警戒レベル	山梨県 (本庁)	中北、峡東、峡南、富士・東部 地域県民センター（出先機関）
レベル1 (解説情報（臨時）)	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集体制 県現地対策本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集体制
レベル2 (引き下げ時)	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集体制 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集体制
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> 災害警戒本部配備設置体制 警戒本部長：防災局長 配備班：統括班、情報班、通信班、広報班、航空調整班、県民相談班 	<ul style="list-style-type: none"> 災害警戒本部配備設置体制
レベル4 レベル5 噴火発生後	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部配備設置体制 本部長：知事 副本部長：副知事及び総務部長、県警本部長 構成員：各部局長及び防災局長（統括部長） 	<ul style="list-style-type: none"> 地方連絡本部配備設置体制 本部長：地域県民センター所長 構成員：地域県民センター次長、出先機関の長等

5 現地対策本部等との連携

- (1) 県は、政府の現地対策本部等の設置にあたっては、火山活動の状況に応じて、予め協議会が選定した候補施設に設置を調整する。

現地対策本部等の設置候補施設

	施設名	所在地	備考
山梨県	山梨県庁防災新館	甲府市丸の内 1-6-1	県災害対策本部設営
	富士吉田合同庁舎	富士吉田市上吉田 1-2-5	
	世田谷区立河口湖林間学園	南都留郡富士河口湖町大石字湖中 2585	

- (2) 県及び富士山周辺市町村は、予め火山災害警戒（対策）合同会議に派遣する

職員等についての検討を行う。

- (3) 県及び富士山周辺市町村の意思決定の迅速化を図るために、火山災害警戒（対策）合同会議において、関係者間の情報共有を図るように努めるとともに、会議において決定された内容については、速やかに多様な手段で広報を行う。

第2節 県職員の配備態勢

県職員の配備態勢は、山梨県災害対策本部活動要領によるものとし、次のとおり対応する。

1 噴火予報：噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））

気象庁が「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表し、協議会が定める噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））になった場合、情報収集を積極的に行い、現地対策本部を設置するとともに、噴火等の異常事態に備える。

2 火口周辺警報：噴火警戒レベル2（引き下げ時）が発表されたとき

富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、火山活動が活発化すると、想定火口範囲を警戒範囲としてレベル3が発表される。噴火開始後、火山活動の低下により噴火警戒レベルを下げていく段階において、火口とその周辺を限定して警戒範囲を示すことが可能な場合は、レベル2が発表されることから、そのような場合には、県は情報収集体制を確保して、引き続き情報を収集する。

3 火口周辺警報：噴火警戒レベル3が発表されたとき

県災害警戒本部を設置、火山活動把握に必要な観測体制の強化を図り、情報の連絡体制を確立する。また、火山災害関連情報の収集活動をはじめとする、応急対策活動に着手するものとする。

4 噴火警報：噴火警戒レベル4以上が発表されたとき 又は、知事が災害対策本部を設置する必要があると認めたとき

速やかに災害対策本部を設置し、避難行動要支援者の避難や自主避難等の対応にあたりるとともに一般住民等の避難をはじめとする応急対策活動が円滑に行えるように努める。災害対策本部は、国の非常（緊急）災害対策本部が設置されたときは、これと密接な連携を図るように努める。

また、勤務時間外に発生する大規模災害に対処し、迅速かつ円滑な災害対策本部及び地方連絡本部の運営を行うため、初動体制職員を指名し、初動体制の整備を図ることとし、噴火警戒レベル4以上が発表されたときは、初動体制職員は、直ちに予め指定した災害対策本部等に登庁し、指定された業務を行うこととする。

第3節 廃止基準

災害対策本部の廃止に当たっては、本部長が県地域に対する火山災害の発生するおそれが無くなったと認めるとき、又は本部長が、おおむね火山災害応急対策を終了したと認めるときとする。

第4節 情報の伝達・収集・広報

1 噴火警報・火山情報等の伝達

(1) 甲府地方気象台

気象庁地震火山部（火山監視・警報センター）が富士山についての噴火警報・火山情報等を発表した場合、甲府地方気象台は、噴火警報・火山情報等について知事への通報及び県内関係機関への伝達を行う。

なお、県内への影響が予想される他火山の降灰予報についても同様の通報・伝達を行う。

(2) 県

ア 噴火警報・火山情報等を受理したときは、内容、予想される災害、とるべき措置を付加して、市町村長並びに関係機関に伝達する。

イ 火山専門家から火山活動状況、噴火警報・火山情報等に関する内容について助言を受けた場合、必要に応じて甲府地方気象台、市町村長、関係機関に伝達する。

ウ 火山噴火に起因する土石流災害が急迫した場合、国とともに緊急調査を実施し、被害の想定される区域や時期などの土砂災害緊急情報について、市町村長、関係機関等に周知する。

(3) 市町村

ア 火口周辺警報、噴火警報及び土砂災害緊急情報を受理したときは、内容、予想される災害、とるべき措置等を直ちに、同報無線、有線電話、広報車等で当該地域住民、観光客、登山者等に迅速かつ的確にその内容の周知徹底を図る。

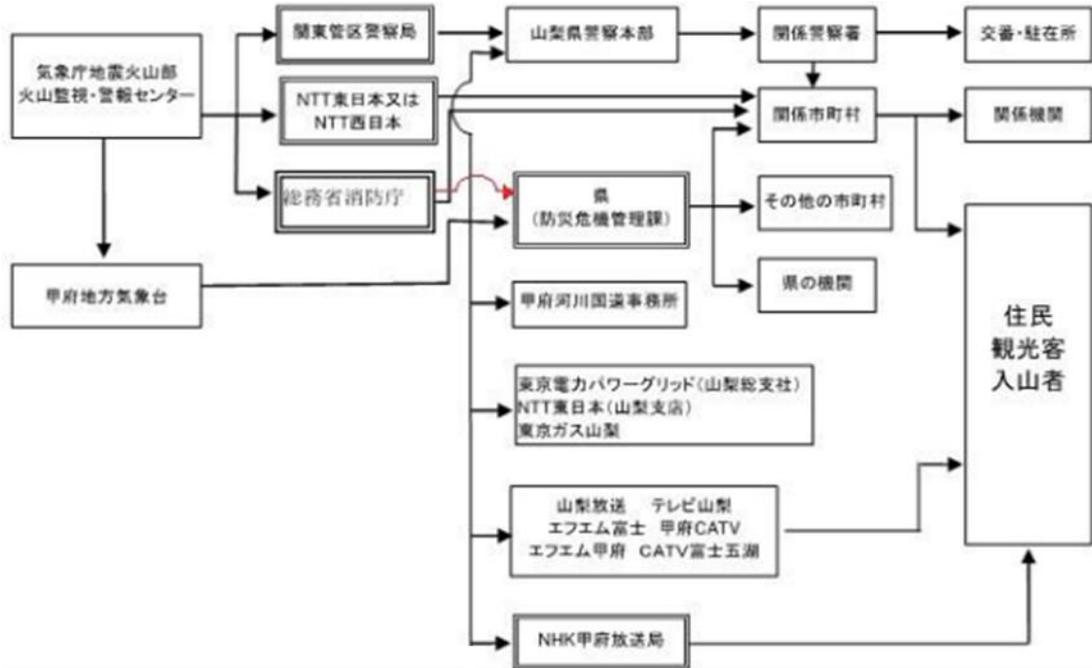
イ 噴火予報を受理したときは、必要に応じて、内容、とるべき措置を的確に当該地域住民、観光客、登山者等に周知徹底を図る。

(4) 道路管理者

火口周辺警報及び噴火警報を受理したときは、その内容について、道路情報提供装置による伝達に努める。

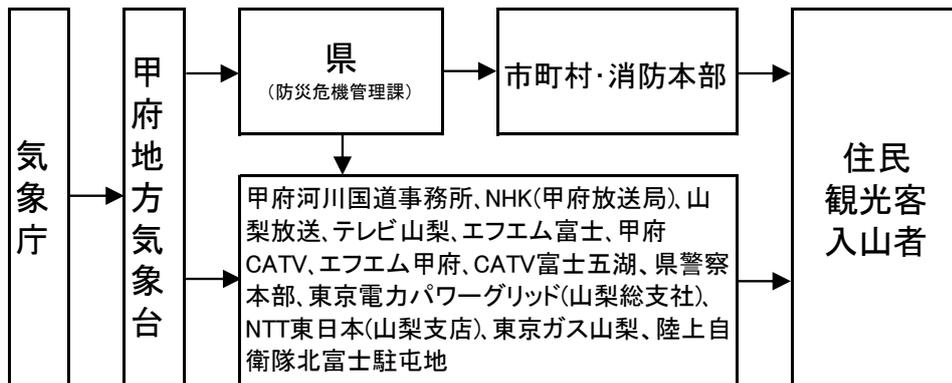
(5) 伝達系統

ア 噴火予報・火口周辺警報及び噴火警報



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく噴火警報の法定通知先。

イ 降灰予報及び火山情報等



2 下山指示・観光客等の帰宅促進の情報伝達

- (1) 富士山周辺市町村は、火山の活動に関する解説情報（臨時）が発表された場合、山小屋等へ解説情報（臨時）の内容、予想される災害、とるべき措置等を直ちに、伝達するとともに、警察、消防機関、道路管理者と連携して立て看板の設置や巡回等により五合目から上の登山者・入山者の下山を呼び掛ける。

- (2) 富士山周辺市町村は、噴火警戒レベル3が発表された場合、広報車、防災行政無線、ホームページ等を活用して、入山規制の実施と、第4次避難対象エリア内までの観光客等に対して、帰宅促進の広報を行う。
- (3) 県は、噴火警戒レベル3が発表された場合、報道機関に対して、入山規制呼び掛け、観光客の帰宅促進についての報道を依頼するとともに、可能な限りヘリコプターを活用した広報を行う。
- (4) 県、富士山周辺市町村及び観光協会は、観光客の誘導に当たり、互いに連携し、道路の規制及び交通機関の運行に関する情報等を収集して、観光施設、宿泊施設等に対して情報提供を行う。

3 避難に関する情報伝達

- (1) 富士山周辺市町村の長は、避難のための立ち退きを指示することに加え、避難の手段等を、防災行政無線、有線電話、広報車等で危険地域の住民、観光客、登山者、関係機関等に速やかに伝達するほか、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。
- (2) 富士山周辺市町村は、要配慮者への情報伝達にあたっては、的確な情報提供を行うよう民生委員、福祉関係団体等に協力を得て速やかに伝達を行う。

4 安否情報

富士山周辺市町村は、自主防災組織、消防団、民生委員等と協力・連携して、避難実施状況を迅速に確認するとともに、安否情報を的確に広報・案内するよう努める。

5 被害情報等の収集・伝達

- (1) 被害状況の確認
 - ア 県は、地上調査及び消防防災ヘリコプターによる上空からの調査等の多様な手段を用いて被災状況の把握を行う。
 - イ 県及び富士山周辺市町村は、登山届の活用、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。
 - ウ 県及び富士山周辺市町村は、降灰に関する広域の情報について、道路、鉄道及び電力等の各管理者等が持つ情報も収集する。
- (2) 情報の伝達
県、富士山周辺市町村及び防災関係機関は、防災行政無線又は有線電話等により相互に情報を伝達するとともに、住民等に対しては、マスメディアやインターネットなどを使い定期的に情報を提供する。

6 問い合わせ対応

県及び富士山周辺市町村は、火口周辺警報及び噴火警報等の内容や意味、公共機関の状況等の問い合わせ対応のために窓口を設ける。

第5節 避難行動

1 基本方針

噴火の始まる前には、地震の発生、低周波地震の増加、火山性微動等の異常現象が予想されるため、気象庁から発信される火山情報による火山活動の状況、また段階に応じて住民等を安全な地域へ避難させることを避難行動の基本とする。

2 避難のための立ち退き指示

(1) 富士山周辺市町村の長

火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、あらかじめ定められた計画に基づき、危険地域の住民等に対して速やかに避難のための立ち退きを指示するとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。この場合には、速やかにその旨を知事に報告する。

(2) 知事

富士山周辺市町村の長が避難のため立ち退き指示の全部若しくは大部分の事務を行うことができなくなったときは、富士山周辺市町村の長に代行して避難指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。

(3) 警察官

火山噴火による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要が特にある場合、市町村長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき又は、市町村長から要求があったときは、必要と認める地域居住者等に対し、避難の立ち退きを指示することができる。この場合には、直ちに避難の指示をした旨を市町村長に報告する。

(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

火山災害の状況により、住民等の生命、身体に危険が切迫していると認められるときで、市町村の吏員、避難指示に関する権限の委任を受けた職員、警察官がその場にいらない場合に限り、危険地域の住民等に対して避難のための立ち退きを指示することができる。この場合には、直ちに避難の指示をした旨を防衛大臣の指定する者に通知する。

3 避難のための立ち退き指示の内容

避難のための立ち退き指示は、次の内容を明示して行う。なお、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を省略して、行うことができる。

(1) 避難対象範囲

(2) 避難先

(3) 避難経路

(4) 立ち退きを指示する理由

(5) その他の必要な事項

4 警戒区域の設定

(1) 富士山周辺市町村の長

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。市町村は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて火山災害警戒（対策）合同会議（以下「合同会議」という。）において協議を行う。なお、居住地域に対して警戒区域を設定する際には、日本国憲法第22条第1項で定める基本的な人権（居住・移転の自由）に配慮し、立ち退く住民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減するよう努める。

(2) 知事

富士山周辺市町村の長がその全部若しくは大部分の事務を行うことができなくなった場合には、富士山周辺市町村の長に代行して、警戒区域を設定する等の災害対策基本

法第 63 条第 1 項に規定する富士山周辺市町村の長の権限を実施する。この場合に、知事はその旨を公示する。

(3) 警察官

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときで、かつ富士山周辺市町村の長若しくは、市町村の吏員、警戒区域設定等に関する権限の委任を受けた職員が現場にいないとき、又は富士山周辺市町村の長等から要求があったときは、直ちに警戒区域を設定する等の災害対策基本法第 63 条第 1 項に規定する富士山周辺市町村の長の権限を実施することができる。この場合には、直ちに警戒区域を設定した旨を富士山周辺市町村の長に通知する。

(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときで、富士山周辺市町村の長若しくは、市町村の吏員、警戒区域設定等に関する権限の委任を受けた職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する等の災害対策基本法第 63 条第 1 項に規定する富士山周辺市町村の長の権限を実施することができる。この場合には、直ちに警戒区域を設定した旨を富士山周辺市町村長に通知する。

5 住民の避難準備・避難行動

- (1) 富士山周辺市町村の長等により入山規制の呼び掛け等が実施されたとき、観光施設等においては、施設利用者に対して情報の伝達を確実にする体制をとるとともに、輸送車両の確保等緊急時の避難に関する準備を開始する。
- (2) 住民等は、避難指示があった場合、原則として、自主防災組織があらかじめ選定した一次避難地に集合し協力して安否確認等を行うものとする。
- (3) 要配慮者のうち施設に入院、通所又は入所している者は、施設管理者が他の施設等への移動若しくは家族への引渡を実施する。
- (4) 医療機関に入院している者は、県、富士山周辺市町村、当該医療機関が、後方医療機関への搬送を実施する。

6 噴火前の自主的な分散避難

噴火警戒レベル 1 において「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された時点から噴火警戒レベル 3 までの間において、避難対象エリアに位置する市町村は、避難指示の発令前に避難者自身が選定する場所へ自主的な避難を行うことを呼び掛ける。

この段階での避難は地域に関わらず自家用車での移動が可能である。自家用車による避難を希望し、親族・知人宅や遠方の宿泊施設などへ身を寄せても生活が維持できる住民を対象として「地域のスリム化」のために避難行動要支援者の避難開始時期より前の予兆観測後の早い段階で自主的な分散避難を積極的に呼びかける。

7 観光客・登山者への対応

避難基本計画に基づき対応を行う。円滑な避難の実現のため、観光客等の富士山周辺以外に生活拠点を有する者については、避難ではなく「帰宅」を原則とし、帰宅手段は入城した手段によることとする。

「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が気象庁から発表された場合、五合目から上にいる観光客・登山者を対象に速やかに下山するよう指示する。

噴火警戒レベルが引き上げられたまま、噴火には至らず長期間が経過する場合には、協議会を開催し火山活動の状況を参考に、その後の対応を検討する。

観光客・登山者等への対応 実施基準

実施時期	対 応
噴火警戒レベル1 (解説情報（臨時）)	五合目から上の登山者について下山指示
噴火警戒レベル3	帰宅の呼び掛け (第4次避難対象エリアから内側)

8 住民等が実施する自衛措置

- (1) 住民等は、降灰時には、できるだけ外出を控え、やむを得ず外出するときは、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグル等を着用する。
- (2) 避難行動要支援者等（介護者を含む）、特に避難行動に時間を要する者は、避難指示後では、迅速・円滑な避難が困難な場合があることから、富士山周辺市町村の長から避難のための立ち退きの発令があった場合には、早期の避難を行う。
- (3) 一時滞在者は、富士山周辺市町村の長から下山の呼び掛け、入山自粛の呼び掛け及び観光自粛の呼び掛けがあった場合には、呼びかけの対象となった地域からの積極的な退去に努める。

9 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設

- ア 富士山周辺市町村の長は、火山災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を対象に、噴火現象に適した避難所を開設する。
- イ 富士山周辺市町村の長は、住民に避難準備の呼び掛けを実施した場合に、噴火現象に適した避難所を開設する。
- ウ 富士山周辺市町村の長は、必要に応じ、予め指定された施設以外の施設についても、火山災害に対する安全性を確保のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設するよう努める。

(2) 避難場所の運営管理

- ア 富士山周辺市町村は平時からマニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、地域住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。
- イ 市町村は指定避難所の適切な運営管理に努める。また、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市町村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- ウ それぞれの避難所で受入れている避難者にかかる情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の安否の確認に努め、把握した情報について市町村と共有する。
- エ 避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保保護、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- オ 避難所における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する、特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- カ 市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- キ 市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- ク 災害の規模等にかんがみて、被災者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じて、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- ケ 県は、被災市町村へ避難所運営の応援職員を派遣する仕組みを整える。
- コ 溶岩流に埋没した地域では、復旧復興に長期間を要するため、速やかに第14節 住宅供給の内容に基づく対応を検討する。

10 広域一時滞在

(1) 基本的な考え方

溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難は、自市町村内での避難を基本とし、状況によっては自市町村外への広域一時滞へ避難の拡大をする（図7）。

これまでは、溶岩流等からの避難は、自家用車等による避難を基本としていたが、富士山ハザードマップの改定により、深刻な渋滞の発生により逃げ遅れが懸念されるため、一般住民は、徒歩により避難所（場所）等へ移動し、必要に応じて行政が手配する車両により更なる移動を行うことを基本とする。

なお、市町村外への避難は同一県内の他市町村で受け入れることを基本とするが、受入市町村が広域避難者の受入れのために開設する避難所の収容可能数の不足や火山活動等の状況等から、各県への避難が必要となった場合には、県は広域避難者の受入れを要請する。ただし、被災等により各県も受入れが困難な場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

また、県は、本計画に示した考え方に基づき、市町村外への避難が必要となる見込みの避難者数等について、必要に応じて検討する。

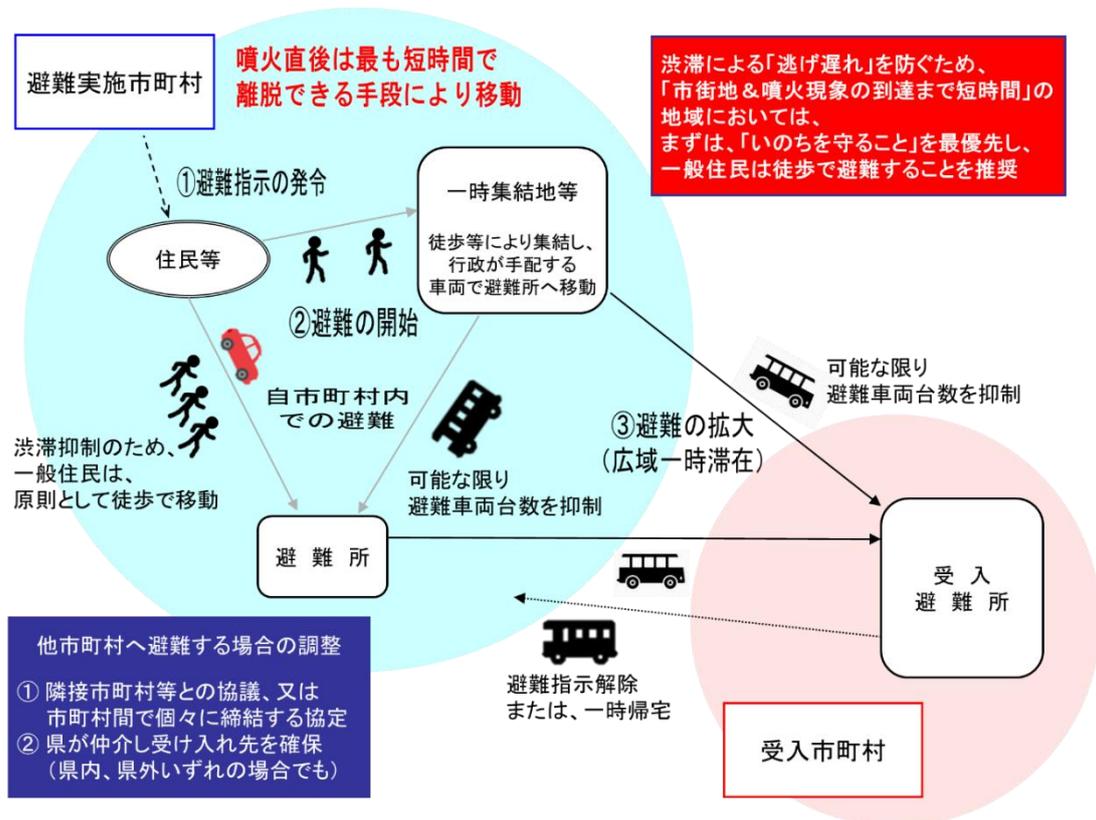


図7 広域避難の受入調整フロー図

(2) 広域避難路の指定

協議会は、広域避難が必要になった場合に備え、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定している（図8）。

避難実施市町村は、協定等に基づく市町村外への避難に備え、広域避難ルートを検討の上、予め避難路としての指定を検討する。

表 1 山梨県の広域避難路

路線名・区間		始点・終点 市町村名	
富士・東部地域			
中央自動車道	富士吉田市	上野原市	[神奈川県に接続]
東富士五湖道路	山中湖村 [静岡県に接続]	富士吉田市	[中央自動車道（大月方面）接続]
国道 20 号	甲州市	上野原市	[神奈川県に接続]
国道 137 号（吉田河口湖バイパス）	富士吉田市	笛吹市	
国道 138 号	山中湖村 [静岡県に接続]	富士吉田市	[国道 137, 139, 300, 413 号に至る]
国道 139 号	富士河口湖町 [静岡県に接続]	小菅村	[東京都に接続]
国道 413 号	富士吉田市	道志村	[神奈川県に接続]
国道 358 号	富士河口湖町	甲府市	
国道 300 号	富士河口湖町	身延町	
(一) 山中湖忍野富士吉田線	山中湖村	富士吉田市	[国道 139 号に至る]
(一) 山中湖小山線	山中湖村	山中湖村	[神奈川県に接続]
(主) 河口湖精進線	富士河口湖町	富士河口湖町	[国道 139 号に至る]
(主) 富士河口湖芦川線	富士河口湖町	笛吹市	

第6節 避難区域・警戒区域の見直し

- 1 富士山周辺市町村の長は、新たに火山災害の危険性が発生した範囲又は火山災害の危険性が解消された範囲について、安全性等を十分に確認し避難範囲の縮小又は避難解除及び警戒区域の見直しを行う。その際に、県に助言を求めることができる。
- 2 県は、富士山周辺市町村の長が避難範囲の縮小及び避難解除や警戒区域の見直しを行う際に、必要に応じて専門的な知識を持つ、関係機関及び火山専門家等と噴火の見通しや今後の活動評価について協議を行う。

第7節 一時帰宅の実施

- 1 富士山周辺市町村の長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には、対象範囲を決定して一時帰宅を実施することができる。なお、一時帰宅の実施に当たっては、二次災害の防止を考慮して、警察、消防、自衛隊等関係機関の協力を得て、十分な安全対策を講じるものとする。
- 2 富士山周辺市町村の長は、一時帰宅を行う場合、県に助言を求めることができる。その際、県は必要に応じて、関係機関及び火山専門家等と協議を行う。

第8節 家畜避難及び逃走防止

畜産農家等は、噴火警報：噴火警戒レベル4が、発表された場合、第2次避難対象エリアを基本として家畜の避難及び逃走防止措置の対策を講じるものとする。

第9節 交通応急対策

火山災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行うものとする。また、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとする。

交通規制を実施した場合、県、富士山周辺市町村、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制等の内容の広報の徹底を図る。

1 基本方針

- (1) 災害の危険が切迫した場合には、車両等の通行安全を確保し迅速・円滑な避難及び危険地域内での災害応急対策の円滑化を図るため、当該地域への一般車両の乗り入れは、原則として禁止又は制限する。
- (2) 被害拡大防止及び円滑な災害応急対策活動を確保するため、災害が発生している地域での一般車両の走行及び乗り入れを禁止又は制限する。
- (3) 避難路等については、優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の走行を禁止する。
- (4) 被災地域、その周辺の防災上重要な道路については、必要な交通規制を実施する。

2 交通規制の実施

- (1) 県公安委員会は、災害の危険が切迫した場合には、危険区域での災害応急対策活動が的確かつ円滑に行われるよう、必要があると認めるときは政令で定めるところにより、道路の区間を指定して緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限するものとする。
- (2) 警察及び道路管理者は、「火口周辺警報」及び「噴火警報」の発表に伴い、各市町村で定めた防災避難マップに基づき設定された避難範囲や合同現地対策本部において新たに設定した避難範囲を基に、迅速・円滑な避難が行えるよう、必要に応じ交通規制及

び通行禁止等の措置を講じる。

- (3) 警察及び道路管理者は、合同現地対策本部から交通規制について要請を受けた場合には、可能な限り速やかに必要な措置を講じるとともに、関連情報を合同現地対策本部に提供するものとする。
- (4) 鉄道事業者は、富士山噴火時に影響を受ける可能性がある鉄道路線について運行停止等の処置を講じる。（噴火の状況に関わらずすべての場合）
また、噴火時以外でも必要に応じて運行規制・運行中止等の措置を行う。
- (5) 県は、取材ヘリ等の集中による事故発生を防止し、かつ上空からの監視観測活動を円滑に実施するため、国土交通省等に協力を求めて、必要に応じてヘリコプター等航空機の飛行に関して注意を喚起するよう関係機関・関係団体に広報する。

3 交通規制の標示

- (1) 県公安委員会は、災害対策基本法等に基づき交通規制を実施する場合には、災害対策基本法施行令第32条の規定に従い、標示を設置してこれを行う。ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により、これを行うものとする。
- (2) 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日）に定められた標識等を設置する。

第10節 民心・社会秩序安定のための活動

- 1 県及び富士山周辺市町村は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。
 - (1) 県
 - ア 市町村の区域を超える緊急物資の調達及び斡旋
 - イ 県内の在庫減少の著しい物資について国への要請
 - ウ 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。
 - (2) 富士山周辺市町村
 - ア 緊急避難等で非常持ち出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋
 - イ 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請
 - ウ 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。
- 2 警察は、被災者等の安全・安心を確保するための警察活動を推進し、公共の安全と秩序の維持に当たる。
- 3 県、富士山周辺市町村、警察、消防等は連携して、地域全体が集団避難を行わなければならない事態が発生した場合の無人化した地域について、二次災害を十分に警戒しながら、治安維持活動に努める。

第11節 降灰対策

- 1 気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、又は県内に降灰があったときは、県及び降灰があった市町村は、互いに協力して降灰分布を把握するとともに、甲府地方気象台等から降灰にかかわる風向・風速情報を収集し、報道機関の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。
- 2 民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、市町村が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰につい

ては、一時的仮置き場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとする。

- 3 県及び降灰が予想される市町村は、清掃、集積した火山灰の一時的仮置き場、火山灰の利用、処分等について、事前に検討を行う。
- 4 道路管理者は、あらかじめ、ロードスウィーパー等の道路除灰作業に活用可能な資機材の所有状況を把握するとともに、富士山噴火に伴う道路除灰作業計画の策定に努める。
なお、大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰機材の確保や作業方針の調整が必要な場合には、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定するものとする。
- 5 鉄道事業者は、降灰により鉄道施設に障害が生じたときは、工事関係者等の協力を得て降灰の除去等の応急対策を実施する。

第12節 被害拡大防止策

噴火時の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後の降雨による土石流及び降灰による災害拡大防止のため、噴火現象に応じて次の対策を実施する。

1 国・県・富士山周辺市町村・防災関係機関

- (1) 緊急減災対策砂防計画が策定されたことから、それぞれの現象に対する、減災対策を実施することとする。
- (2) 危険範囲からの危険物等の搬出
- (3) 降灰の除去（公共施設、電線の灰除去、水質汚濁防止など）

2 降灰があった地域の住民及び事業者

堆積した降灰の除去（住宅・事業施設等）を実施する。

第13節 災害救助法による支援

災害救助法に基づく救助の実施は、知事が行う。ただし、災害救助法が適用されない場合の救助については市町村の長が行うものとする。

第14節 住宅供給の実施

県及び富士山周辺市町村は、火山災害により継続して居住することが困難となった住民が発生した場合、住民の要望、地域特性、避難前の地域社会の維持等に配慮した公営住宅の提供及び民間賃貸住宅の情報提供を実施する。

また、自らの資力で住宅を得ることができない被災者には、災害救助法に基づき応急仮設住宅を供給する。

1 応急的な住宅確保

富士山周辺市町村は、火山活動が活発化してから終息に至るまでの期間が長期に及ぶ場合は、住宅が被災していない場合の避難対象の住民についても、長期間の避難生活が強いられる観点から応急的な住宅供給について検討する。その際、県は必要に応じて調整・支援を行う。

2 建設型応急住宅建設

大規模な災害が発生したとき、災害対策本部の要請を受け、市町村、建設業者の協力を得て早急に建設型応急住宅を建設する。

3 民間賃貸住宅の借り上げによる賃貸型応急住宅の供給

大規模な災害が発生したとき、災害対策本部の要請を受け、市町村、不動産関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅を借り上げ、賃貸型応急住宅を供給する。

第15節 残留者・行方不明者等の捜索

- 1 富士山周辺市町村は、一般住民の噴火前避難にあたり、各避難所等から避難所情報を集約するとともに、残留者・行方不明者等の発生している区域を特定し県へ報告する。
- 2 県、富士山周辺市町村、消防職員・団員、警察、自衛隊等は、連携し捜索・救出班等を編成して対応する。
- 3 噴火時の捜索にあたっては、二次災害を防災するため、噴火状況を把握した上で安全確保に関する万全の対策を講じるものとする。

第16節 災害ボランティア支援対策

1 災害ボランティアの受入

県、富士山周辺市町村及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとする。

また、広域的なボランティアの受け入れ調整等について、速やかに実施できるよう、県、市町村及び関係団体の情報共有体制等の連携を強化する。

2 災害ボランティアの活動の推進

県は、火山災害時におけるボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等との連携を強化し、災害ボランティアの受入体制の整備を図る。

また、災害ボランティア活動の推進を図るため、県、山梨県社会福祉協議会、山梨県共同募金会、山梨県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部、及び山梨県障害者福祉協会は、互いに協力するものとする。

第17節 要配慮者支援対策

1 要配慮者への配慮

- (1) 富士山周辺市町村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等ができるように努める。また、避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅の提供にあたっては、要配慮者に十分配慮し、特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置に努める。さらに、要配慮者に向けた情報の提供についても十分に配慮する。
- (2) 富士山周辺市町村は、指定避難所等における要配慮者の生活を支援するため、必要に応じてホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパーの協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- (3) 避難行動要支援者の避難については、一般住民より避難に時間を要することから、噴火前を含めて、早い段階での避難準備、避難を行う。
- (4) 避難開始のタイミングや範囲について、避難基本計画を基本とするが、地域の実情に応じた対応とすることも差し支えない。
- (5) 施設からの避難に際しては、必要に応じて富士山火山避難計画に示す中継ポイントを設置するなど、避難時間が確保出来るよう配慮し入院・入所者だけでなくスタッフの安全確保に努める。

2 要配慮者向けの情報提供

富士山周辺市町村は、要配慮者に対応した情報提供が適切に行われるように配慮する。

3 帰宅困難者等の保護

交通機関の管理者等は、自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときには、市町村、警察等と密接な連携をとりつつ、情報提供や広報活動等により不安の解消と安全確保に努める。

また、県、市町村及び関係機関は、帰宅困難者等の一時避難所の確保に努めるとともに、滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予測されるときは関係各機関が連携して、最寄りの指定避難所等安全な場所に誘導し保護する。県本部は、各機関を通じて滞留者の状況を把握し、適切な情報を提供するとともに、必要な措置をとる。

第 18 節 施設・設備等の応急復旧活動

1 ライフライン

被災者の生活保護のためライフラインの応急復旧を迅速に行う。

第4章 継続災害・復旧・復興計画

第1節 継続災害

大量の降灰があった場合には、土石流危険渓流において土石流が反復・継続して発生する場合が考えられることから、降灰後の降雨による土石流の危険予想範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。

1 県

- (1) 危険性の緊急調査の実施
- (2) 土石流・泥流対策の緊急工事

2 市町村

- (1) 警戒基準雨量の見直し
- (2) 警戒避難体制の確立
- (3) 降雨時の避難の実施

第2節 風評被害発生時の防止対策

- 1 県及び市町村は、正確な情報の流布把握に努めるとともに、誤情報の拡大の兆しを確認された場合には、見解を発表し被害防止に努めるものとする。
- 2 県及び市町村は、風評による被害を受けた事業者に対して、その被害を回復できるよう努めるとともに、事業が継続できるような制度・仕組みについて検討を行う。

第3節 弔慰金・生活再建資金等の供給

県及び富士山周辺市町村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付、また、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の自立的生活再建の支援を行うよう努める。

第4節 恒久住宅等の供給・再建

- 1 応急仮設住宅の解消や被災者の生活の再建を図るために、恒久的な住宅の供給を推進する。
- 2 県及び富士山周辺市町村は、被害調査を実施し、住宅の必要供給戸数を算出するとともに、被災地の復興方針等を踏まえ、住宅再建手法について検討する。その際、被災者の再建意向についても聞き取り調査等により把握し、公営住宅の供給計画、資金融資等による住宅の補修・再建等供給方針を定め、被災者に速やかに提示する。
- 3 県及び富士山周辺市町村は、避難生活が長期化する場合には、要配慮者等の居住環境確保のため、公営住宅やホテル・旅館等の避難所としての積極的な活用を検討する。

第5節 義援金品募集配分計画

1 実施団体

次の関係機関、団体等をもって配分委員会を構成して実施する。
県・市町村・日本赤十字社山梨県支部・共同募金会・報道機関その他

2 募集及び配分

配分委員会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら公平に実施する。

なお、平時から災害時に速やかな配分等ができるよう、その方法等について検討に努めるものとする。

3 募集及び配分結果の公表

配分委員会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第6節 税の減免・公共料金の特例措置等

県及び富士山周辺市町村は、必要に応じて、地方税の申告期限・納入期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等、被災者の負担軽減を図る。

第7節 被災地における雇用維持等

県及び富士山周辺市町村は、被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずる。また、離職を余儀なくされた被災者に対するきめ細やかな職業紹介を行う。

第8節 噴火災害発生後の新たな地域づくり

県及び富士山周辺市町村は、噴火に伴う被害範囲や被害状況を把握するとともに、火山専門家、学識者等の協力を得て、安全性や火山活動の継続に伴う影響範囲等の検討・調査を実施し、防災上の観点から災害危険区域の設定等、地域のあり方についての検討を積極的に行う。

第9節 火山資源の活用

- 1 県及び富士山周辺市町村は、噴火履歴を観察できる露頭等の自然資源や既存の砂防えん堤等を活用した観光の振興を図るよう努める。また、災害遺構も加えた新たな観光等による地域産業の活性化を図るよう努める。
- 2 火山堆積物については、工業製品への活用等災害後の地域産業の振興に役立てるよう努める。

第10節 各種行政サービスの実施体制の整備

噴火による避難の長期化などに対応するため、国、県及び富士山周辺市町村は、避難者の様々な行政手続きが一箇所で行える体制整備に向けて検討する。